

平成30年度

知床半島先端部地区利用状況調査及び利用のあり方検討等業務

報告書



平成31年3月

環境省 北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所
公益財団法人 知床財団

目次

(1) 先端部地区における現地情報の収集.....	1
(2) 先端部地区利用状況調査.....	5
(3) 知床国立公園の利用のあり方に関する懇談会の運営.....	8
1) 平成30年度第1回 知床国立公園利用のあり方に関する懇談会の開催.....	10
2) 平成30年度第2回 知床国立公園利用のあり方に関する懇談会の開催.....	11
3) 平成30年度第3回 知床国立公園利用のあり方に関する懇談会の開催.....	12
4) 知床国立公園利用のあり方に関する懇談会に係るヒアリングの実施.....	16
(3) 知床五湖園地の利用法紹介リーフレット等の編集・印刷.....	17
資料編.....	27
1. 先端部地区における現地調査Ⅰ「相泊－知床岬間の海岸トレッキング巡視」.....	28
2. 先端部地区における現地調査Ⅱ「知床岳巡視」.....	35
3. 平成30年度第1回 知床国立公園利用のあり方に関する懇談会 議事及び配布資料.....	40
4. 平成30年度第2回 知床国立公園利用のあり方に関する懇談会 議事及び配布資料.....	85
5. 平成30年度第3回 知床国立公園利用のあり方に関する懇談会 議事及び配布資料.....	130

報告書概要

1. 業務名

平成30年度知床半島先端部地区利用状況調査及び利用のあり方検討等業務

2. 業務の目的

知床半島先端部地区(以下、「先端部地区」という。)は極めて原始性の高い自然環境と豊富な野生生物によって形成される多様な生態系が残されている地域であり、利用のための施設が設けられていないなど、一般の利用者による積極的な利用は想定されていない。一方で、知床ならではの質の高い自然体験の機会を求めて多様な利用者が訪れる場所でもあり、適正な利用と保全を図ることが必要である。

環境省では、原始性の高い自然環境の保全と質の高い自然体験機会の提供を両立するため、レクリエーションを目的として先端部地区を利用する際のルール「知床半島先端部地区利用の心得」(以下、「利用の心得」という。)を定め、知床ルールとして先端部地区利用者への普及啓発を進めてきた。しかし現状では、先端部地区の不適切な利用による野生動物との軋轢や危険な事故事例なども発生しており、利用者へのより一層の利用のルールの啓発や先端部地区に関する情報提供が必要である。

このように、先端部地区の利用にあたっては、自然景観の保全を前提とした一定ルールの下での適切な利用を基本方針としてきた。しかしながら、ルールである利用の心得の策定から10年が経過しており、利用状況の変化や利用ニーズの多様化が見られることから、先端部地区を含めた知床国立公園の適正な利用のあり方について再検討する必要性が指摘されている。平成29年度には先端部地区について地域内の意見を聴取する「知床国立公園利用のあり方に関する懇談会」(以下、「懇談会」という。)を3回開催しており、平成30年度までに地域内の意見をとりまとめることとしている。

本業務は、先端部地区利用者に対する利用のルールの啓発や情報提供に資するため、「知床世界遺産ルサフィールドハウス」(以下、「ルサフィールドハウス」という。)等にて提供する先端部地区の現地情報や利用状況等を調査するとともに、知床国立公園の利用のあり方を検討するため、懇談会を開催し、先端部地区を含めた知床国立公園の利用のあり方に関する地域内の意見をとりまとめるほか、知床五湖園地の利用法紹介リーフレット等の印刷を行うものである。

3. 業務実施体制

本業務は、環境省からの請負業務として公益財団法人知床財団が実施した。

4. 業務内容

(1) 先端部地区における現地情報の収集

羅臼町相泊から知床岬までの海岸線トレッキングや知床岳登山の利用状況を把握するため、難所やルートについて現地調査を行い、その情報をルサフィールドハウスに提供した。

(2) 先端部地区利用状況調査

利用者に対して聞き取り調査を実施した。調査実施中に難所の状況変化(落石や崩壊等)、ヒグマ出没情報等について確認した場合、その状況を記録し、ルサフィールドハウスへ情報を提供した。

(3) 知床国立公園の利用のあり方に関する懇談会の運営

知床国立公園の利用に関して、地域関係団体、関係行政機関による「知床国立公園の利用のあり方に関する懇談会」を3回実施した。第1回目は平成30年10月9日に羅臼町商工会館、第2回は平成30年12月7日に斜里町ゆめホール知床、第3回は平成31年2月19日に羅臼町公民館で開催した。

(4) 知床五湖園地の利用方紹介リーフレット等の編集・印刷

観光客とヒグマの遭遇や、利用による植生の荒廃等に対処するため、知床五湖園地の利用法紹介リーフレット等の編集・印刷を行った。

(1) 先端部地区における現地情報の収集

先端部地区は原始性の高い自然環境と豊富な野生生物によって形成される多様な生態系が残されている地域であり、利用のための施設が設けられていないなど、一般の利用者による積極的な利用は想定されていない。一方で、知床ならではの質の高い自然体験の機会を求めて多様な利用者が訪れる場所でもあり、容易にアクセスすることができない地域の現地情報の収集が求められる。

このため本業務では、羅臼町相泊から知床岬までの海岸トレッキングと知床岳登山の利用状況の把握と、難所やルートについて現地調査を踏破にて実施することで、当該地域の詳しい状況を収集し記録した。

●方法

羅臼町相泊から知床岬までの海岸線トレッキング及び知床岳登山を各1回、それぞれ2泊3日の計画で全行程徒歩にて実施した。現地調査にあたっては、先端部地区における利用者の導線や各利用形態の利用適正時期を考慮したうえで調査計画を作成し、7～8月の利用の多い期間に表-1の通り計画した。

No.	巡視日程	巡視場所	巡視人数
I	平成30年7月10日～12日	相泊－知床岬	2名
II	平成30年8月28日～29日	相泊－知床岳	2名

表-1. 先端部地区における現地調査の日程

また現地調査は、先端部地区の適正利用及び安全管理・危機管理の観点から、利用の心得の内容を熟知している者が調査を実施し、先端部地区における各利用形態の経験及び危険個所についての知識を有し、ヒグマ遭遇時に適切に対応可能な者を配置して実施した。

調査では、各難所の状況や崖崩れ、落石などの情報、また渡渉河川の状況やヒグマ出没状況などの現地情報を収集して取りまとめを行い、収集した情報は速やかに羅臼ビジターセンターおよびルサフィールドハウスに提供した。

●結果と考察

現地調査 I 「相泊－知床岬間の海岸トレッキング巡視」と現地調査 II 「知床岳巡視」の結

果について以下に記載した。現地調査Ⅱ「知床岳巡視」に関しては、二日目悪天候により知床沼までの巡視に変更となった(写真1-2)。



写真1-1. 知床岬巡視風景



写真1-2. 知床岳巡視

現地調査Ⅰ「相泊ー知床岬間の海岸トレッキング巡視」

日時：2018年7月10日(火)4:30～7月12日(木)14:30

対応者：茂木三千郎、長尾佐助

行程：

7/10 相泊出発4:30→観音岩6:03→トツカリ瀬7:08→巨岩帯8:46→モイレウシ10:11→ペキンの鼻11:47→近藤ヶ淵12:24→二本滝15:13

7/11 二本滝10:20→念仏岩10:30→カブト岩11:28→赤岩12:25→知床台地13:20→赤岩13:26→カブト岩14:37→念仏岩15:20→二本滝16:10

7/12 二本滝4:30→近藤ヶ淵6:35→ペキンの鼻7:03→モイレウシ8:45→巨岩帯9:24→トツカリ瀬11:02→観音岩12:09→相泊14:30

結果：

- ・カモイウンベ川は飛び石での渡渉が可能であったが、増水している場合は、渡渉が困難になる。
- ・クズレハマ川は昨年から設置されている橋がそのまま残っており、問題なく渡渉が可能である。
- ・崩浜から知床岬にかけて、使用されている昆布番屋はなかった。
- ・観音岩の高巻きには、残地ロープが1本残されており、昨年度と変化はなかった。
- ・ウナキベツ川は、倒木を利用した渡渉が可能である。
- ・タケノコ岩の高巻き南側斜面は、昨年度と大きな変化はないが、この数年で下部の砂

礫の崩れが進んでおり、以前より難易度があがっている。

- ・ペキン川は昨年よりも川幅が広がっているが、渡渉は可能である。
- ・近藤ヶ淵の高捲きは、ルートへの浸食が進んでいるものの、登攀は可能。
- ・念仏岩高捲きに残置されている漁業ロープが支点としている木は立ち枯れており、このロープを使用することは危険。
- ・念仏岩北側を懸垂下降する際には、10m以上のザイルが必要である。
- ・赤岩の昆布番屋は使用されておらず、今年からは無人であった。

その他、詳細な記録は資料編 28 p（先端部地区における現地調査 I 「相泊－知床岬間の海岸トレッキング巡視」）に添付した。

考察：

相泊から知床岬にかけての行程で、通行が困難になるような大規模な崖崩れや落石は確認されなかった。ただし、小規模な高捲き斜面のえぐれやルートへの浸食は年々進んでいる。また、難所に残置されているロープに頼ることは推奨できないため、装備には 30m 程度のザイル、カラビナ、180cm 程度のスリング 2 本、ハーネスなどが必要である。また、3 日間で計 8 頭のヒグマを目撃しており、クマスプレーの携行とヒグマ遭遇時の対処法の知識がないと、トレッキングを安全に行うことはできない。

さらに今年度から、赤岩地区にて泊まりこみで昆布作業を行っていた 2 軒の昆布番屋での作業が行われなくなり、クズレハマ川以北で昆布作業を行う番屋はなくなった。この他は数軒の定置網の番屋が残るのみだが、定置網の番屋は夏期には泊まりこみでの作業は行わないため、今後は岬までのトレッキング中に地元の漁業者と一度も遭遇しないことも多くなる。昨年度も波の高い悪天候時にトッカリ瀬を通過しようとして、トレッカーが波にのまれ死亡する事故が発生している。先端部地区で多数の昆布番屋が作業を行っていた数年前までは、このような際には点在する漁業者が悪天候時の危険性をトレッカーに伝えたり、引き留めたりしていたことは周知のとおりである。

以上のような、難所の小規模な崩落が進んでいる自然環境の変化と、昆布番屋の急激な減少という社会的環境の変化を鑑みると、知床岬へのトレッキングの難易度は近年ますます高くなっているといえる。

現地調査 II 「知床岳巡視」

日時：2018 年 8 月 28 日（火） 5：00 ～ 2018 年 8 月 29 日（水） 15：00

対応者：茂木三千郎、長尾佐助

行程：

8/28 相泊出発 5:00→観音岩 6:30→青沼 9:30→ポロモイ台地 13:00→890m 池塘 14:30

→知床沼 15:00

8/29 霧が濃い為、停滞 5:00～6:30→知床沼 7:00→890m 池塘 8:00→ポロモイ台地 9:30

→青沼 11:00→観音岩 13:00→相泊到着 15:00

結果：

- ・ウナキベツ川左岸の斜面へ取り付くルートに残置ロープが設置してあるが、ロープの劣化と立木が細いため、使用することは危険である。
- ・崩壊地の各所に残置ロープが設置されているが、どれも著しく劣化しているので使用することは危険である。
- ・崩壊地のルートは地質が脆弱であり、崖側を歩くと崩れる恐れがあり、非常に危険である。
- ・ポロモイ台地の崩壊地側に近いルートは、ハイイヌツゲが入り込んでおり、藪漕ぎに苦労する。
- ・知床沼野営指定地周辺に異常はなかったが、指定地を囲うロープがササに覆われており、所々見えない箇所があった。
- ・利用者の指導、不法投棄などの対応は特になかった。

その他、詳細な記録は資料編 35 p（先端部地区における現地調査Ⅱ「知床岳巡視」）に添付した。

考察：

近年、知床岳の無積雪期の登山者は減少傾向にあり、ルート全体で踏み跡の不明瞭さ、藪漕ぎの厳しさが増しつつある。ウナキベツ川左岸から知床沼の区間で通行が困難になる大規模な土砂崩れなどは特になかったが、崩壊地は年々草付きの斜面が減少し、足場の悪い切り立った地形を歩かなければならない。ポロモイ台地の藪にはハイマツだけでなくハイイヌツゲなども入り込んできており、今後ますます厳しい藪漕ぎとなる。また各所に設置してある残置ロープは年々摩耗が進行し、いつ切断してもおかしくない状況であるため、利用者へのレクチャーはしっかり行う必要がある。

一昨年6月に知床岳のガイドツアーに参加していた登山者が低体温症になり死亡した。数年前までは青沼から知床岳のピークアタックが可能であったが、現在は知床沼からでも10時間以上かかる行程となっている。夏期でも一桁になる気温と、長い行動時間に対応できる体力が必要な山域である。

以上のことから、知床岳へのルートは今後も月日が経つほど条件が厳しくなると考えられるため、常日頃の情報収集を怠らず、利用者に向けて情報発信を行う必要がある。

(2) 先端部地区利用状況調査

知床半島先端部地区における利用状況を把握するため、下記の利用シーズンである7月中旬から8月の期間に、海岸トレッキングルート上の利用拠点における聞き取り調査を実施した。聞き取り調査は、7月中旬から8月の期間に、海岸トレッキングルート上であるモイレウシ湾にて9日、ペキン浜にて6日の計16日間調査を実施した。調査地までは、船舶または徒歩にてアクセスした。

調査項目は、パーティの人数、年代、アクセス方法、目的地、行動予定、ヒグマ対策の状況、知床世界遺産ルサフィールドハウスへの立ち寄りの有無、利用の心得及びシレココの認知状況で、計7組、26名から回答を得た。

聞き取り調査の結果を、表2に示した。

日付	パーティの人数	年代	アクセス方法	目的地・行動予定	クマ対策	ルサFHへの立ち寄	心得、シレココの認知
2018.7.14	10	60代	徒歩	相泊ー知床岬往復	クマ鈴	無	知らない
2018.8.14	1	40代	徒歩	ウトロ→知床岬→相泊	無	無	不明
2018.8.14	2	20代	徒歩	相泊ー知床岬往復	クマスプレー	有	知っている
2018.8.15	2	20代・30代	徒歩	相泊ーモイレウシ往復	無	無	知らない
2018.8.16	1	40代	徒歩	相泊ー知床岬往復	手をたたく	無	知らない
2018.8.18	2	40代	徒歩	相泊ー知床岬往復	無	無	知っている
2018.8.18	8	40代・60代・70代	シーカヤック	相泊→知床岬→ウトロ	クマスプレー・轟音玉	無	知らない

表-2. 先端部地区利用状況調査の結果

パーティの人数は、1名から10名と幅広く、年代も20代から70代までとの回答があった。アクセス方法は、7組中1組のみがシーカヤックであり、他の6組は徒歩によるトレッキングであった。目的地・行動予定について、徒歩の利用は、相泊ー知床岬の往復が4組、モイレウシ往復が1組、ウトロー知床岬ー相泊という行程の利用者が1組あった。

クマ対策については、対策を行っていたのは約半数の4組で、クマスプレーを持参していたのは2組のみであった。

事前にルサフィールドハウスに立ち寄っていたのは、1組のみであった。利用の心得・シレココを認知していたのは、2組であった。

また、調査期間中、聞き取りの実施はできなかったが、沿岸を航行中の船舶から目撃した利用者のパーティ数とアクセス方法、目撃場所を表3にまとめた。

No.	日付	パーティ人数	アクセス方法	場所
1	7/13	1	徒歩	滝川
2	7/13	1	徒歩	不明
3	7/14	6	シーカヤック	カフト岩
4	7/14	7	徒歩	カモイウンベ
5	7/14	10	徒歩	化石浜
6	7/14	1	徒歩	クズレ浜
7	7/14	10	徒歩	滝川
8	7/15	7	シーカヤック	ペキン
9	7/15	1	徒歩	モイレウシ
10	7/16	7	徒歩	崩浜
11	7/17	1	徒歩	不明
12	7/18	2	シーカヤック	知床岬ローソク岩付近
13	7/18	1	徒歩	メガネ岩
14	7/22	3	徒歩	不明
15	7/23	3	徒歩	ウナキベツ川
16	7/29	3	徒歩	クズレ浜
17	7/30	1	シーカヤック	不明
18	7/30	1	徒歩	化石浜
19	7/30	3	徒歩	トツカリ瀬
20	7/31	1	シーカヤック	モイレウシ
21	7/31	6	徒歩	化石浜
22	7/31	3	徒歩	赤岩
23	7/31	1	徒歩	クズレ浜
24	8/1	1	シーカヤック	
25	8/1	3	徒歩	メガネ岩
26	8/4	2	徒歩	クズレ浜
27	8/5	3	徒歩	クズレ浜
28	8/7	2	シーカヤック	モイレウシ
29	8/8	1	徒歩	トツカリ瀬
30	8/15	3	徒歩	化石浜
31	8/15	1	徒歩	化石浜
32	8/19	7	シーカヤック	化石浜
33	8/19	5	徒歩	ウナキベツ
34	8/20	1	シーカヤック	モイレウシ
35	8/20	1	シーカヤック	クズレ浜
36	8/20	5	徒歩	タケノコ岩
37	8/20	5	徒歩	滝川
38	8/21	1	シーカヤック	クズレ浜
39	8/21	5	徒歩	モイレウシ
40	8/21	5	徒歩	クズレ浜
41	8/21	2	徒歩	観音岩
42	8/23	2	徒歩	カモイウンベ

表-3. 船舶から目撃した先端部利用者

合計で 42 回、135 名の目撃があった。しかし、知床岬の徒歩利用は 3 日程度を要する行程のため、目撃記録には同じパーティを複数回目撃している可能性も十分に考えられる。

また、調査実施中に、利用の心得から逸脱した不適切な利用（たき火の実施、ゴミの投棄、番屋への宿泊、釣魚の投棄等）や難所の状況変化（落石や崩落等）は認められなかった。調査中に目撃したヒグマ出没状況については記録を行い、速やかにルサフィールドハウス及び羅臼ビジターセンターへ提供した。

(3) 知床国立公園の利用のあり方に関する懇談会の運営

先端部地区は、一般の利用のための拠点が設けられていない一方で、かねてより原生の自然を求めた利用のニーズがあり、知床ならではの適正な利用と保全を図ることが必要な地域である。そのため先端部地区の適正な利用については、これまでに「先端部地区利用の心得」や「知床エコツーリズム戦略」等の各種ルールが設定されている。「先端部地区利用の心得」については、利用状況の変化等を踏まえ、平成27年度から2年間に渡る検討・議論を経て平成29年3月に改訂が行われたが、改訂は文言の修正にとどまっている。

上記の議論の過程において、既存のルールや知床国立公園全体の利用のあり方について長年議論を続けてきた知床半島先端部地区利用適正化基本計画は、国立公園管理計画に取り込まれ発展的に解消されているとの説明が環境省よりあったが、それだけでは十分ではなく国立公園の利用の大方針が見えづらくなっているとの意見があがった。このため知床の利用についての全体の骨格となるような根本的な議論を地域と関係機関とで行う必要があるといった意見が出された。

また、平成28年度第2回適正利用・エコツーリズム検討会議では、5年間を目途に、地域の意見や利用状況・ニーズ等を踏まえた利用のあり方について、既存ルールの見直しを含めた検討を進めていくこととなった。このような状況から、平成29年度より、地域関係者間で意見交換・議論を行うための場として、知床国立公園のあり方に関する懇談会が開催されている。この結果は知床国立公園管理計画をはじめ、各種利用のルール（知床世界自然遺産管理計画、知床エコツーリズム戦略、利用の心得など）の検討の際の地域からの意見として反映される。この懇談会は昨年度3回開催されており、それぞれの概要は以下の通りである。

○第1回：平成29年 9月19日（火）18:00-19:30 羅臼町商工会館

行政機関から現行の法律やルールについて説明し、知床半島先端部地区利用の心得点検部会の意見の振り返りを行った後、議論を行った。

初めに「無制限の利用ではなく何らかのルールが必要である。」ということを共通認識として確認した。また、はじめから知床半島全体の話をするのは難しいため、まずは利用のあり方検討の中心となる先端部地区の利用について議論を進めていくこととなった。その他に適正利用検討会議での提案はハードルが高すぎる、利用形態が違う両町では別々で話し合う場を設けるべきという意見があった一方、計画や全体に関しては一緒に議論することが必要との意見も出た。

以上を踏まえ、第2回懇談会では知床財団がまとめ役となり、両町それぞれで検討した今後の知床半島先端部の保全と利用案を持ち寄って議論することとなった。

○第2回：平成29年12月18日（月）14:00-16:00 斜里町産業会館

第1回懇談会の振り返りを行った後、両町で検討した利用案を発表し、議論を行った。

羅臼側は関係機関に聞き取りを行ったうえで、先端部の海岸線利用に絞り、トレッカーの片道動力船利用のシステムを提案した。一方、斜里側は関係機関への聞き取りで具体的な案が出なかったため、知床財団案として相泊-モイレウシ間のシャトル船を利用した入域規制のシステムを提案した。

議論では、先端部への動力船利用をトレッカーが望んでいるかアンケートすべきという意見や、先端部の具体的なシステムだけでなくもっと知床半島全体の利用のあり方の大枠を話し合うべきであるという意見があった。

今回、斜里側は関係機関での意見の取りまとめが不十分であったため、次回の懇談会までに斜里側での意見をまとめることとなった。第3回懇談会では、再度両町の提案を合わせて、大枠の利用のあり方を考えながら議論することとなった。

○第3回：平成30年3月1日（木）15:30-17:30 羅臼町商工会館

第1回、第2回懇談会の振り返りを行った後、斜里側で検討した知床国立公園全体を利用形態に応じてゾーニングする案について発表し、羅臼側の意見出しを行った。

悪天候で、知床財団と環境省以外の斜里側からの出席者は欠席であったため、議論は次回に持ち越しとなったが、ゾーニング案は羅臼側で精査し、見直す必要があるという意見があがった。そのほか、先端部の利用については漁業者の合意がとれているかが大事であるという意見や、斜里側と羅臼側を分けて議論すべきという意見も変わらずあった。

次回は再度斜里側のゾーニング案をもとに検討を続けることとなった。

昨年度に引き続き今年度は、平成30年10月9日に羅臼町商工会館で1回、平成30年12月7日に斜里町ゆめホール知床で1回、平成31年2月19日に羅臼町公民館で1回の計3回の懇談会を開催した。

それぞれの会議の開催にあたって、開催日の日程調整や開催案内の発送、会議資料の作成、印刷等を行った。会議当日には、座席表に合わせた机の配置、ネームプレート設置、及び録音のための音響機器の設定を含む会議場の設営を行った。会議後には、議事録(議事概要)を作成した。

各会議の内容と結果について、以下に記す。

1)平成30年度第1回 知床国立公園利用のあり方に関する懇談会の開催
平成30年10月9日(火)16:30~18:00 羅臼町商工会館 2階会議室



写真2-1. 第1回懇談会の様子

議事次第

1. 知床国立公園利用のあり方に関する懇談会の経過と予定について
2. 知床半島先端部地区の保全・利用案について
3. その他、次回予定

配布資料

- 資料1 知床国立公園のあり方に関する懇談会の経過と予定について
資料2-1 「知床国立公園利用のあり方に関する懇談会」に係わる斜里側の意見集約
資料2-2 ゾーニングとイメージ(案)と知床半島将来ビジョン
資料3 平成29年度第3回知床国立公園のあり方に関する懇談会議事録

※議事録及び配布資料は、巻末の資料に添付した。

会議概要

昨年度の第1回~第3回懇談会の振り返りを行った後、第3回で議論した斜里側のゾーニング案と羅臼側の意見について紹介し、①先端部地区地域、②ルサ・相泊間の道路沿線、及び、観音岩以南の先端部地区、についての議論を行った。

①・②とも、おおむね案どおりで意見がまとまった一方、共通の課題として、適切な利用ルールに基づいて受入想定人数を決めることや、事故の防止やレスキューシステムを含むルール作りが重要な検討課題であるという意見があった。また、ルールで100%事故が防げるわけではないが、悪天候時の道路閉鎖など強制力をもった対応も必要であるという意見もあった。

次回は、③先端部地区ルシャから今回と同様に検討を続けることとなった。

2)平成30年度第2回 知床国立公園利用のあり方に関する懇談会の開催

平成30年12月7日(金)10:00～12:00 羅臼町商工会館 2階会議室



写真2-2. 第2回懇談会の様子

議事次第

1. 知床国立公園利用のあり方に関する懇談会の経過と予定について
2. 知床半島先端部地区の保全・利用案について
3. その他

配布資料

- 資料1 知床国立公園利用のあり方に関する懇談会 これまでの経過と今後の予定
- 資料2 知床半島将来ビジョン
- 資料3 平成30年度第1回知床国立公園のあり方に関する懇談会議事録

※議事録及び配布資料は、巻末の資料に添付した。

会議概要

今年度第1回懇談会までの振り返りを行った後、第1回から引き続き斜里側のゾーニング案の残りの部分について議論を行った。

特に意見が多かった③ルシャ地区については、将来的に野生動物教育の場としてヒグマを観察できる環境を整えることを求める意見があった一方、ルール策定には観光客や国民への理解が必要不可欠であり、時間をかけて合意形成を図る必要があるという意見もあった。

そのほかのエリアについては特に大きな意見はなかったが、全体を通して利用させる方向の意見が多かったことに対して、現行の法律や施設のキャパシティを考慮した利用が必要である、具体的な利用の案を現実にする際には関係機関での十分な議論が必要であるといった意見があった。

ゾーニング案をもとにした意見出しが終了したので、今回はこれまでのまとめを実施することとなった。

3)平成30年度第3回 知床国立公園利用のあり方に関する懇談会の開催

平成31年2月19日(火) 16:00～18:00 羅臼町公民館 2階和室



写真2-3. 第3回懇談会の様子

議事次第

1. 知床国立公園利用のあり方に関する懇談会の経過と予定について
2. 知床半島の利用のあり方に関するルールの中核について
3. その他

配布資料

- 資料1 知床国立公園利用のあり方に関する懇談会 これまでの経過と今後の予定
- 資料2 知床国立公園先端部地区の管理方針について
- 資料3 知床森林生態系保護地域管理計画 変更計画書（抜粋）
- 資料4 海上運送法のお知らせ
- 資料5 立ち入り制限に関する制度の紹介
- 資料6 平成30年度第2回知床国立公園利用のあり方に関する懇談会 議事録
- 参考資料1 知床半島将来ビジョン
- 参考資料2 慶良間地域エコツーリズム推進全体構想の概要
- 参考資料3 地域自然資産法のあらまし
- 参考資料4 東京都の島しょ地域における自然の保護と適正な利用に関する要綱

※議事録及び配布資料は、巻末の資料に添付した。

会議概要

今年度の第1回、第2回懇談会の振り返りを行い、追加の意見を徴収した。まずはこれまで議論してきたゾーニング案について、大枠では合意されたことを確認した。各地域のゾーンと項目、大枠のイメージを以下に記載する。（詳細は巻末資料を参照）

①先端部地区全域

「冒険と原生の旅」

知床半島先端部地区は、本州の箱庭的、あるいはスポーツ的登山やトレッキングと一線を画した「冒険と原生の旅」に象徴される場所である。ヒグマとの出会いや険しい地形、荒れる海のリスクを乗り越えて、野営しながらたどり着く感動の到達感、日本離れした大風景と非日常の秘境感を享受することができる。日本に残された数少ないこの地の魅力を守り伝えていく。

②羅臼側先端部海岸線ルサ～観音岩

「番屋の営み、フィッシャリーーツーリズム」

羅臼の豊かな海を糧に、「番屋」という知床ならではの営みの場における暮らしを積極的に発信する地域。浜に根ざして生きる人々との出会いや交流も重要な体験要素となる。

③先端部地区ルシャ

「知床の核心を見る、ワイルドライフウォッチング」

サケマスの上・産卵とヒグマや猛禽類などの捕食による陸と海の繋がり、世界遺産の核心を学ぶことができる地域である。

全国的に課題となっているクマ問題への普及啓発として、ヒグマの自然な生き様を知ることのできる場であり、クマとの共存の道を模索するきっかけ作りの場としての利用方法を検討する。

④ホロベツ・知床五湖・カムイワッカ

「多様な知床体験ニーズに応える」

観光バスやシャトルバスを利用した周遊観光から、比較的手軽なバックカントリー利用まで、多様なニーズに応えることができる地域として今後も活用していく。また、多くの来訪者を受け入れながらも、他と差別化した知床独自の体験を提供する工夫、ヒグマ等との軋轢回避対策が今後も求められる。

⑤羅臼湖・横断道路沿線地域

「知床峠の景観を楽しむ手軽な周遊観光と羅臼湖での奥知床体験」

車両を利用した周遊観光から、知床の中では比較的手軽な高山バックカントリー体験が可能な羅臼湖や深い森を味わうことができるポンホロ沼などを楽しむことができる地域である。

⑥知床連山地域

「知床を象徴する山並み、両側に海を眺む希有な山岳体験の場」

知床連山の稜線からは、眼下の両側に海を、そしてその向こうに国後島・エトロフ島までを望むことのできる、他の地域にはない希有な環境である。また、広大なハイマツ帯や雪田群落の高山植物も知床の山の魅力である。

知床の山域は、基本的に中級以上の登山者を対象とした山域として管理し、必要以上の整備は行わない。

⑦知西別岳及びその周辺地域

「人気の少ない知床らしい山域、残雪期のアウトドアフィールドとしての展開を探る」

羅臼湖入口へのアクセス方法を検討できれば、残雪期のすばらしいフィールドになり得る地域である。根室海峡にめがけて滑り下る知西別岳から湯ノ沢までのロングダウンヒルコースを満喫することができる。

⑧先端部地域沿岸海域

「シャチ、マッコウが躍動する感動海峡、火山と流氷が創り出した断崖絶壁、渚のヒグマは珠玉の思い出となる」

斜里側沿岸は、ウトロ～知床岬に続く断崖と絶景、海岸で見ることができるヒグマや猛禽類、海鳥など知床ならではの体験が可能な地域である。

また年間を通じた漁業が盛んな羅臼側海域は、シャチやクジラ、イルカなどの国内有数のホエールウォッチングの海域である。また、大型猛禽、トド、アザラシ類を対象とする冬期の観光船事業も充実が望まれる。

⑨半島基部 斜里岳・海別岳山麓

「雄大な農業景観と知床ならではの背景の組み合わせは感動を呼ぶ」

斜里平野から周辺の間山麓部については、人気の観光地である富良野盆地周辺に比して勝るとも劣らない美しい風景を有している。また、峯浜地区の広大な牧草地とはるかに望む根室海峡・国後島の風景も実は大きな潜在性を有している。

しかし、そこに欠けているのは来訪者をもてなす仕組みや人の存在、そして魅力的な「食」である。両地域で生産される畑作物や畜産物、そして知床ならではの海の幸を洒落た形で提供できる宿泊施設・レストラン等を展開し、知床の観光の新たな分野を切り開く。乗馬やスノーモービルのツーリングコースの設定など、国立公園内では難しいアクティビティの展開も可能である。

これらのゾーニングについての確認を行った後、これらの項目の実現のための法的手段について議論を行った。この中で、まずは羅臼町から、特に知床半島先端部地区について現状で死亡事故が発生し海外からの利用者も増える中、国として利用調整地区制度の適用を進めてほしいとの意見があった。さらに斜里町からも国として観光立国を目指し、国立公園をその魅力の一つとする中、受入れの根幹となる公園利用の設計としてやはり利用調整地区制度の検討が必要だとの意見であった。これについて、他の参加者からは、ヒグマによる事故発生危険性やトレッカーの遭難などの懸念などの意見があった。特に、何度追いかけても見えてしまう道路沿いのクマ問題や、指導だけではコントロールできないカメラマン対策、川沿いのクマ問題などに対する総合的な対策には、利用調整地区制度が不可欠であるとの意見があった。また、ルールや指導による管理はもはや限界であり、国立公園内の利用に関して総合的な問題解決のためにも、利用調整地区制度などの法的担保を持つ制度の導入を求めることが地域の合意と確認された。また、この法的拘束力による利用システムの導入とは別に、現状の先端部地区における死亡事故を含む事故の対策を早急に実施すべきとの意見が確認された。

この2年間にわたる懇談会の結果は、平成31年度以降の知床国立公園管理計画の改訂

や各種利用のルール（知床世界自然遺産管理計画、知床エコツーリズム戦略、利用の心得など）の検討の際の地域からの意見となる。平成31年度はまず、関係行政機関等で見直し方針検討を行う予定である。

4) 知床国立公園利用のあり方に関する懇談会に係るヒアリングの実施

知床国立公園利用のあり方に関する懇談会の前後には都度必要に応じて関係団体へのヒアリングを実施し、地域内の意見の集約を行った。各地域でのヒアリング先と内容は以下の通り。

- 2018年10月2日、知床斜里町観光協会、昨年度のまとめと今年度会議の概要説明。
- 2018年10月2日、ウトロ地域協議会、昨年度のまとめと今年度会議の概要説明。
- 2018年10月3日、知床ガイド協議会、昨年度のまとめと今年度会議の概要説明。
- 2018年10月4日、知床羅臼観光船協議会、昨年度のまとめと今年度会議の概要説明。
- 2018年10月4日、羅臼漁業協同組合、昨年度のまとめと今年度会議の概要説明。
- 2018年10月5日、羅臼町役場、昨年度のまとめと今年度会議の概要説明。
- 2018年10月6日、知床小型観光船協議会、昨年度のまとめと今年度会議の概要説明。
- 2018年10月8日、知床羅臼町観光協会、昨年度のまとめと今年度会議の概要説明。
- 2018年10月17日、斜里町、第1回会議の結果、意見ヒアリング。
- 2018年11月5日、羅臼遊漁釣り部会、第1回会議概要の説明。
- 2018年11月30日、知床羅臼観光船協議会、第1回会議概要の説明。
- 2018年12月3日、知床ガイド協議会、第1回会議概要の説明。
- 2018年12月3日、ウトロ地域協議会、第1回会議概要の説明。
- 2018年12月10日、羅臼漁業協同組合、第2回会議概要の説明。
- 2019年1月29日、羅臼町郷土資料館、第2回会議概要の説明。
- 2019年2月4日、羅臼遊漁釣り部会、第1、2回会議の概要説明。
- 2019年2月5日、斜里町、第1、2回会議の結果と意見ヒアリング。
- 2019年2月5日、羅臼町、第1、2回会議の結果と意見ヒアリング。
- 2019年2月7日、羅臼漁業協同組合、第1、2回会議の概要説明、意見ヒアリング。
- 2019年2月7日、自然公園財団知床支部、第1、2回会議の概要説明。
- 2019年2月8日、知床斜里町観光協会、第1、2回会議の概要説明。

(3) 知床五湖園地の利用法紹介リーフレット等の編集・印刷

知床五湖園地の利用法を紹介するリーフレット等について、日本語版 3 種類のほか、英語版 2 種類、繁体中国語版 2 種類、簡体中国語版 1 種類、韓国語版 1 種類の計 9 種類について以下の仕様及び枚数の印刷をし、平成 31 年 3 月にウトロ自然保護管事務所へ納品した。既存リーフレットの印刷データを環境省からアドビイラストレーターファイルで提供してもらい、状況に合わせて編集を行った(図 3-1~11-2 を参照)。

以下に知床五湖園地の利用法紹介リーフレットの詳細を載せる。

- ① 知床五湖園地の利用法紹介リーフレット (日本語版) A3 変形
 - (ア)仕様：A3 変形、コート 73 k g、型抜き、4 面蛇腹折り
 - (イ)印刷：両面オールカラー印刷
 - (ウ)部数：20,000 部
- ② 知床五湖園地の利用法紹介リーフレット (外国語版) A3 変形
 - (ア)仕様：A3 変形、コート 73 k g、型抜き、4 面蛇腹折り
 - (イ)印刷：両面オールカラー印刷
 - (ウ)部数：英語版 4000 部
 - 繁体中国語版 4000 部
 - 簡体中国語版 4000 部
 - 韓国語版 2000 部
- ③ 知床五湖園地の利用法紹介リーフレット (日本語版) A4
 - (ア)仕様：A4、コート 73 k g、折り作業無し
 - (イ)印刷：両面オールカラー印刷
 - (ウ)部数：130,000 部
- ④ 知床五湖園地の利用法紹介リーフレット (外国語版) A4
 - (ア)仕様：A4、コート 73 k g、折り作業無し
 - (イ)印刷：両面オールカラー印刷
 - (ウ)部数：英語版 20,000 部
 - 繁体中国語版 20,000 部
- ⑤ 知床五湖登録引率者募集リーフレット (日本語版) A4
 - (ア)仕様：A4、コート 73 k g、折り作業無し
 - (イ)印刷：両面オールカラー印刷
 - (ウ)部数：400 部



図 3 - 1 知床五湖園地の利用法紹介リーフレット(日本語版) A3(外側)



図 3 - 2 知床五湖園地の利用法紹介リーフレット(日本語版) A3(内側)



図 4 - 1 知床五湖園地の利用法紹介リーフレット(英語版)A3(外側)



図 4 - 2 知床五湖園地の利用法紹介リーフレット(英語版)A3(内側)



图 5 - 1 知床五湖園地の利用法紹介リーフレット(繁体語版)A3 (外側)



图 5 - 2 知床五湖園地の利用法紹介リーフレット(繁体語版)A3 (内側)



图 6 - 1 知床五湖園地の利用法紹介リーフレット(簡体語版)A3 (外側)



图 6 - 2 知床五湖園地の利用法紹介リーフレット(簡体語版)A3 (内側)



图 7-1 知床五湖園地の利用法紹介リーフレット(韓国語版)A3(外側)



图 7-2 知床五湖園地の利用法紹介リーフレット(韓国語版)A3(内側)



図 8 - 1 知床五湖園地の利用法紹介リーフレット(日本語版)A4(表側)



図 8 - 2 知床五湖園地の利用法紹介リーフレット(日本語版)A4(裏側)



図 9-1 知床五湖園地の利用法紹介リーフレット(英語版)A4(表側)



図 9-2 知床五湖園地の利用法紹介リーフレット(英語版)A4(裏側)



図 1 0 - 1 知床五湖園地の利用法紹介リーフレット(繁体語版)A 4(表側)



図 1 0 - 2 知床五湖園地の利用法紹介リーフレット(繁体語版)A 4(裏側)



図 1 1 - 1 知床五湖登録引率者募集リーフレット(日本語版)A4 (表側)



図 1 1 - 2 知床五湖登録引率者募集リーフレット(日本語版)A4 (裏面)

資料編

目次

1. 先端部地区における現地調査Ⅰ「相泊－知床岬間の海岸トレッキング巡視」	28
2. 先端部地区における現地調査Ⅱ「知床岳巡視」	35
3. 平成30年度第1回 知床国立公園利用のあり方に関する懇談会 議事及び配布資料	40
4. 平成30年度第2回 知床国立公園利用のあり方に関する懇談会 議事及び配布資料	85
5. 平成30年度第3回 知床国立公園利用のあり方に関する懇談会 議事及び配布資料	130

1. 先端部地区における現地調査 I 「相泊—知床岬間の海岸トレッキング巡視」

平成 30 年度 環境省 事業

知床半島先端部地区利用状況調査及び利用のあり方検討等業務

年月日	2018年7月10日(火) ～7月12日(木)	時刻	自:7月10日4:00 至:7月12日14:00	天候	曇り/雨/晴
対応者	茂木、長尾			記録者	茂木
場所	知床半島先端部地区(知床岬海岸)				
巡視概要	<p>相泊～知床岬までの海岸線を徒歩による巡視を行なった。</p> <p>7/10 相泊出発 4:30→観音岩 6:03→トツカリ瀬 7:08→巨岩帯 8:46→モイレウシ 10:11 →ペキンの鼻 11:47→近藤ヶ淵 12:24→二本滝 15:13</p> <p>7/11 二本滝 10:20→念仏岩 10:30→カプト岩 11:28→赤岩 12:25→知床台地 13:20 →赤岩 13:26→カプト岩 14:37→念仏岩 15:20→二本滝 16:10</p> <p>※二日目午前4時に起床するも荒天だったため、10時まで二本滝で停滞した。</p> <p>7/12 二本滝 4:30→近藤ヶ淵 6:35→ペキンの鼻 7:03→モイレウシ 8:45→巨岩帯 9:24 →トツカリ瀬 11:02→観音岩 12:09→相泊 14:30</p>				

状況詳細	
散策路・登山道の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・カモイウンベ川は普通の場合飛び石出来るが、増水すると飛び石する石が無くなる(写真1)。 ・崩浜は昨年同様の橋がそのまま残っている(写真2)。なお、崩浜から先に昆布番屋はなし。 ・ペキン川は昨年よりも川幅が広がっているため、靴が濡れてしまう(写真11)。 ・それ以外は特段崩れて歩けない場所はなかった。 <p>※他の難所等については、以下写真と説明を参照。</p>
利用者指導・不法投棄等の状況	特になし
自然情報	<p>(植物:開花)</p> <p>エゾノオドリコソウ、シコタンキンボウゲ、センダイハギ、シコタンハコベ、チシマフウロ、ハマエンドウ、イワベンケイ、エゾネギ、ヒオウギアヤメ、エゾカンゾウ、エゾオオバコ、エゾイブキトラノオ、トウゲブキ、エゾノヨロイグサ、ネムロシオガマ</p> <p>(哺乳類)</p> <p>キタキツネ 10+頭、ヒグマ 8頭(7月10日2件、7月11日4件、7月12日2件)、エゾシカ 10+頭</p>
その他	3日目にモイレウシで5人パーティに遭遇した(入林簿に記載なし)。昨日ルサでレクチャーを受けている。

No.	写真	説明
1		<p>カモイウンベ川 増水すると渡渉に手間取る</p>
2		<p>クズレハマ川 問題なく渡渉可能</p>
3		<p>観音岩 特に変化なし。残置ロープは1本のみ</p>
4		<p>ウナキベツ川 昨年の倒木が川の左岸から右岸へ倒れているので、それを伝って渡ることが出来る。今のところ倒木が朽ちている様子はなし。</p>

No.	写真	説明
5		<p>トツカリ瀬へつり</p> <p>干潮時間を狙っていったため、問題なく渡れた。当日風も吹いていなかったのも、海も穏やかであった。</p>
6		<p>トツカリ瀬飛び石</p> <p>干潮の場合、飛び石を伝って渡ることが出来るが、波のうねりがある場合このかぎりではない。</p>
7		<p>巨岩帯</p> <p>特に崩れている箇所はなし</p>
8		<p>タケノコ岩南側</p> <p>ロープ無しでの昇降は困難。斜面の状態に特段変化なし。</p>

No.	写真	説明
9		<p>モイレウシ 漁具の整備を行っていたので、踏まないよう注意して端を歩いた。</p>
10		<p>メガネ岩 干潮時は写真のとおり、問題なく渡ることが可能だが、満潮時の場合足を掛ける場所が無くなり、へつることが困難になる。</p>
11		<p>ペキン川 靴を濡らさずに渡渉は難しい</p>
12		<p>ペキンノ鼻 特に問題なし</p>

No.	写真	説明
13		<p>近藤ヶ淵高捲き① 浸食が進んでいるもロープ無しで登ることが可能</p>
14		<p>近藤ヶ淵高捲き② 昨年行ったルートよりも更に上の段へ行き、安全に高捲くことが出来た。</p>
15		<p>念仏岩南側 イタドリが周りを覆っている。ルート上は砂礫地なため、体力を消耗する。</p>
16		<p>念仏岩支点ロープ 支店となっている木は立ち枯れしているため、漁業用ロープに頼ることは危険である。</p>

No.	写真	説明
17		<p>念仏岩(北側)</p> <p>念仏岩北側は、懸垂下降をしなければ降りられない箇所があるため、ザイル 10m 以上が必要となる。</p>
18		<p>念仏岩北側からカブト岩南側区間の海岸線。阿保水産や赤岩水産が漁具作業や浜の整地をしていた。</p>
19		<p>カブト岩南側の入口</p> <p>イタドリが密集しており、ルートがはっきりしない。</p>
20		<p>カブト岩北側(頂上)</p> <p>今回はアンカーやザイルを使わずに降下。雨天時は、地面がドロドロのため靴底のグリップが効かないため、アンカー、ザイルを持参した方が良い。</p>

No.	写真	説明
21		<p>赤岩 昨年まで作業していた昆布番屋は2件とも 撤退し、赤岩は無人大なっている。</p>

2. 先端部地区における現地調査Ⅱ 「知床岳巡視」

平成 30 年度 環 境 省 事 業

知床半島先端部地区利用状況調査及び利用のあり方検討等業務

年月日	2018年8月28日(火) 8月29日(水)	時刻	1日目 5:00~15:30 2日目 7:30~15:00	天候	1日目:曇り 2日目:雨
対応者	茂木 長尾			記録者	茂木
場所	知床沼(知床半島先端部地区)				
巡視概要	<p>相泊から知床岳の巡視を行う予定だったが、2日目知床岳全体が雲に覆われていたの で、知床沼までの巡視に変更した。</p> <p>8/28 相泊出発 5:00→観音岩 6:30→青沼 9:30→ポロモイ台地 13:00→890m 池塘 14:30 →知床沼 15:00</p> <p>8/29 霧が濃い為、停滞 5:00~6:30→知床沼 7:00→890m 池塘 8:00→ポロモイ台地 9:30 →青沼 11:00→観音岩 13:00→相泊到着 15:00</p>				

状況詳細	
散策路・ 登山道 の状況	<ul style="list-style-type: none"> ● ウナキベツ川左岸の斜面へ取り付くルートに残置ロープが設置してあるが、ロープの劣化と立木が細いため、使用は控えた方が良い。 ● ウナキベツ川左岸から青沼までの区間でクマザサやミミコウモリ等の植物が枯れている所が多く見られた(写真②)。昨年の同時期に巡視した時よりも歩きやすい印象である。 ● 青沼から崩壊地へ行く間に小さな沢が流れていた。昨年の同時期に行った際にはなかった(写真④)。 ● 崩壊地の各所に残置ロープが設置されているが、どれも著しく劣化している。 ● ポロモイ台地から 890m 地点の池塘までの区間で所々水たまりが出来ていた。 ● 890m 地点の池塘周辺と知床沼野営指定地に異常なし。
利用者指導・ 不法投棄等 の状況	特になし
自然情報	<p>(植物:開花)エゾイラクサ、ハマナス、ヨツバヒヨドリ、ナガボノシロワレモコウ、イワブクロ、キリンソウ、ミソガワソウ、エゾオヤマリンドウ、ヤマハハコ、チシマアザミ、ハナイカリ、ハンゴソウ、ツルニガクサ、カワラボウフウ</p> <p>(鳥類)アマツバメ V、カケス V、アオバト S、コゲラ C、</p> <p>(昆虫)ミカドフキバタ(雌)</p> <p>(両生類)エゾアカガエル</p> <p>(哺乳類)エゾシカ 3 頭</p>
その他	8/28 カモイウンベ川釣り人 3 人 8/29 クズレハマ川釣り人 3 人、カモイウンベ川 4 人

(財) 知 床 財 団

地形図



地形図上に表示されてる数字は、写真 No と同一である。

No.	写真	説明
1		<p>ウナキベツ川左岸 環境省カウンターが設置されている。カウンターを過ぎると微かだが踏み跡がある。</p>
2		<p>ウナキベツ川左岸から青沼までの区間 クマザサやミコウモリ等の植物が枯れている所が多く見られた。昨年の同時期に巡視した時よりも歩きやすい印象である。</p>
3		<p>青沼 周辺等に異常なし</p>
4		<p>青沼から崩壊地区間の中間で沢水が流れている。昨年の巡視で確認されていないことから、新たに出来たものであると考える。</p>

No.	写真	説明
5		崩壊地 1-1 崩壊地の全体像
6		崩壊地 1-2 写真部分の地質は脆弱であり、崖側を歩くと崩れる恐れがあり、非常に危険である。
7		崩壊地 1-3 1-2 から約 100m 上がった地点は、脆弱地質に更にゴロゴロした石が点在している。浮石箇所が多いので、大きめな岩も過信しない方がよい。
8		ポロモイ台地 2-1 全体像

No.	写真	説明
9		<p>ポロモイ台地 2・2 崩壊地側に近いルートは、ハイイヌツゲが入り込んでおり、藪漕ぎに苦勞する。</p>
10		<p>890m 池塘 異常は見られなかったが、霧雨が降っていたこともあり、ルート上に水が流れていた。</p>
11		<p>知床沼 1 日目、2 日目ともに霧のため、知床岳を確認出来なかった。</p>
12		<p>知床沼野営指定地 周辺に異常はないが、指定地をかこうロープがササに覆われ所々見えない。</p>

3. 平成30年度第1回 知床国立公園利用のあり方に関する懇談会 議事及び配布資料

議事次第

1. 知床国立公園利用のあり方に関する懇談会の経過と予定について
2. 知床半島先端部地区の保全・利用案について
3. その他、次回予定

配布資料

- 【資料1】 知床国立公園利用のあり方に関する懇談会の経過と予定について
- 【資料2-1】 「知床国立公園利用のあり方に関する懇談会」に係わる斜里側の意見集約
- 【資料2-2】 ゾーニングとイメージ(案)と知床半島将来ビジョン
- 【資料3】 平成29年度第3回知床国立公園のあり方に関する懇談会議事録

出席者名簿

機 関 名	職 名	氏 名
【地域関係団体】 14名		
ウトロ地域協議会		<欠席>
ウトロ漁業協同組合	専務理事	蠣崎 優
斜里第一漁業協同組合		<欠席>
知床斜里町観光協会	事務局長	喜來 規幸
知床ガイド協議会		<欠席>
斜里山岳会		<欠席>
知床自然保護協会	理事	綾野 雄次
知床小型観光船協議会	事務局	神尾 昇勝
(一財) 自然公園財団 知床支部		<欠席>
(公財) 知床財団	事務局次長	寺山 元
(公財) 知床財団	羅臼地区係長	坂部 皆子
斜里町立知床博物館	館長	村上 隆広
羅臼漁業協同組合	栽培増殖部部长	竹田 和人
知床羅臼町観光協会	事務局長	若林 育代
知床羅臼町観光協会		後藤 菜生子
羅臼山岳会	副会長	宮腰 實
知床羅臼観光船協議会	会長	長谷川 正人
羅臼遊漁釣り部会		野田 克也
羅臼町郷土資料館		天方 博章

【関係行政機関】12名		
斜里町役場 環境保全課	課長	増田 泰
斜里町役場 環境保全課	自然保護係長	玉置 創司
斜里町役場 産業部商工観光課	課長	河井 謙
羅臼町役場 産業創生課	産業創生係長	遠嶋 伸宏
羅臼町役場 産業創生課		川上 莉佳
国土交通省 北海道運輸局 釧路運輸支局	首席運輸企画専門官 (総務企画担当)	山崎 貴志
環境省 ウトロ自然保護官事務所	首席自然保護官	山本 豊
環境省 ウトロ自然保護官事務所	自然保護官	竹原 真理
環境省 羅臼自然環境事務所	自然保護官	守 容平
林野庁 北海道森林管理局 知床森林生態系保全センター	所長	稲川 著
林野庁 北海道森林管理局 知床森林生態系保全センター	専門官	早川 悟史
林野庁 北海道森林管理局 根釧東部森林管理署	森林技術指導官	吉岡 英夫
北海道 オホーツク総合振興局 保健環境部環境生活課 知床分室	主査(公園利用)	大道 具一
運営事務局		
(公財) 知床財団 羅臼地区事業係	次長	田澤 道広
(公財) 知床財団 羅臼地区事業係		茂木 三千郎
(公財) 知床財団 羅臼地区事業係		長尾 佐助

※議事概要の記述において、発言者の敬称・肩書等は省略した。行政関係者の所属につ

いては、一部略称を使用した。

◇議事要旨

【 開会 】

(事務局 田澤)

昨年に引き続き知床国立公園利用のあり方に関する懇談会にお集まりいただき、御礼申し上げます。今年度は今回が1回目となっており、昨年同様に3回の会議を予定している。最初に、山本首席から挨拶をいただく。

(環境省ウトロ自然保護官事務所 山本)

本日はお忙しい所お集まりいただき、御礼申し上げます。今年度第1回目の懇談会ということで、先ず昨年度の振り返りを行う。続いて、昨年度実施した3回目の懇談会は悪天候のため出席できなかった斜里町から保全利用案について説明をいただく。その後、知床半島全体の利用のあり方について議論していただく。懇談会なので、意見があれば是非とも発言していただきたい。本日は、短い間ではあるがよろしく願いいたします。

(事務局 田澤)

資料確認

資料1 知床国立公園利用のあり方に関する懇談会 これまでの経過と今後の予定について環境省の守さんから説明をいただく。

(環境省羅臼自然保護官事務所 守)

今一度、懇談会の趣旨と成り立ちの確認を行いたい。先端部地区利用の心得の改定をH28年度までの2年間行ってきた。その中で既存のルールや利用のあり方に関する議論を行っていたが、その議論を引き続き行っていきたいといった意見を皆様からいただいた。それに加えて平成28年度の適正利用エコツアーリズム検討会議でも、今後5年間を目途に地域の意見や利用状況等を踏まえた、知床半島の利用のあり方について、既存のルールや体制の見直しを含めた検討を進めてほしいといった意見があった。この二つを合わせて、昨年度から地域住民の意見交換の場として懇談会を設置した。この懇談会は何かを合意するために設置しているのではなく、意見を集約して既存ルールの改定や体制の見直しの参考とさせていただく位置づけである。

続いて、昨年度の懇談会結果について報告する。9月に行われた懇談会第1回目は、利用のルールについて各行政機関から説明をいただき、議論を行った。なんらかのルールが必要だということで皆様の合意は得られたが、いきなり知床半島の利用のあり方について議論することは難しいとなり、より具体的に先端部で実施したいことについて提案してい

ただくことにして、第1回目の懇談会は終了した。12月に行われた第2回目は、具体的な案について知床財団が両町の意見を取りまとめ、各町から提案していただいた。様々な意見はあったが、具体的な意見について話し合いをしても進まないということで、知床半島全体の利用のあり方の大枠について議論すべきではないかといった意見があり、その後は知床半島全体の利用を見越しての議論が進められた。

現段階では、斜里側の関係機関ではない意見の取りまとめが出来ていなかったため、第3回目の懇談会で斜里側の意見を聞き、全体的な大枠について検討していくということになった。

3月に開催された第3回目の懇談会では、悪天候のため斜里側の参加者が少なかったが、前回説明できていなかった斜里側の案を説明していただいた後、羅臼側に意見をいただくことにした。しかし、斜里側の参加者がいない中での意見交換だったため、議論は次回まで持ち越すことにした。

今回の懇談会では、前回説明していただいた斜里側の案の振り返りを行い、議論を進めていく。今年度は本日を含めて3回の懇談会を開催する予定でいるが、その中で地域住民の意見を集約することを目指していく。

その後、平成28年度から5年を目途にしたルールの変更を踏まえて、平成31年度以降に皆様からいただいた意見を検討し、ルールの改定や体制の見直しを行政側で判断する。この懇談会で意見が二分した場合は行政側の方で決定するので、無理に合意を進めていくつもりはない。集約した意見をもとに行政側で作った案については、もう一度皆様に確認していただく機会を設ける。

(事務局 田澤)

議事の2、知床半島先端部地区の保全・利用案について進めていく。

羅臼の参加者は、今年の懇談会と重複するが、知床財団寺山から改めて確認を行う。

(知床財団 寺山)

斜里側の意見集約に係わる懇談会の記録の説明(資料2-1)

ゾーニングとイメージ案(案)の説明(資料2-2)

(事務局 田澤)

今の斜里案について、ご意見をいただく前に前回の懇談会で出た羅臼側の意見を知床財団坂部から説明していただく。

(知床財団 坂部)

平成29年度第3回 知床国立公園のあり方に関する懇談会の説明(資料3)

羅臼側から出た意見としては、今回の懇談会からは斜里案の資料をベースに議論を進めて

いこうといった意見が出ている。

斜里案の資料について前回の懇談会で出た、羅臼側の意見を紹介する。

- ・ゾーニングに関しては羅臼側でも検討したい。共通の部分は両町で検討していくべきであるが、場合によっては各町で進めていくべきところもあるのではないか。
- ・先端部への動力船上陸ができるようになると安易な利用が増えて、事故も増えるのではないか。
- ・以前は今よりも安易な利用者が多かったので、先端部へ動力船で上陸できるようになったとしても安易な利用が増えるということはない。
- ・先端部の番屋の数も減っているなので、以前とは状況が異なる。場合によってはルールの改定もしていくべきである。
- ・ルールの改定に関しては、スピード感をもって進めていくべきである。
- ・ヒグマの問題についても以前とは状況が変わってきているので、考慮すべきである。
- ・斜里町、羅臼町含めて世界遺産であり、地域住民で守っていかなくてはいけない中、斜里町の出席者がいない懇談会でいくら議論しても意味がない。斜里町の出席者がいる懇談会で議論すべき。

(事務局 田澤)

ゾーニングとイメージ(案)の①から順番に意見をいただこうと思うが、皆様はどうお考えか。

(知床羅臼観光船協議会 長谷川)

それでよい。

(事務局 田澤)

それでは、ゾーニングとイメージ(案)の①先端部地区全域：冒険と原生の旅に関して意見をいただく。懇談会なので気軽に意見を出していただいても結構だが、意見は簡潔にしていきたい。

(知床羅臼観光船協議会 長谷川)

①先端部地区地域：冒険と原生の旅は、非常に良い意見だと思う。経済効果を生むので、進めていくべきである。確認だが、この案は瀬渡し船の利用を含めているのか。現在、どの程度のトレッカーが利用しているのか。

(事務局 田澤)

約 200 人が利用している。

(知床羅臼観光船協議会 長谷川)

現在は、200人程だと思うが、実際に2,000人～3,000人ほどの利用があれば、大きな経済効果が生まれ、両町が大変賑わう。

(事務局 田澤)

受け入れ想定人数も含めて、①先端部地区地域：原生と冒険の旅を進めていくという両町の意向でよろしいか。

(羅臼漁業協同組合 竹田)

今回の会議が初めての参加なので、教えていただきたいことがある。悪天候時に出航するカヤッカーに対してなんらかの制限などはないのか。今年起こった事故のようなことに対する手当などは、今後話し合っていくといことでよろしいか。

(事務局 田澤)

そのとおりである。先端部を利用する方は、ルサフィールドハウス(以下、ルサFHとする)でレクチャーを受けていただくようにしているが、レクチャーは義務化されていない。受けていただけるよう情報の発信はしているが、すべての利用者が受けているわけではないので、今後受けていただけるようにしたい。

(知床羅臼観光船協議会 長谷川)

竹田氏が発言した内容に補足したい。人身事故が同じ場所で二回続いている。一回目の事故の時にも発言したはずだが、海難事故が起きた場合は組合を総動員して捜索しなければならない。負担は大変大きい。ルサFHは夜の開館をしているわけではなく、朝早くに開館しているわけではない、日の出前に出発するトレッカーはレクチャーを受けることは出来ない。将来的には地域で議論してルール作りをしていかなければならない。

(事務局 田澤)

北海道運輸局から意見をいただきたい。

(国土交通省北海道運輸局 山崎)

初めての懇談会なので確認したい。この懇談会で話し合われたことが、今後のルールのベースになっていくといった認識でよろしいか。

(環境省羅臼自然保護官事務所 守)

地域住民たちが持っている意見なので、ベースになっていくという考えでよい。

(国土交通省北海道運輸局 山崎)

インバウンドなどの観光的な立場から発言させていただくが、外国人は契約を重視する社会で生活しているので、リスク管理を徹底していかなければならない。どこからどこまでが自己責任であるといった区分などをすべき。船を出すガイドなどが、質の良い安全な事業を提供していくルール作りが大事であると考えている。

(環境省羅臼自然保護官事務所 守)

利用の想定人数に関して、環境省から一点意見がある。環境省として先端部地域は利用を前提とした、登山道などがある場所という考えはない。想定人数に合わせたルール作りではなく、ルール作りを行ったうえで受入人数が決まってくる。これから先も利用の計画がない場所については、同じなので確認していただきたい。

(事務局 田澤)

今までに出た意見をまとめる。

- ・大枠では①先端部地区全域：冒険と原生の旅に沿って進めていくが、重要な課題として事故の防止がある。
- ・受入想定人数は、ルールが決まったうえでの想定人数になる。

(羅臼山岳会 宮腰)

知床半島先端部をこのように利用するのは、非常に有意義であると思っている。羅臼山岳会の会長、佐々木泰幹氏は知床岬の突端を海拔0メートルの頂上という表現を行った。広報の段階で、訓練を受けた強い思いを持った人しか行かない場所であるということと一緒に発言していただきたい。

(事務局 田澤)

資質と覚悟が備わった、自分で責任を負える人に利用していただきたいということで、よろしいか。

(羅臼山岳会 宮腰)

そのとおりである。広報の段階できちんと周知していきたい。

(事務局 田澤)

- ①先端部地区全域：冒険と原生の旅に関して他に意見はないか。

(知床羅臼観光船協議会 長谷川)

- ①先端部地区全域：冒険と原生の旅は両町で議論していくうえで、一番重要な部分であ

ら思っている。様々な意見を取り入れながら進めていければと考えている。

(事務局 田澤)

次に進む。②ルサ・相泊間の道路沿線、及び、観音岩以南の先端部地区：番屋の営み、フィッシャリーーツーリズムに関して意見をいただきたい。

(羅臼漁業協同組合 竹田)

②ルサ・相泊間の道路沿線、及び、観音岩以南の先端部地区：番屋の営み、フィッシャリーーツーリズムは利用する人に対して、事前に講習などを受けてもらった上で、実施するといった認識でよろしいか。

(事務局 田澤)

遊漁釣り船事業を利用する方は、レクチャーを受けることになるが、トレッカーは今の状態では、レクチャーを受けることはない。

(知床羅臼観光船協議会 長谷川)

実施する際は、ガイド事業者につき添ってもらうことになる。リンクルが実施しているツアーに今よりも沢山のガイドを参画させた事業の拡大になるといった解釈でよろしいか。

(斜里町役場 増田)

斜里町で議論を行なった際に、斜里町、羅臼町限らずに漁業者への配慮ということが先端部では必要であり、事故の件にも関わるが漁業と利用をどうやって両立させていくかが重要であるといった意見があった。

(知床財団 寺山)

ゾーニングとイメージ(案)は斜里側で合意された案というわけではなく、構成員から出たたたき台である。ゾーニングとイメージ(案)を全員が進めていこうと考えているわけではない。受入想定人数が3,000人前後というのは、現在の実態からかけ離れている。これは素晴らしい先端部地区を利用する人が200人程度ではもったいないので、沢山の利用をしてほしい、という趣旨だと思われるが、その方向でいいのか。その場合、先端部地区を守りながら3,000人が利用したとしても機能する仕組みが必要というのは斜里側も共通の認識であった。前回の懇談会の際に、羅臼山岳会の石田氏から安全面での懸念があった。利用者が増えるということは、利用者の形態も多様化し、事故が増える。事故が増えても、原生の旅であるため施設整備は行わない、ということなら、地域が自ら何らかの安全上のコストを負担することになる。この方針で実施するのであれば、施設整備をしない

方針と安全上の地元コスト負担について、覚悟を持って進めてほしいといった意見をいただいた。

(事務局 田澤)

寺山氏の発言について何か意見はあるか。

(環境省羅臼自然保護官事務所 守)

利用させるのであれば、利用者にとしっかりとレクチャーを受けさせることと、自己責任であることを徹底させることを地元をお願いする。環境省としては、積極的に整備することはない。ルサ FH でのレクチャーは引き続き実施することは可能である。①、②のゾーニング部分でどちらも相泊から観音岩までの区域が被っているので、今後区域線をどう分けていくのが課題になる。

(知床自然保護協会 綾野)

今年の海岸トレッキングで発生した海難事故は、区域の①と②のどちらで起こったのか。更に質問だが海難事故が発生した場合、どこがどれぐらい迷惑かかるのか。

(羅臼漁業協同組合 竹田)

迷惑ではないが、海上保安や漁業組合だけの搜索は難しく、漁業者にもお願いしている。中には昆布漁を休んで搜索してくれた人もいた。漁業者に迷惑がかかっているのでは、そうならないルール作りをしてほしい。

(事務局 田澤)

区域②のピンク線よりも上側である。

(羅臼町 遠嶋)

長谷川氏の発言した内容に戻るが、①のレクチャー受講の義務化だけでなく、②のルサ・相泊間の道路沿線、及び、観音岩以南の先端部地区：番屋の営み、フィッシャリーツームの方もレクチャー受講を義務化したらどうか。ルサ FH は先端部へ行く人のレクチャーをしているわけなので、トレッキング利用者だけでなく釣り利用者にもレクチャーをし、ヒグマ対策などを学ばせれば良いのではないか。

区域に関しては、観音岩で区域分けをするのはどうか。①を観音岩からにし、②を観音岩までにする。被っている箇所を無くせば良い。

(環境省羅臼自然保護官事務所 守)

①のレクチャー義務化に関しては今と位置づけが変わらないので、問題ない。ルサから相泊に関してはどうするべきか。ゾーンを3つに分ける手もある。

(羅臼町 遠嶋)

ルサから相泊区間はゾーンに含まなくても良いかもしれない。

(知床羅臼観光船協議会 長谷川)

先ほど遠嶋氏が言ったように観音岩までは誰でも歩ける。観音岩まではレクチャー無しでも歩けるといったことで良いのでは。

(羅臼山岳会 宮腰)

相泊以北は簡単に歩けるが、昆布漁師の干場でもある。町民なら知っているが、町外はそれを知らず干場の上を歩くまたはごみを捨てる可能性もある。

またマス釣りのルールも設定すべきである。釣り人がマスを放置することで、ヒグマが味をしめて釣り人を餌だと認識してしまう可能性がある。この辺をレクチャー出来るのかがポイントとなる。

(環境省羅臼自然保護官事務所 守)

宮腰氏のおっしゃる通りで、ヒグマの問題と昆布漁師のことがあるので、ルサ FH では釣り人へ普及啓発パンフを配布している。レクチャーする内容が観音岩より先または前となると、異なる内容を重点に置き説明するべきである。

(事務局 田澤)

他はどうか。

(知床羅臼観光船協議会 長谷川)

先端部でやる昆布漁師は年々減ってきているので、5年も持たない。クマの問題は昔とは大違いである。2000~3000 人歩かせようとするなら、地域が一丸となって避難小屋を確保したりしてほしい。環境省に言いたい。先端部地区はもともと利用する場所ではないと言うが、大雪山も同じではないか。だが、大雪山にはたくさんの施設がある。国交省の方も是非本省に伝えてほしい。夏季だけでも環境省が常駐してほしい。

クマの問題はいつか誰かが怪我をする。知床財団が先に怪我をすれば、皆慌てるだろう。足の1本や2本食べられればいい。

(事務局 田澤)

本日の一般傍聴にはルサ FH 勤務の稲葉氏がいる。今までの内容や実際の状況について何か意見あるか。

(一般傍聴 稲葉)

知床財団の稲葉です。ルサ FH で知床半島先端部地区のレクチャーを担当し、レクチャーを実施した回数も財団職員の中で一番多い。先ほどから出ているレクチャーの義務化についてだが、あって然るべきだと思う。ただし、義務化に関してはずっと前から出ている。義務化することで100%事故が防げると思っているのかお聞きしたい。私がレクチャーを担当した利用者が実際に命を落としている。事故を100%防ぐにはどうしたら良いのか、未だにわからない。自己責任の考え方は無くすのではなく、やはり利用者にはその考えを持って歩いてもらいたい。

(事務局 田澤)

非常に重い意見である。今回事故した人もレクチャーは受けている。レクチャーを創意工夫する必要はあるが、それでも100%事故を防げないのが現実である。

(知床羅臼観光船協議会 長谷川)

一番大事なものは判断である。北西の風、うねり、が伴うと危険であることは漁業者なら分かるが一般の人は分からない。相泊にゲートがあるので、危険な場合はゲートを閉める。或いは判断基準を作らなければ、事故を防ぐことは出来ない。何かしらの権限を持たせる必要がある。

(事務局 田澤)

長谷川氏の言う通りである。今のままでは難しいが、強制力を持たせたレクチャーであれば、可能である。

(一般傍聴 佐々木)

今回私は利用者として、または知床財団、羅臼山岳会として参加している。皆が言う通りルサ FH でレクチャーを受けたからといって、100%事故は防げない。先端部利用とは、主に山岳利用、シーカヤック利用、トレッキング利用とあるが3つの共通点が行ったら帰ってこなければならないことである。2泊3日の行程が時化のせいで2週間帰れなかったこともあった。今の利用状況下で更に3000人の受け入れは現実的ではない。カムイワッカ林道が大雨の影響で土砂崩れが起きそうな場合、管理者がゲートを閉める。それと同じようなことは出来ないのか。先端部で一番怖いのは時化である。クマは対処法さへ身につけておけば、そこまで怖くはない。管理者である林野庁や環境省、両町が相泊でゲートを管理すればよい

のではないか。

先ほど遭難の話も出たが、山岳遭難は警察要請をもって山岳会が出動する。この場合、有料で遭難者が負担することとなっている。北海道警察を呼んでも 1 時間後にしか来ないので、山岳会がボランティアで探すことがある。利用と遭難に関しては一緒になって考えないといけない。エコツアー検討会議では安全に関する話が全く出てこない。林野庁に聞きたいのだが、安全のためにゲートを閉めることは出来るのか。

(林野庁北海道振興局知床生態系保全センター 稲川)

今の質問に対して出来るかどうかは不明である。するならば、行政側で判断することになるであろう。現段階では無理。2 年前の幌別川で釣り人の管理が悪く、ヒグマと遭遇する危険な時期があった。その際にヒグマ対策連絡会議を開き、法的な強制力はないが 1 週間規制を行った。緊急の時は関係者が集まる会がある。幌別のケースと今回のケースは違うので、いただいた意見を踏まえ考えていきたい。

(北海道オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課知床分室 大道)

道道の管理についてだが、全道的に降雨量で通行止めになっている。他には土砂崩れや倒木等の基準を設けている。天気が悪いと通行止めになる可能性はある。

(事務局 田澤)

天気のことではなく、危険性を鑑みることは可能なのか。

(北海道オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課知床分室 大道)

道路管理者としてすぐ判断出来るものはない。何をもって通行止めにするのか。先ほど気象条件が出てきたが、それ以外の条件が他にもあるのか。今話しに出ているレクチャーを受けてない人は通せないといったことであるが、道路管理者が出来るのかは不明である。

(知床羅臼観光船協議会 長谷川)

レクチャーを受ける受けないは、昆布漁師には関係ない。相泊に立て看板でも設置すればよい。環境省や林野庁などの名前が看板に入っていれば、むやみに入ろうとする人はいない。法律でやるとなると 10 年かかっても出来ない。早急に形だけでもやっていくべき。環境省、林野庁、北海道、町、皆が無視するのではなく、人命を真剣に考え判断するべきである。

(知床財団 寺山)

事故や覚悟に関する話しが出てきた。冒険、原生の旅である、と言って人を受け入れるのであれば、地域側も事故は起きうるものとして準備が求められる。レクチャー義務化の前提だが、例えば遭難が発生した場合に有料でレスキューするシステムも準備するというよう

なことである。知床連山では2年に一度程度死亡事故が起きている。知床半島先端部の原生の場所を開くのであれば、事故の可能性は0にならない。独自のレスキューシステムを提案することが我々の覚悟ではないか。

(一般傍聴 佐々木)

強制力の話しについて事務局から出ているが、利用調整してただレクチャーをするのではなく、レクチャー側がしっかり利用者を見極める力が必要である。経験を積んだものであれば、事故を起こす人は分かる。ルサFHの職員はしっかりやっているが、それでも事故が起きて死んだ。たかが年間200人しか利用していない中で、三年間で二人も亡くなっている。山岳遭難どころではない事故率である。今後、衛星携帯のレンタルを義務付けるなども考えたほうが良いだろう。年間3000人と設定されているが、環境にどれぐらいのインパクトがかかるのかわからない。岬の台地となると多大な影響を被るが、海岸線であればそこまで影響はでないと考えられる。海岸トレッキングは知床岬に到達して完結であると思うので、以前の提案で先端部へ行くトレッカーの片道送迎は有りなのではないか。実際の例で南極点やエベレスト登頂などの帰り道は、乗り物で行っている。

(事務局 田澤)

今適用されていない強制力が必要であるといった解釈で良いか。

(一般傍聴 佐々木)

それでよい。

(知床自然保護協会 綾野)

強制力に関してはおいおい進めていく方向で、差し当たって危険レベルを知らせることは法規制無しで可能である。例えとして、入口付近に本日の危険レベルの看板を設置し、観音岩まで可、2泊3日は不可などのお知らせをする。これなら、今すぐにでも可能である。

(事務局 田澤)

他にご意見ないか。無ければ、本日欠席のウトロ地域協議会から文面を預かっている。内容に関しては守保護官から説明がある。

(環境省羅臼自然保護官事務所 守)

先日のエコツアーリズム検討会議(以下、エコツアー会議とする)にも出ていたヒグマに関する内容とほぼ同じ内容である。ヒグマとの人身事故を防ぐために適切な対応を取ってほしい、といったことである。エコツアー会議で新たに検討する場を設けて話しをすることになり、先日関係行政機関を中心に集まって話し合いをしている。今後ヒグマ対策連絡会議(以下、ヒグマ会議とする)をもとに地域住民を入れた管理対策の話し合いの場を設けることとなった。

町として実施出来る対策をまとめていき、出来ない範囲は国に提出することとなった。地域に求めることは、ヒグマと共生していく覚悟を持ってもらうこと、意思統一をしてもらうことが国からのお願いである。ヒグマ会議の事務局、北海道からなにか補足あればお願いしたい。

(北海道オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課知床分室 大道)

ヒグマ会議を今月31日に実施する。先日のエコツアー会議で指摘のあったヒグマ対策を早急に考え、実行する枠組みを提案した。先日緊急的に一度集まり、問題として地域で対策に関する温度差があり、一緒くたに考えていくべきでないとなった。斜里町、羅臼町、標津町のそれぞれの地域が責任を持ってヒグマの問題を考えていくことが決定した。

(事務局 田澤)

地域からそれぞれ意見をいただきたい。

(斜里町 増田)

三町それぞれの場を作るのであって、決してバラバラに考えるわけではない。斜里町は10月24日の午後6時から漁村センターで場を設けた。

(羅臼町 遠嶋)

羅臼ではまだ日程調整はしていない。私個人の意見だが、覚悟を持つ、責任を持つといったことに納得しかねる。今住んでいる人は先祖代々住んでおり、その時からヒグマに対して覚悟を持って生活はしていない。ヒグマが出没し始めたのはここ数年の話であり、覚悟を持ってない人は住めないとはならない。感覚が違うのではないか。行政としての責任は、自然環境の現状を町民に受け入れてもらう。話し合いの場を設けるのではなく、現状の説明をする。

(環境省羅臼自然保護官事務所 守)

補足する。ヒグマに対する意見はヒグマ対策連絡会議で行う。あくまで懇談会ではヒグマ対策や管理の話の主にするのではなく、ヒグマを管理した上で利用するなどの方向性で進めてほしい。

(事務局 田澤)

ゾーニングイメージの①～②まで終了したので、今回は③から始める。その他で環境省から今後の説明をお願いしたい。

(環境省羅臼自然保護官事務所 守)

今回は12月と2月を目途に2回の懇談会を開催し、意見を集約し終了とする。いただい

た意見をもとにルール等の見直しを検討していく。次回以降も今回の懇談会のように利用のあり方をまとめていただければと思う。そのため、次回までに皆さんそれぞれで知床半島全体の利用のあり方について考えてきていただきたい。会議だけでなく必要に応じて皆さんへのヒアリングも予定しているので、様々な立場から様々な意見をいただければと思う。

(事務局 田澤)

ご意見質問等なければ、閉会する。

【 閉会 】

知床国立公園利用のあり方に関する懇談会 これまでの経過と今後の予定

平成 30 年 10 月 9 日
釧路自然環境事務所

1. 懇談会主旨

先端部地区の適正な利用について定めた「先端部地区利用の心得」については、利用状況の変化等を踏まえ、平成 29 年 3 月に改訂を行ったところであるが、その議論の過程において、既存のルールや利用のあり方に関する議論等を求める様々な意見が出された。また、平成 28 年度第 2 回適正利用・エコツーリズム検討会議では、今後 5 年間を目途に、地域の意見や利用状況・ニーズ等を踏まえた利用のあり方について、既存ルールの見直しを含めた検討を進めていくこととなった。

このような状況から、平成 29 年度より、知床国立公園の利用のあり方について地域関係者間で意見交換・議論を行うための懇談会を開催することとした。

懇談会では、地域の皆様の意見を集約し、今後の既存ルールの見直しの参考とする。

2. 平成 29 年度の開催結果

○第 1 回：平成 29 年 9 月 19 日（火）18:00-19:30 羅臼町商工会館

行政機関から現行の法律やルールについて説明し、知床半島先端部地区利用の心得点検部会の意見の振り返りを行った後、議論を行った。

初めに「無制限の利用ではなく何らかのルールが必要である。」ということを通認識として確認した。また、はじめから知床半島全体の話をするのは難しいため、まずは利用のあり方検討の中心となる先端部地区の利用について議論を進めていくこととなった。その他に適正利用検討会議での提案はハードルが高すぎる、利用形態が違う両町では別々で話し合う場を設けるべきという意見があった一方、計画や全体に関しては一緒に議論することが必要との意見も出た。

以上を踏まえ、第 2 回懇談会では知床財団がまとめ役となり、両町それぞれで検討した今後の知床半島先端部の保全と利用案を持ち寄って議論することとなった。

○第 2 回：平成 29 年 12 月 18 日（月）14:00-16:00 斜里町産業会館

第 1 回懇談会の振り返りを行った後、両町で検討した利用案を発表し、議論を行った。

羅臼側は関係機関に聞き取りを行ったうえで、先端部の海岸線利用に絞り、トレッカーの片道動力船利用のシステムを提案した。一方、斜里側は関係機関への聞き取りで具体的な案が出なかったため、知床財団案として相泊-モイレウシ間のシャトル船を利用した入域規制のシステムを提案した。

議論では、先端部への動力船利用をトレッカーが望んでいるかアンケートすべきとい

う意見や、先端部の具体的なシステムだけでなくもっと知床半島全体の利用のあり方の大枠を話し合うべきであるという意見があった。

今回、斜里側は関係機関での意見の取りまとめが不十分であったため、次回の懇談会までに斜里側での意見をまとめることとなった。第3回懇談会では、再度両町の提案を合わせて、大枠の利用のあり方を考えながら議論することとなった。

○第3回：平成30年 3月 1日（木）15:30-17:30 羅臼町商工会館

第1回、第2回懇談会の振り返りを行った後、斜里側で検討した知床国立公園全体を利用形態に応じてゾーニングする案について発表し、羅臼側の意見出しを行った。

悪天候で、知床財団と環境省以外の斜里側からの出席者は欠席であったため、議論は次回に持ち越しとなったが、ゾーニング案は羅臼側で精査し、見直す必要があるという意見があがった。そのほか、先端部の利用については漁業者の合意がとれているかが大事であるという意見や、斜里側と羅臼側を分けて議論すべきという意見も変わらずあった。

今回は再度斜里側のゾーニング案をもとに検討を続けることとなった。

3. 平成30年度以降の予定

平成30年度は10月、12月、2月を目途に計3回の懇談会を実施し、地元意見の集約を行う。

平成31年度以降は、聴取した地元意見を踏まえ、平成33年度までを目指して、利用のルール（知床世界自然遺産管理計画、知床エコツーリズム戦略、利用の心得など）の内容更新及び再編を検討する予定。

「知床国立公園利用のあり方に関する懇談会」に係わる
斜里側の意見集約に係る懇談会の記録

- 1、日 時 平成 30 年 1 月 22 日（月） 13 : 30～15 : 30
- 2、場 所 斜里町役場ウトロ支所 2階会議室
- 3、出席者 14 団体 21 名 知床斜里町観光協会
斜里山岳会
斜里バス株式会社
知床自然保護協会
ウトロ地域協議会
自然公園財団
斜里第一漁業協同組合
ウトロ漁業協同組合
知床ガイド協議会
知床小型観光船協議会
斜里町立知床博物館
斜里町 総務部 環境課
斜里町 産業部 商工観光課
知床財団 (順不同)
4. 進行 国立公園全体のあり方の議論として進行。
利用の可能性のある所をゾーニングした案を資料として提示し、意見収集を行った。
5. 結果
- 概ねの共通認識として…
- 今までのルールを、しっかりした根拠に基づいた仕組みに発展させなければ、利用の拡大はすべきでない。
 - ルールは保全のためのルールであることが基本
 - 仕組み作りには利用者の現状や要望を調査し、すり合わせを行うべき
 - 岬への動力船利用の結論は出ていない（基本的には否定的）
 - 両町共通の話題として、地域としてヒグマに関するメッセージと仕組みの統一化が必要
 - 両町が「知床」地域としてまとまった形にならないと、先に進んでいかない
 - なんらかの具体的な方向性を出すには急がないといけない、来年 3 回設定を大事にしたい

【主な意見の抜粋】

<全体・ゾーニングについて>

- ✓ 世界自然遺産登録の経緯、国立公園指定の経緯、なぜそうなったのか、20年の間に基本的な考えを忘れかけている。全て利用ありきになっている。あり方を議論して、両町が理解して、段階的に判断すべき。先端部は両町共通。最近の環境省は変わってきて、守るべきところを守ることが無い。姿勢が薄れている。なぜ、世界遺産になったのか。なぜそれを守り続けていかなければならないのか。漁業者からすると、先端部の番屋がなくなっていく。今までは漁業者が守って、監視してきたが、これからは撤退していく動き。誰が守っていくのか。
- ✓ 安易に利用できると思われるのはマズイ。利用のあり方を最低限決めていく。広い共通ルールをかぶせるべき。
- ✓ 羅臼との共通のテーマに、漁業、海域利用、そしてヒグマとどうやって付き合っていくか、がある。メディアでルシャのヒグマに会えるかのように流れているのに、遊歩道にヒグマが出ると地上遊歩道が止まる。発信と実際が矛盾しており観光客に失礼である。発信テーマと受け入れルールを統一すべき。
- ✓ ゾーニングについては概ねいいが、季節の要素が無い。今回は無雪期前提の議論で、積雪期は別物ということを理解して欲しい。

<先端部・海岸部について>

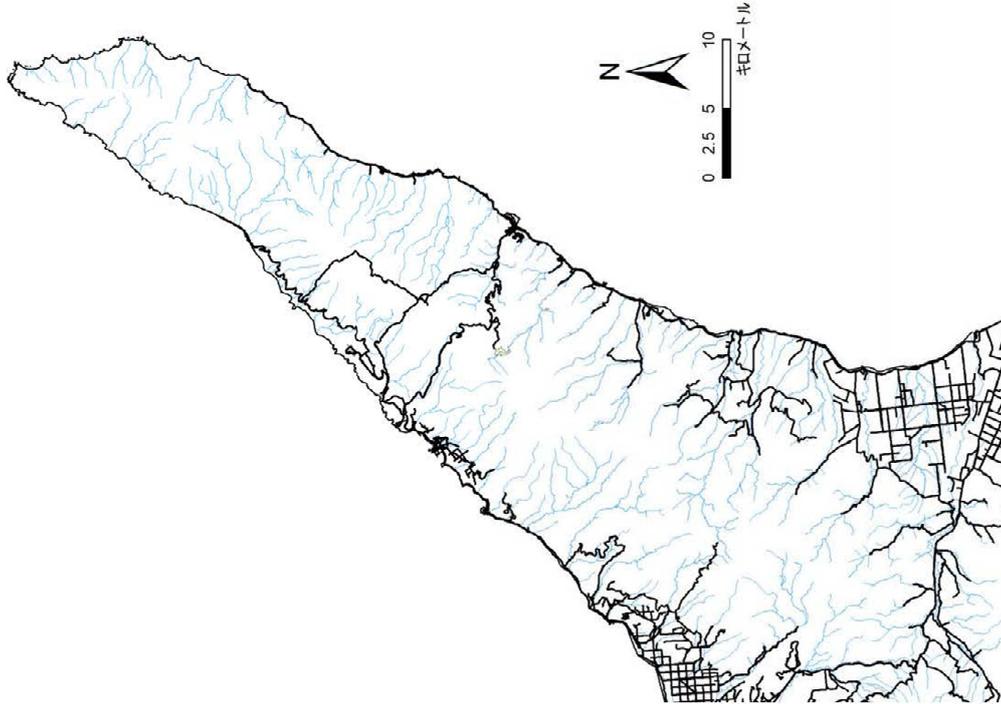
- ✓ 先端部の利用は、限定的で冒険的なもの、というイメージは共通している。
- ✓ 漁業者が先端部に常駐しなくなる中で、事故の対応は難しくなる。安全性を第一に考え安易に観光推進するものではない。やるなら、しっかりしたルールの基で、自己責任で行われるもの限定。
- ✓ 申し合わせで決まっていた動力船での上陸を認めるべきではない。
- ✓ 岬に行ける人は限定される。動力船の道を残しておくべき。時期をズラす等の方法で、感動体験を霧消させずに両立が出来る。限定的な利用の可能性は残していいのでは。
- ✓ 船利用したい方がいるのも理解するが、「(なかなか行けないが) 行くとすごい所」という場所をとっておくことで価値を高める方向性ではないか。

<まとめ・その他>

- ✓ 先端部の利用の心得はよくできている。しっかりした根拠の基づいた仕組みに発展させるべき。
- ✓ ルールや仕組みを考えるなら、どれぐらいの利用要望がありどんな規模の仕組みが必要か調べるべき。海外の国立公園でも利用動向調査、マーケティング等も行っている。
- ✓ ルシャは簡単に人が入るようになってきているのか。随分テレビ局等が行っているように感じる。入ってはいけない場所等、分からない人が入ってくるのは懸念材料。

ゾーニングとイメージ(案)

資料2-2



- ①先端部地区全域
冒険と原生の旅
- ②羅臼側先端部海岸線ルサ～観音岩
番屋の営み、フィッシュリーツーリズム
- ③先端部地区ルシヤ
知床の核心を見る、ワイルドライフウォッチング
- ④ホロベツ・知床五湖・カムイワッカ
多様な知床体験ニーズに応える
- ⑤羅臼湖・横断道路沿線地域
知床峠の景観を楽しむ手軽な周遊観光と羅臼湖での奥知床体験
- ⑥知床連山地域
知床を象徴する山並み、両側に海を眺む希有な山岳体験の場
- ⑦知西別岳及びびその周辺地域
人気の少ない知床らしい山域、残雪期のアウトドアフィールドとしての展開を探る
- ⑧先端部地域沿岸海域
シャチ、マッコウが躍動する感動海峡、火山と流氷が創り出した断崖絶壁、渚のヒグマは珠玉の思い出となる
- ⑨半島基部 斜里岳・海別岳山麓
雄大な農業景観と知床ならではの背景の組み合わせは感動を呼ぶ

先端部地区全域：冒険と原生の旅

本州の箱庭的、あるいはスポーツ的登山やトレッキングとは全く一線を画した「冒険と原生の旅」。ヒグマとの出会いや険しい地形、荒れる海のリスクを乗り越えて、野営しながらたどり着く感動の到達感、日本離れした大風景と非日常の秘境感を提供することに特化する。旅の過程で、豊かな海を糧に生きる人々との出会いや交流も大切な思い出となる。

形態： 海岸トレッキング（主に羅臼側）
半島周回カヤッキング
原生の山の縦走と沢登り（登山）

（国有林管理区分：知床森林生態系保護地域 保存地区、保全利用地区。）

国立公園区分： 陸域のほとんどは特保、斜里側の小面積の一部は第3種特別地域、羅臼側の南部低標高域は第1種及び第3種特別地域。

遺産地域区分： 陸域の大部分はA地区。斜里側の小面積の一部と羅臼側の南部低標高域はB地区。

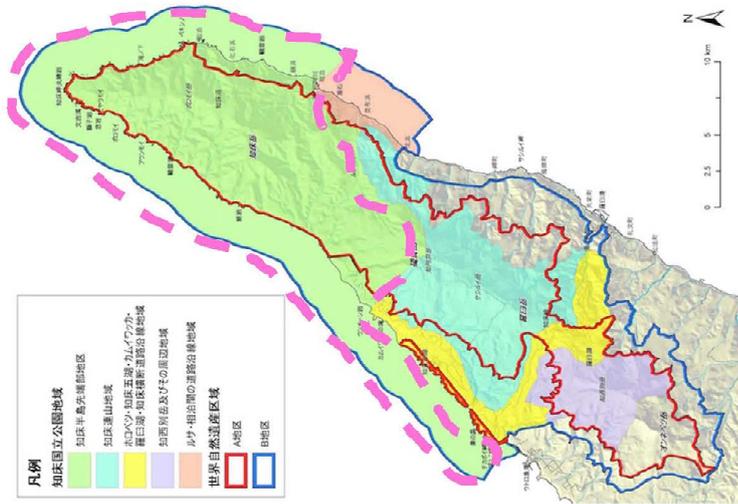
受入想定人数： 2000～3000人/年（150日程度）

地域への経済効果： 1) 斜里側からのカヤッカー（一部登山者とトレッカー）、羅臼側からのトレッカー＆カヤッカー、登山者は前入り、レクチャー受講を義務化。小規模宿泊施設への貢献。

2) トレッカーと登山者の帰還は、何らかの形で小型艇渡し船を容認。遊漁釣り船事業者へ貢献。

3) 主要野営地には小規模なヒュッテ（番屋改造含む）を整備、維持管理費は地元へ

4) ガイド事業の展開



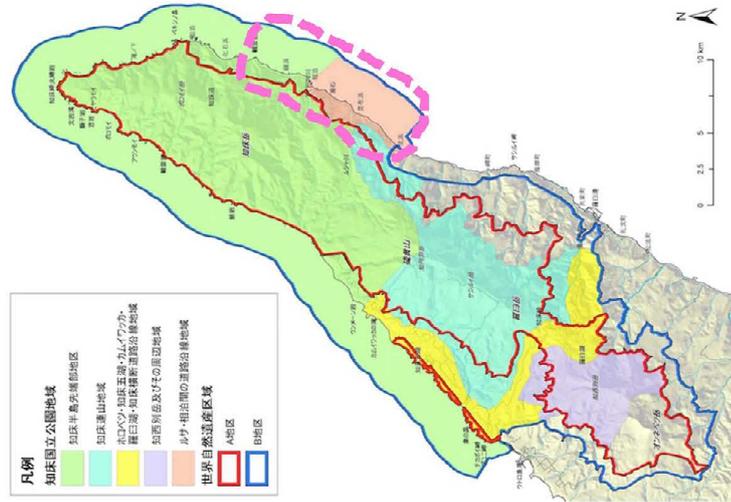
ルサ・相泊間の道路沿線、及び、観音岩以南の先端部地区： 番屋の営み、フィッシュャリーツーリズム

羅臼の豊かな海を糧に、「番屋」という知床ならではの営みの場における暮らしを積極的に発信。浜に根ざして生きる人々との出会いや交流も重要な体験要素とする。

形態： コンブ漁体験や番屋暮らし体験
河口&海岸マス釣り
日帰り海岸トレッキング

(国有林管理区分：知床森林生態系保護地域（保安利用地区。）
国立公園区分： 陸域のほとんど第3種特別地域、一部海岸は第1種特別地域。
遺産地域区分： 陸域はB地区。
受入想定人数： 3000人前後/年（180日程度）
地域への経済効果： 1) 番屋における漁業活動など見学謝金など。
2) 釣り人やフィッシュャリーツーリストの送迎による遊漁釣り船事業者へ貢献。
3) コンブなどの直販、通販につなげていく。
4) ガイド事業の展開

課題： 漁業施設や番屋の家並み（野田尻）、道路法面の修景。



先端部地区ルシヤ: 知床の核心を見る、ワイルドライフウォッチング

サケマスの遡上・産卵とヒグマや猛禽類などの捕食による陸と海の繋が
り、世界遺産の核心を学ぶ。
圧倒的なヒグマ体験。全国で爆発するクマ問題への普及啓発の場、
人々を思考停止にしている恐怖の猛獣という誤解を解き、自然
な生き様を知る場とする。共存の道を模索するきっかけ作りの場とする。

形態： 野生動物観察

野生との共存の可能性を普及啓発する自然教育

(国有林管理区分： 知床森林生態系保護地域 保全利用地区。)

国立公園区分： 特保 (鳥獣保護区特別保護指定区域)

遺産地域区分： A地区。

受入想定人数： 1500人前後/年 (10人x150日程度)

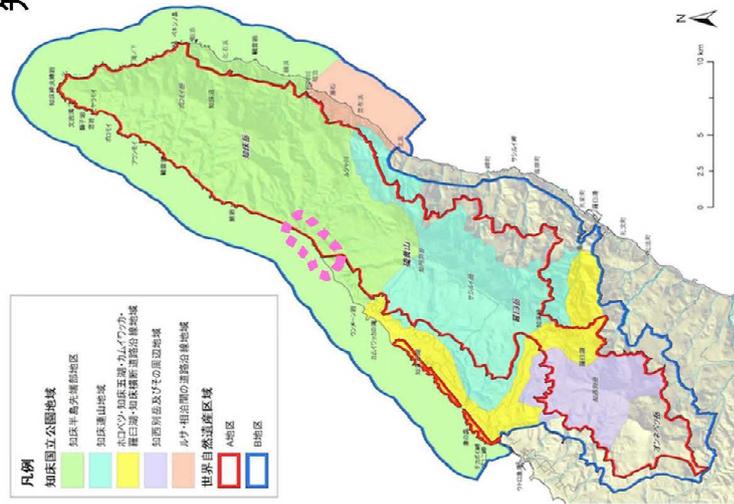
地域への経済効果： 1) 前日までのウトロ入りを基本とする。小規模宿泊施
設への貢献。

2) 専門管理員を雇用 (雇用創出)

3) 現地への交通手段に関わる雇用創出 (船?、車両?)

4) ヒグマをはじめ他ではなかなか見れない野生動物の
存在が知床への来訪動機となっている。

課題： 現地への到達方法：トレッキング?、船舶?、車両?



ホロベツ・知床五湖・カムイワッカ地域： 多様な知床体験ニーズに応える

観光バスやシャトルバスを利用した周遊観光から、比較的手軽なバックカントリー利用まで多様なニーズに応えることができる地域として活用していく。陳腐化させることなく他と差別化した知床独自の体験を提供する工夫、ヒグマ等との軌轢回避対策が求められる。

形態： 知床五湖高架木道の周遊観光と地上歩道ガイドツアー

シャトルバスによる周遊、風景探勝、動物観察

カムイワッカ湯の滝、ワッカ園地における観光利用

幌別川河口サケマス釣り

(国有林管理区分： 知床森林生態系保護地域 保存地区、保全利用地区、自然観察教育林。)

国立公園区分： 知床五湖周辺は特保、他は第二種特別地域

遺産地域区分： B地区（一部海岸段丘縁部がA地区）

受入想定人数： 50～60万人/年

地域への経済効果： 1) 知床五湖は知床への来訪動機の大きな部分を占める

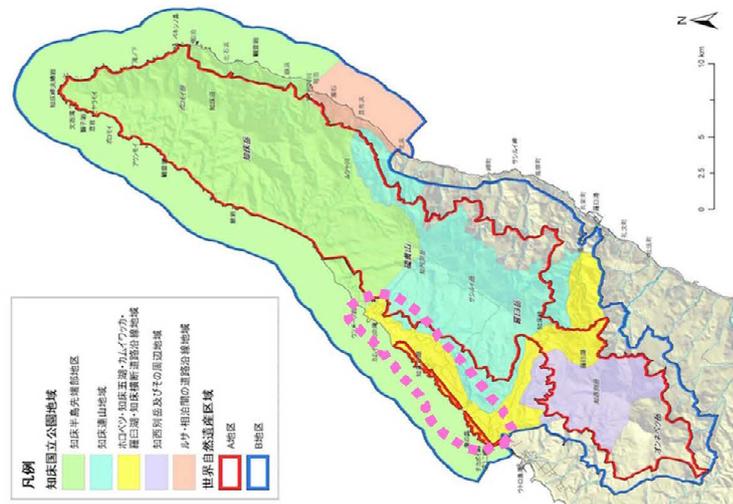
2) 知床自然センター、幌別園地管理による雇用創出、知床自然センター売店/カフェによる収益。

3) 知床五湖管理による雇用創出、パークサービスセンターにおける収益。

4) 地元事業者によるシャトルバス等の運行

5) ガイド事業の展開

課題： 運動地の森の利用のあり方検討、冬季のバックカントリー利用を基本とした知床五湖のあり方を再検討



知床連山地域： 知床を象徴する山並み、両側に海を眺 む希有な山岳体験の場

海にそそり立つ連山の稜線に到達する満足感。眼下の両側は海、はるか
か国後島・エトロフ島までの眺望は、他では得がたい感動を得ることがで
きる。

広大なハイマツ帯や雪田群落の高山植物も知床の山の魅力である。
基本的に中級以上の登山者を対象とした山域として管理し、必要以上の
整備は行わない。

形態：登山（羅臼岳・硫黄山の登頂、あるいは縦走）

（国有林管理区分：知床森林生態系保護地域 保存地区。）

国立公園区分：稜線部は特保、他は第二種及び第三種特別地域

遺産地域区分：稜線と高標高域はA地区、山麓部はB地区

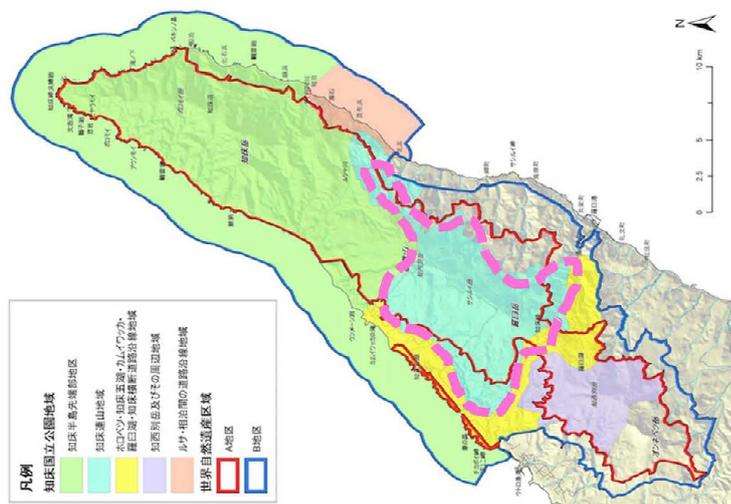
受入想定人数：7000～8000人/年

地域への経済効果：1) 登山者の事前事後の宿泊等。

2) ガイド事業の展開

課題：岩尾別登山口の駐車スペース、交通システムのあり方検討

今後充実が必要となる可能性が高いヒグマ対策のあり方



知西別岳及びその周辺地域： 人気の少ない知床らしい山域、残雪期の アウトドアフィールドとしての展開を探る

羅臼湖入口へのアクセス方法を検討できれば、残雪期のすばらしいフィールドになり得る。根室海峡にめがけて滑り下る知西別岳から湯ノ沢までのロングダウンヒルコースは感動もの。

形態： バックカントリースキー
スノーシュートレッキング

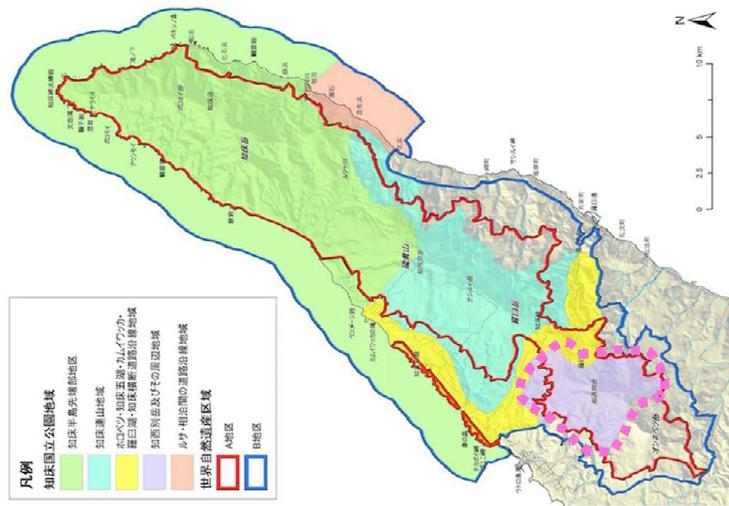
(国有林管理区分：知床森林生態系保護地域 保存地区。)

国立公園区分： 特保と第一種特別地域

遺産地域区分： A地区

受入想定人数： 1000人?/年

地域への経済効果： 1) ガイド事業の展開



先端部地域沿岸海域、根室海峡： シャチ、マッコウウが躍動する感動 海峡、火山と流水が創り出した断 崖絶壁、渚のヒグマは珠玉の思 出となる

ウトロ～知床岬に続く絶壁と大風景、海岸で見ることができ
るヒグマや猛禽類、海鳥など野生との出会いの濃さは知床
ならではの。

豊饒の海、根室海峡はシャチやクジラ、イルカなど大型海
産哺乳類との感動の出会いの場。大型猛禽、トド、アザラシ
類を対象とする冬の観光船事業も充実が望まれる。

形態： 観光船による周遊

国立公園区分： 海域の一部は普通地域

遺産地域区分： 海域の一部はB地区

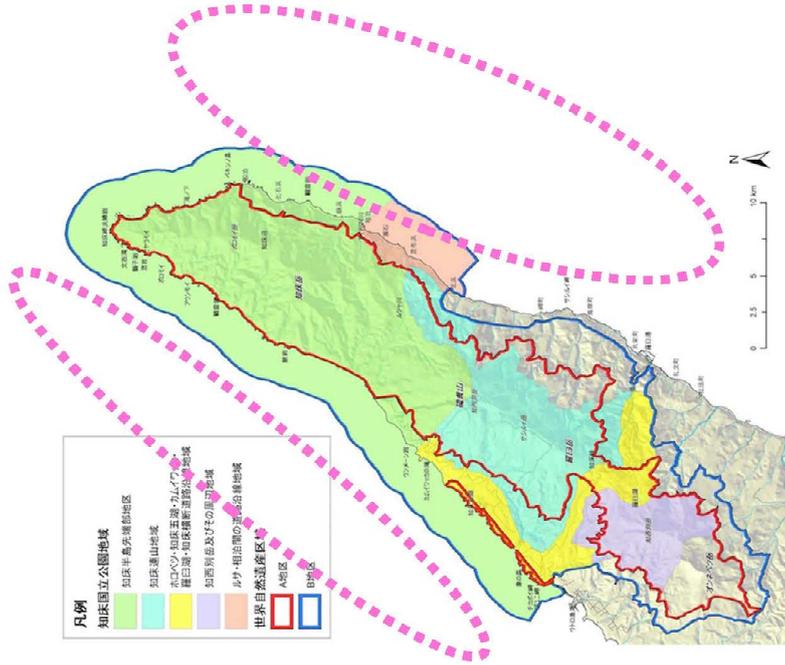
受入想定人数： 10万人前後/年

地域への経済効果： 1) 観光船事業の展開（運行事業者、乗組
員の雇用、燃料供給なども）

2) 観光船による周遊観光自体が、か知床
への来訪の大きな動機となっている。

課題： 悪天候・濃霧の際の代替観光

流水期も運行可能な観光船への設備投資



半島基部地域：斜里岳・海別岳山麓から斜里平野、峯浜地区牧場地域雄大な農業景観と知床ならではの背景の組み合わせは感動を呼ぶ

斜里平野から周辺の山間野山麓部については、人気の観光地である富良野盆地周辺に比して勝るとも劣らない美しい風景を有している。また、峯浜地区の広大な牧草地とは別に望む根室海峡・国後島の風景も美は大きな潜在性を有している。

しかし、そこに欠けているのは来訪者をもてなす仕組みや人の存在、そして魅力的な「食」である。両地域で生産される畑作物や畜産物、そして知床ならではの海の幸を洒落た形で提供できる宿泊施設・レストラン等を展開し、知床の観光の新たな分野を切り開く。乗馬やスノーモービルのツーリングコースの設定など、国立公園内では難しいアクティビティの展開も可能だろう。

形態：滞在型アクティビティ、知床ならではの食の提供

国立公園区分：国立公園外

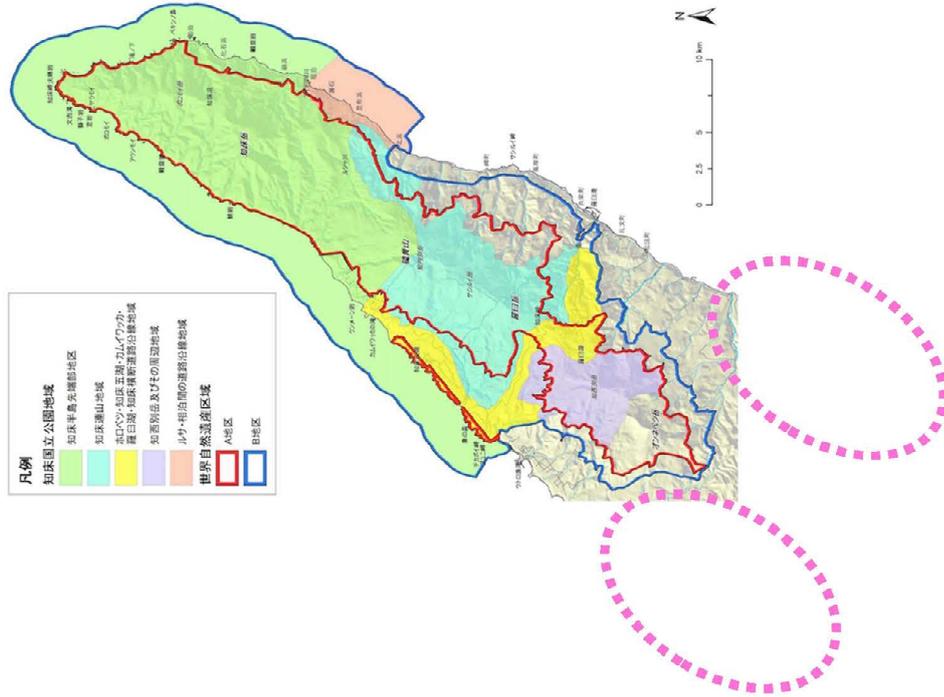
遺産地域区分：遺産地域外

受入想定人数：？/年

地域への経済効果： 1) パンシヨン、オーベルジュなど小規模・高付加価値宿泊施設などの展開

2) 地場産品の販路開拓、直販&通販

3) ガイド事業の発展



平成 29 年度第 3 回 知床国立公園のあり方に関する懇談会

日時：平成 30 年 3 月 1 日(木)15:00～17:00

場所：羅臼町商工会議所 2 階

会議次第

開会

挨拶

議事

1. 知床半島先端部地区の保全・利用案について
2. その他

閉会

◇議事要旨

【 開会 】

(事務局 田澤)

悪天候で大変な日にお集まりいただき御礼申し上げます。今日は、知床財団と環境省以外の斜里側からの出席者は悪天候で欠席しており、変則的な開催となったが、了解いただきたい。

今回は、斜里側からの案の紹介を中心に実施する。まず初めに山本首席からご挨拶をお願いします。

(環境省ウトロ自然保護官事務所 山本)

本日は暴風雪の中、お集まりいただき感謝する。今日は今年度第 3 回目のあり方懇談会ということで、ウトロ側と羅臼側の意見を合わせた、知床半島全体の議論をして頂きたい。先ほど、話があったように斜里側からの出席者は根北峠が閉まりそうということで全員欠席だが、すべての意見を知床財団の寺山氏が背負ってやってきた。寺山氏になにかしら意見がありましたらぜひ言っていただきたい。

本日は、短い時間だがよろしく願いたい。

(事務局 田澤)

資料確認

3 回目の会議になるので、1 回目、2 回目の概要の確認をしてから、議事に入りたいと思う。1 回目の会議では、まず行政機関より知床が現在どういった法律やルールで守られているのかを説明していただき、続けて前年度から検討していた利用の心得点検検討部会での意見を紹介した。意見交換では、無制限の利用ではなくなんらかのルールが必要であるという合意が 1 回目で行われた。進捗状況についてはまったく進んでいないわけではなく、利用の位置づけが何もなくあった岬の利用に関して、関係機関の合意としてアクティビティごとに心得ができたことが大きな前進である。進め方として、どちらか一町に関する利用案については別々に検討することもありだが、その場合でも結局は両町に関係してくる要素はある。少なくとも大枠での制度やルールの検討については両町合同で検討する必要がある。という話があった。

前回 2 回目には、羅臼案として先端部の海岸トレッキングに関して片道を船で送迎する案が一つ上がった。また、知床財団が作成して斜里側に確認した案として、モイレウシを起点として船にゲート機能をもたせて、先端部地区全体を利用する案が出されている。この二つの案について大半は賛成だったが、実施する場合の資金の話や利用者であるトレッカーなどの意向調査が必要ではないかといった話が出ていた。

また、先端部の細かい話が先ではなくて、全体の大きな骨組みを作った上で先端部の議論が必要であり、知床全体の議論、先端部地区全体の議論、公園利用の議論をすり合わせて検

討すべきである。次回までに斜里側の案を提出して、最終的に知床全体の利用のあり方の検討をして、地元の合意意見としてまとめなければならない。細かい議論と大筋の議論の組み立てをもう一度再構築する必要がある。という意見も出た。第1回の懇談会で具体的な案から議論を進めるという方向になっているが、環境省としては早めに全体的な議論に移ってもらえるとありがたいという意見であった。

今回の会議では、全体の議論ということも踏まえて今回の斜里町案が出ている。斜里案について知床財団寺山から説明する。

(知床財団 寺山)

斜里側の意見集約に係わる懇談会の記録の説明(資料1)

本日の懇談会に出席できない斜里側の出席者の意見を預かっているので、紹介する。

・斜里第一漁協：申し合わせでは先端部には入れない、という流れで話が進んでいると思っていたが、羅臼側で具体的な先端部の利用案が出ている。この先端部利用案は漁業者を含めた地域の総意なのか確認したい。総意であるのならば斜里側でもそれなりの対応をする。事業者のみの意見であるのならば、別の対応になる。

・ガイド協議会：先端部の何を守りたいのか、はっきりしない部分があるように思える。動力船が観光客対策なのは理解できるが、守らなければならない理由が一般の人にも分かっているのか疑問。一部の人だけが立ち入ることができる場所ではなく、国立公園であり、世界遺産である以上、誰でも守るべきだと思わせるような具体的な対応が必要。隠すよりも見せて守らせるべき。

(事務局 田澤)

斜里第一漁協からの意見は、羅臼漁協への確認だと考える。この場で確認したい。羅臼案に関して羅臼漁協は漁業者の合意は得ていると考えるか。

(羅臼漁協 任田)

斜里第一漁協から出た意見に関してだが、先端利用について漁業者の合意は得ていない。個人の意見としては、先端部利用は限定されるべきだと考える。

(事務局 田澤)

羅臼漁協としては、今回の羅臼案について漁業者の合意は得ていないということでしょうか。

(羅臼漁協 任田)

そのような認識だ。

(知床羅臼観光船協議会 長谷川)

それは違う。以前は組合も合意はしているという認識であった。

(事務局 田澤)

資料3、4は前回と同じ資料なので、確認はしない。斜里案について環境省から意見をいただく。

(環境省 守)

行政機関として北海道と林野庁が出席していないが、まず環境省の方から意見を述べたい。公園の中で利用の計画がある部分のゾーニングについては概ね計画と合致していると思うので、議論を詰めていってほしい。一方で、国立公園としての利用計画がない先端部の利用については保護を前提としたルールを元に利用について考えてほしい。

(羅臼漁協 任田)

先ほど、羅臼案について合意していないと発言をしたが、以前の会議の中で合意していたかを確認したい。

(知床財団 坂部)

2回目の懇談会前に羅臼側の意見を集約し、羅臼案として会議で提出してもよいかの確認を行った。その際は羅臼側の関係団体の合意を得た。

(羅臼山岳会 石田)

私は2回目の懇談会に出席したが、懇談会の中で合意はしていない。2回目の懇談会で羅臼案について不備があると発言した。山岳会としてではなく、個人としては合意していない。

(羅臼漁協 任田)

羅臼案について合意していないという発言をしたが、撤回したい。

(知床財団 増田)

赤岩ツアーや羅臼案などの個別案件ではなく、最終的に斜里や羅臼の漁業者も今後、組み立てようとしているものに関しては、漁業者も入って一緒に固めていかなければならない。漁業者も含めて固めたものになったのであれば、次どうしていくか考えなければならぬ。先端部の利用者であり、保全している人でもある漁業者の意見は無視できない。羅臼側の漁業者も議論に入った形で合意ができていくか斜里側の漁業者としては確認したいという趣旨の意見。最終的には漁業者の意見を含めた利用にしていかなければならない。

(知床羅臼観光船協議会 長谷川)

増田氏の発言は理解できる。先端部の利用は赤岩ツアーしかやっていない。一つ問題があるが、斜里側から出た案で両町が「知床」地域として、まとまった形にならないと先に進んでいかないとあるが、これは誰の発言か。知床というとウトロの名前しか出てこない。

(羅臼漁協 任田)

今までやってきたことについては、漁業者の合意を得ているが、今後やっていく羅臼案についての合意は得ていない。発言の撤回を撤回したい。

(事務局 田澤)

これからについて順を追って説明する。まず関係行政機関の意見を聞く。さらに寺山氏に意見をもらう。後段で皆さんの意見をもらう。羅臼町は意見があるか。

(羅臼町 遠嶋)

あくまで懇談会なので、絶対こうするというものではない。羅臼側で提出された案もこういった利用があっても良いという意見を提出することに合意した。仮に羅臼案を実施するとなれば、申し合わせのことを考えなければならない。斜里案に関しては、懇談の場なのでいろいろな案や意見があってもいいと思っている。

(事務局 田澤)

斜里案のゾーニングとイメージを寺山氏から説明してもらう。

(知床財団 寺山)

斜里案ゾーニングとイメージ(案)の説明(資料2、ゾーニングとイメージ(案))

(知床財団 増田)

斜里と羅臼で共通して先端部全体にかかわるポイントとなるのが、漁業者が迷惑を受けないような仕組みとクマの問題への対応。利用者がどのようにクマに対応していくかは両町で共通している話題なので、統一した仕組みが必要という意見が斜里側で出た。

(知床羅臼観光船協議会 長谷川)

羅臼案は時間をかけてはいけない。何をやっても進まないと言っている。先ほど斜里案の説明があったが、ゾーニングをした際に各事業者の意見を聞いたうえで区分けをしたのか、単にこうあるべきというゾーニングを知床財団が区分けしたのか知りたい。

(知床財団 寺山)

この斜里案については、事業者が意見を出して作ったものではない。

(知床羅臼観光船協議会 長谷川)

何年も時間を掛けているうちに、私たちは死んでしまう。先端部の利用は10年前から言っている。羅臼側と斜里側の岬の利用は基本的に違っていた。羅臼には昆布漁の歴史があり、番屋があった。人が入っている数も違う。岬を境に利用のあり方は別だ。一つの知床というイメージは良いと思うが、文化も歴史も気候も大きく異なる。条件が違うところを一つの合意でやっていくのは厳しい。この話は漁業者でなければわからないと思う。斜里案で説明したゾーニングにも東よりと西よりで条件が違うということを踏まえて検討してもらいたい。10年も20年も時間をかけてやっていくのではなく、出来るものから一つずつやっていきたい。両町が出来るものからやっていきたい。いつまでたっても進まない。

(事務局 田澤)

懇談会では、来年度いっぱい地域の方角性をまとめる。その後、ルールや各種法令的な整理等という段階があるので、来年度何かを始めるというわけにはいかない。皆さんと共有したいのは、今回出た斜里案は全体が網羅されて地域別になっている。このゾーニングイメージに羅臼側の案を付け足すこともできる。斜里案を基礎にして、進行していてもよいかここで合意をとりたい。

(羅臼漁協 任田)

長谷川氏の意見で賛同できる部分があった。長谷川氏からも発言があったが、ウトロと羅臼は昔からの発展の仕方が違う。天候も違うので、分けるべき。羅臼のあり方については、羅臼の事業者がこうやりたいという考えがあるのであれば、まずはこれに向かってどのように進行するべきか方向性を探っていかないと進まない。斜里町と羅臼町の共通認識をもってやっていくとなると10年も20年もかかってしまう。長谷川氏や野田氏がこういうことをやりたいと言うのであれば、組合としても意思疎通をとらなければいけないし、待つてほしいという意見も出ると思うが、前に進めるためには来年のタイムリミットまでに一部でもいいから方向性を出すべき。

(事務局 田澤)

今のシステム上、各事業者が具体的にやりたい事業案がある場合はエコツアーリズム検討会議に提案する必要がある。

(羅臼漁協 任田)

見通しが立たない会議をいつまでもやっていくのか。かなり昔からこういった会議をやって来ている。最終的な目的は何なのかがわからない。いろいろな事業者がいるが、目的が

ないと前に進んでいかない。

(環境省 守)

これまでの経緯で様々なルールが出来ている。去年のエコツーリズム検討会議で専門家の方々からも分かりにくいという意見があった。方向性が定まっていない段階で、エコツーリズム検討会議で個別の事業ばかり取り上げると、ルールとしては認められていなくても検討会議の中では承認された、という事案が増えてくると問題になるという話が出た。今後5年を目途にルールを見直して、分かりやすい知床のあり方を決めたルールをつくる。ゴールは5年後のルールのみまとめ。

(知床羅臼観光船協議会 長谷川)

事業者が自然を壊すことなくやりたいことは瀬渡しだけ。歩いて往復するかどうかはトレッカーの自由。事業者は現在困窮している中で、新たな利用が糧になる。羅臼側の地形は複雑で風が強い。瀬渡しは素人には出来ない。先端部での要望はたった2つだけ。2つのことを10年も20年もやっていくのか。

(環境省 守)

個別の事業に関しては、エコツーリズム検討会議で提案してもらい議論するので、提案することで少しずつでも話は進んでいく。赤岩ツアーはルールの改定があるので、実施しても良いという承認の判断があったときに、5年という期限が設けられた。5年後、今のルール上では実施できていても新しいルールでは実施できないという判断になるかもしれない。他の事業も同じ。やりたい事業があればエコツーリズム検討会議に提出し、ルールの中でできるか、できないか判断する。5年後に再判断が必要になる。

(知床羅臼観光船協議会 長谷川)

3年後にするべきだ。

(羅臼漁協 任田)

実現できるような会議にしないと5年経つとみんな忘れてしまう。

(知床羅臼観光船協議会 長谷川)

エコツーリズム検討会議に提出すると、いつ作ったか分からないルールで会議が進む。

(羅臼漁協 任田)

知床は斜里町と羅臼町でまったく違うということを環境省は認識しているはず。羅臼は羅臼として考えたほうが進んでいくと思う。

(知床財団 増田)

資料2をPowerPointとプロジェクター使って説明

資料2は斜里側で合意されていない。資料2の2ページ目は羅臼側の意見とかけ離れているか。

(知床羅臼観光協議会 長谷川)

資料2の2ページ目、地域への経済効果は斜里町と羅臼町で似た考えである。

(知床財団 増田)

来年3回、懇談会がある。環境省は違った立場かもしれないが、地域の中で海岸線についてはこれくらいのたたき台からスタートしていきたい。石田氏のように意見が違ったりすることはある。斜里側でも反対意見はあった。

(知床羅臼観光協議会 長谷川)

今まで、知床は「ウトロ」というイメージで、羅臼はただの羅臼だというイメージだった。やっと今、町全体で知床羅臼であるという雰囲気になってきた。羅臼町長も、中学校も知床未来中学校がやっとできた。今までは、羅臼町民も我々漁業者も含めて、知床という言葉を使うことはなかった。岬に行くときも奥へ行く、番屋へ行くときも奥へ回っていくというような表現だった。今になって、昆布でもなんでも知床羅臼のものだ、知床を使わなかったら商売にならないというのを羅臼漁協は認識した。

(知床財団 増田)

来年3回ある中で、行政側の意見と完全に一致することはないと思う。合意できないところが残ったとしても来年3回の懇談会は資料2をベースにしていきたい。漁業に携わっている人は定置網であれ昆布漁であれ、先端部で経済活動を行っているので話をしていかなければならない。というようなところまで、今日は皆さんの共通認識にしておきたい。

(知床羅臼観光協議会 長谷川)

私は共通認識だと思っている。あとはガイドの意見を反映してほしい。

(羅臼遊漁釣り部会 野田)

この先端部のルールが出来た時代と、今の時代は状況が違う。歩いて行って歩いて帰ってきて下さいというルールを作ったときは、昆布番屋が知床岬まであった。怪我をしても、腹が痛くなっても漁師が助けてくれた。今は、崩浜から赤岩まで昆布番屋は一軒もない。赤岩は2件あるが、今年で撤退する。夏のトレッカーは頼るものが無くなる。定置の番屋は何件

があるが、夏場は休みに入っているため、人はいない。我々は、夏は毎日運航していて知床岬方面へ行っているが、熊の問題や気象状況、潮汐を考慮できないトレッカーがいる。時代に合わないルールはすぐに見直さないと死人が出る。

(事務局 田澤)

その辺の事情を踏まえて、増田が言ったように大枠でのゾーニングごとの要素を入れていく。

(羅臼山岳会 石田)

私だけ反対なので最後に発言させてもらいたい。トレッカーに渡し船を利用させるといふ流れはしやうがないと思っている。言いたいのは、事故の件について。半分だけ歩きになるとそれなりに利用者は増える。1日13人まではいかないと思うが。どういった人が増えるかという点、レベルの低い人が増えるだけ。歩くのは半分だけだから、モイルスまでだからなど、安易に人が入ってきて先端部へ行く人のスキルも下がっていく。下がったスキルで事故を防ぐとなると、何かを整備しなければならない。トイレをつけることにもなる。一旦こういった流れをつくってしまうと、設備などを整備していかなければならない。ということは地元の負担が増える。環境省が予算をつけてくれればいいが、なければ我々が自分たちで何とかしなければならない。こういった流れはいつたん始まると止められなくなっていると思うので、その覚悟を持って最終的にお金をかけて整備して、たくさんの人を呼び込んで利益を生むという形にするのかどうかまで考えて実施してほしい。

(事務局 田澤)

石田氏はトレッカーの片道瀬渡し利用について反対でよいか。

(羅臼山岳会 石田)

個人としては、明確に反対だ。何も手を付けるべきではないと思っている。勝手に歩いて勝手に行くだけでよいと思っている。事故は当然、あるとは思っている。迷惑はかけると思うが、かと言ってこのシステムをつくったところで事故は減らないと思う。人が増えた分だけ事故も増えると思う。

(知床財団 坂部)

前回の懇談会でも石田氏は反対だと発言したのは覚えている。反対したのは石田氏だけと発言していたが、他にもいると思う。個人に話を聞けばもちろんいろんな考えがある。私にも考えはある。前回の羅臼案を作った際は、羅臼の関係団体として意見を集約した結果であったと思う。各団体で理事会の承認を得ているのか、全会員の意見を集約したのかは、各団体に合意形成の方法がある。全町民に意見をうかがうわけにもいかない。いろいろなレベ

ルで違う意見がでるのは当然のこと。懇談会のように議論できる場は、あまりないので様々な意見を出しながらどうやって利用していけばよいか、地域で考え、納得できる意見を懇談会の中で見つけ出していく。

羅臼と斜里で意見が分かりやすかった。羅臼は利用の方法から次の段階へ進めていく案であった。斜里から出てきた案は大きな枠を設けて、ゾーニングを行ってから進めていく案であった。実はゾーニングの話をするのも遠回りではなく、この場所でこういったことをやりたいという話を進めるためにゾーニングをしてルールを置く。今あるルールで合っているのか、直した方が良いのかを考えないと新しい利用も進められない。この懇談会の中で意見を伺っていききたい。資料を集約しに行くことも多くなると思うが、会議の中で出せなかった意見は直接でも言っていたいただければそれも検討の中にとり入れたもので、地域の意見を作っていきたい。

(知床羅臼観光船協議会 長谷川)

参考として皆さんに聞いてもらいたい。環境省の人たちも何年かするといなくなってしまうから。石田氏から出た意見で、安易なものが先端部へ行くことだったが、昔はみんな安易なものばかり来ていた。安易どころか 8 割はライダーだった。相泊の熊の穴にオートバイを置いて、ライダーブーツを履いて、アディダスのスポーツバックを体中に縛り付けていた。ただ、その当時は番屋が乱立どころか、赤岩だけでも数百人、湾という湾に沢山の人がいて、怪我のケアも緊急の時も何とかなった時代だった。それが前回会議で山中氏が発言したように、クマの出没が多くなっている。相泊から先端部は昔、そんなにクマはいなかった。いどころか任田氏が羅臼に来たときは、クマなんか見たことなかったはず。その場所が今は、クマだらけだ。その中を今、トレkkerが歩いている。だから、古い番屋の利用と瀬渡しが必要だ。瀬渡しの船があれば、危険に遭遇している人を運んでくることできる。往復歩きたい人は、当然歩く。選択肢が一つ増えたと思えばいい。今までは歩いて行って歩いて帰ってくる。これが基本。瀬渡しは私が 18 歳の時からやっている。その頃は本当に安易な人と高度な技術の縦走のグループのどちらかだった。ある人はボロボロになって下りてきて、船に乗って帰ってくる。こういった歴史を踏まえて、私たちの目で見たい期間やっていた訳だから、経験をもとに言っているというのも、ある程度理解してもらいたい。

(事務局 田澤)

地域の経験も含めて、各地域の方向性をまとめていけばいいと思う。

(羅臼遊漁釣り部会 野田)

全体的に決めることが出来るルールと任田氏が言ったように利用形態が違うので、羅臼側は羅臼側のルールがあっても良いのではないかと。

(事務局 田澤)

まずは一回目の懇談会の時にも話が出たが、大枠から攻めていかないと細かいところまでいけない。大枠の部分は、一回目の懇談会の結果では両町でルールを決めて、細かいところについては、それぞれの地域の両町の事情で決めていくことになっている。

(知床羅臼観光船協議会 長谷川)

組合が言ったように、いろいろなルールが出来た時代背景を踏まえて考えてほしい。

(事務局 田澤)

先ほども言った通り、私たち羅臼の住民は時代背景を考えて方向性を考えていけばいい。

(知床羅臼観光船協議会 長谷川)

私が言っているのは、私たちが縛っているルールの改定も場合によってはあるということ。

(知床財団 坂部)

そのために話し合いをしている。

(事務局 田澤)

まずは、地域でどうしていきたいかまとまらないと環境省もどう変えていいのかわからない。

(知床羅臼観光船協議会 長谷川)

変えたい意見を何年も前から言っている。自然遺産の登録の経緯だとか国立公園の指定の経緯、昭和の30年にできているものだ。

(事務局 田澤)

今確認したいのは斜里から出た全体のゾーニング案を肉付けしていったり、場合によっては削除していったり、今のままで何も変えなくていいという地域や部分があるかもしれない。それを来年度に向けて検討していくということでしょうか。

(羅臼漁協 任田)

ゾーニングをある程度変えた方がいい。知床半島突端から2つに分けた方がいい。

(知床羅臼観光船協議会 長谷川)

10年も前から言っているが、さっぱり聞いてもらえない。

(羅臼漁協 任田)

共通の部分は両町で話していけばよい。

(事務局 田澤)

このゾーニングは斜里から出た案であって、羅臼で精査しているわけではない。ゾーニングも含めて来年度検討していく。

(羅臼漁協 任田)

ここでいけば、ゾーニングは見直し。個人的な意見だが、見直しした方がよい。

(事務局 田澤)

地域分けも羅臼なりに考え、見直しを行う。地域ごとにある程度の段階の人たちがうなずけるような内容で肉付けしていけばよい。

(知床羅臼観光船協議会 長谷川)

一番大事なところが抜けている。漁業者、漁業者というのが一番底辺にある共同漁業権がラインだと思っている。

(事務局 田澤)

ゾーニングの話なのか。

(知床羅臼観光船協議会 長谷川)

そうである。

(事務局 田澤)

ゾーニングも含めて来年度に向けて羅臼町なりの肉付けを行い、場合によっては削除、変えないという検討をしていくことでどうだろうか。

(羅臼漁協 任田)

それでよい。

(知床羅臼観光船協議会 長谷川)

あまりにも時間がかかるようであれば、半分に切ってしまったほうがよい。

(事務局 田澤)

今の合意も取れないようであれば、そこで止まってしまう。

(知床羅臼観光船協議会 長谷川)

いつも言うように、合意できなければ我々は逸脱してでもやる。これは切り札だ。法律がないから逸脱してやる。法律にも縛られていない。今言ったように共同漁業権で切るのが良い。

(羅臼山岳会 佐々木)

長谷川氏が大事なことを言った。法律がない。ローカルルールの法的な枠組みについて環境省はどう思っているのか。例えば、自然公園法や様々な法律がある。その中でローカルルールという部分を認めたならば、その方向で公園計画を変えてもやっていこうという考え方なのかと思う。本来、ローカルルールというのは、条例でも何でも無い。先端部地区には、岬の突端から相泊まで、所々に個人の土地がある。個人の土地を歩かなければ岬まで行けない。所有権という法に守られた一般の権利がある。その上に自然公園法などの枠をかけて今は単なる雑種地だ。百数十筆の土地が今後はニセコやウトロの一部の土地のように、外国資本に買収されてしまうかもしれない。特に中国資本は沢山入ってきている。今はほとんど不要の土地だから海外に買収される可能性がある。そういった場合に所有権と管理権というのはどう違うのか。そして、ローカルルールでは岬には上陸しないで、観光業をしないでやっていこうというのは地元の両町で合意したもの。それにいつの間にか環境省や林野庁が乗ってきて、先端部というのは岬のことだと思っている。実は相泊からルサまでだった。ローカルルールというのは、我々はこう決めたから皆さんにお願いですから他の人達も守ってください。というのがローカルルール。法的な拘束は何もないため、一番困るのは、山岳会やルサフィールドハウスの管理を任されている知床財団など現場の人間だ。ルールを知らない人たちが来て、自由に先端部に入って船で岬へ行って歩いて帰ってくるのもかまわない。町内の事業者がやらなくても、町外の事業者が観光目的で船を出して上陸させても取り締まる法律がない。この辺も含めてローカルルールというのは、我々だけで決めて、騒いで、事後拘束されて、長谷川氏が言った通り斜里町と羅臼町は違うから各町のルールでやると言えば駄目だとは言えない。岬へ上陸できないというのは両町の合意なのだから自分たちで縛っている。明治時代の末期から昆布漁の土地として一定期間 3 年間だけ漁夫をやって成功すれば、国から無償で土地をもらえた。それが、百数十筆もある。このことを含めれば、斜里町との感覚とは違うかもしれない。そもそもエコツアー適正利用検討会議も法律専門家はいない。科学委員会の委員はいるが、法律の専門家はいない。現実には横断道路一つ見ても冬のスキーをしてはいけない。あれは道交法ではなく道路法。取り決めではそうになっている。ところがある法律家に言わせれば、道路ではないので道路法 70 条の違反にはならないということを行っている。これは法律と法律の問題。法律よりも弱い条例にもなっていないルールのことをどう考えているのか。

(環境省 守)

質問が2点ほどあったと思う。1点目の土地の話だが、自然公園法は先端部に関してほとんど特別保護地区に区分される。特別保護地区では、建物を建てることができない、植物を採取してはいけない、樹木を伐採してはいけないなどの規制がある。法律として保護の規制がある。買収して建物を乱立するというのはできない。

2点目のローカルルールについて。法律で禁止されている事項については、もちろん罰則がある。岬への上陸は申し合わせなので、罰則はない。公園の管理計画も法律そのものではない。公園を管理する上でのルールなので、公園の管理者としてルールを出しても法律そのものに違反しない限りは、罰則を与えることはできない。だが、岬に関しては特別保護地区に区分されている。植物の損傷も法律に違反する。立ち入りを禁止しているわけではないが、踏み入って草花を潰して傷つけた時点で法律違反になる。道路の速度違反と同じで見つけられなければ処罰は出来ない。

(羅臼山岳会 佐々木)

民有地というのは、所有権で守られている。そこに法律をかぶせて公園法だとかの罰則というのは微々たるものだ。所有権は憲法で守られている権利だ。その意識は誰だってわかる。ルールの中で縛りこんでなおかつ観光の閉塞している時期に自由に利用できない矛盾がある。私としては、この懇談会は山岳会で出席しているが、個人の意見もある。知床というのは、学校でも教育委員会でも、やはり斜里町も羅臼町も標津町も含めて知床というのは世界遺産であってそれを地元の住民と我々がやるべきことは未来永劫、今の自然を守るということを中心に話している。そのことを子供たちに伝えている。ここは今の段階で使うべきではないのではないかという議論が先にあってもいいと思う。今回出てきた斜里町案を見たら、素直にそういうことだと思った。今日は斜里町が出席していないなかで羅臼町のことだけだと永遠に議論は始まらない。アンフェアだと思う。斜里側で出た意見を羅臼町の中で話していても議論する相手がいない。聞きたくても聞く相手がいない。斜里案を見ると素晴らしい我々と違ったセンスを持っている。今日は、来年の3回に向けて方向を定めるといったがこんなアンフェアな中で話し合ってもしょうがないと思いながら黙って聞いていたが、まだ続けるのであればいい加減終わりにしてもらって、次回で方針は決まらなくてもいいと思う。出席したくても斜里側は出席できない、こんな天気の日で議論するのではなく、次回に持ち越すべきだ。

(事務局 田澤)

4回目の確認だが、イメージ案をもとに来年度に変更していくということによろしいか。

(知床羅臼観光船協議会 長谷川)

次回の懇談会はいつやるのか。

(事務局 田澤)

まだ決まっていない。

(知床羅臼観光船協議会 長谷川)

佐々木氏が言うように、斜里町がいなければ駄目だ。

(事務局 田澤)

他になければこのまま来年度につなげますので、またよろしく願っています。

閉会

4. 平成30年度第2回 知床国立公園利用のあり方に関する懇談会 議事及び配布資料

議事次第

1. 知床国立公園利用のあり方に関する懇談会の経過と予定について
2. 知床半島先端部地区の保全・利用案について
3. その他

【資料1】 知床国立公園利用のあり方に関する懇談会 これまでの経過と今後の予定

【資料2】 知床半島将来ビジョン

【資料3】 平成30年度第1回知床国立公園のあり方に関する懇談会議事録

出席者名簿

機 関 名	職 名	氏 名
【地域関係団体】 21名		
ウトロ地域協議会	幹 事	松本 鉄男
ウトロ地域協議会	幹 事	佐藤 正悟
ウトロ地域協議会	事 務 局 長	桜井 あけみ
ウトロ漁業協同組合	専 務 理 事	蠣崎 優
斜里第一漁業協同組合	参 事 補	渡邊 博之
知床斜里町観光協会	事 務 局 長	喜來 規幸
知床ガイド協議会	会 長	岡崎 義昭
斜里山岳会	会 長	遠山 和雄
知床自然保護協会	理 事	綾野 雄次
知床小型観光船協議会	事 務 局	神尾 昇勝
(一財) 自然公園財団 知床支部	所 長	古坂 博彰
(公財) 知床財団	事 務 局 長	山中 正実
(公財) 知床財団	事 務 局 次 長	寺山 元
(公財) 知床財団	羅 臼 地 区 係 長	坂部 皆子
斜里町立知床博物館	館 長	村上 隆広
羅臼漁業協同組合		<欠 席>
知床羅臼町観光協会	会 長	平原 英雄
知床羅臼町観光協会	事 務 局 長	若林 育代
知床羅臼町観光協会		後藤 菜生子

羅臼山岳会	事務局 長	石田 理一郎
知床羅臼観光船協議会	会 長	長谷川 正人
羅臼遊漁釣り部会		野田 克也
羅臼町郷土資料館		<欠 席>
【関係行政機関】12名		
斜里町役場 環境保全課	課 長	増田 泰
斜里町役場 環境保全課	自 然 保 護 係 長	玉置 創司
斜里町役場 産業部商工観光課	観 光 係 長	三嶋 慎太郎
羅臼町役場 産業創生課	産 業 創 生 係 長	遠嶋 伸宏
国土交通省 北海道運輸局 釧路運輸支局		<欠 席>
環境省 ウトロ自然保護官事務所	首 席 自 然 保 護 官	山本 豊
環境省 ウトロ自然保護官事務所	自 然 保 護 官	竹原 真理
環境省 羅臼自然環境事務所	自 然 保 護 官	守 容平
林野庁 北海道森林管理局 知床森林生態系保全センター	所 長	稲川 著
林野庁 北海道森林管理局 知床森林生態系保全センター	専 門 官	早川 悟史
林野庁 北海道森林管理局 根釧東部森林管理署	森 林 技 術 指 導 官	林 裕之
北海道 オホーツク総合振興局 保健環境部環境生活課 知床分室	主 幹 (公園利用)	大道 具一

運営事務局		
(公財) 知床財団 羅臼地区事業係	次 長	田澤 道広
(公財) 知床財団 羅臼地区事業係		茂木 三千郎
(公財) 知床財団 羅臼地区事業係		長尾 佐助

※議事概要の記述において、発言者の敬称・肩書等は省略した。行政関係者の所属については、一部略称を使用した。

◇議事要旨

【 開会 】

(事務局 田澤)

年末の慌ただしい中、お集まりいただき御礼申し上げます。知床国立公園利用のあり方に関する懇談会は昨年度から引き続き、今回で5回目の開催となっている。最初に、山本首席保護官からご挨拶をいただく。

(環境省ウトロ自然保護官事務所 山本)

年末のお忙しい中、お集まりいただき御礼申し上げます。前回からお伝えしているが、この懇談会では、地域として今後知床半島全体をどのようにしていきたいのか、皆様からの意見をまとめていただきたい。この懇談会で出た意見が全て、法的に行政として整備できるわけではないが、ウトロと羅臼で方向性をまとめていただければ、その意見を参考に行政も今後どのように展開していくことができるか判断し、予算を使っていきたい。せっかく出席いただいているので、ご意見をいただければと思う。本日は短い時間ではあるが、よろしく願い申し上げます。

(事務局 田澤)

資料確認

知床国立公園利用のあり方に関する懇談会これまでの経過と今後の予定(資料1)について、環境省の守自然保護官から説明をいただく。

(環境省羅臼自然保護官事務所 守)

知床国立公園利用のあり方に関する懇談会これまでの経過と今後の予定の説明(資料1)

(事務局 田澤)

今の説明について質問はあるか。

(知床羅臼観光船協議会 長谷川)

懇談会は何度も出席しているが、毎回、前回の内容を覚えていない。前回の懇談会の内容を分かりやすい形で資料にまとめてきていただきたい。

(事務局 田澤)

他にはあるか。なければ前回の懇談会の続きとなるゾーニングとイメージ(案)(資料2-③先端部地区ルシャ)について知床財団の寺山から説明をいただく。

(知床財団 寺山)

ゾーニングとイメージ(案)(資料2)は、知床半島全体についての懇談会があった際にたたき台として取りまとめた資料になっている。したがって斜里側で意見が合意されて作った資料というわけではない。いただいた地図やデータを基に話し合いを進めている。特に合意されていた事項はない。今年の懇談会で資料を説明した際は、プロジェクターを使って説明していたため、紙の資料で配布されると違った資料に見えるかもしれないがほぼ同じ資料である。環境省が一部、加筆しているが説明はあるか。

(環境省ウトロ自然保護官事務所 守)

国有林の区分について追加させていただいた。

(知床財団 寺山)

今年の懇談会で資料説明した以降、環境省がゾーニングとイメージ(案)(資料2)へ国有林の管理区分を追加したということでご了承下さい。

ゾーニングとイメージ(案)の説明(資料2-③先端部地区ルシャ)

ゾーニングとイメージ(案)(資料2-③先端部地区ルシャ)の受入想定人数は1,500人前後となっているが、今年、ルシャまでの知床林道の通行許可をとり、通行した方は何名いるのか。

(林野庁知床森林生態系保全センター 早川)

件数は、30件いかない程度であった。

(知床財団 寺山)

現在は、約30件の道路許可の申請が出ている。実際の立ち入り人数については、把握

されていない。

ゾーニングとイメージ（案）の説明（資料2-③先端部地区ルシャ）

（事務局 田澤）

意見をいただく前に二つお願いがある。一つ目は、ご意見を発言される際は、この度は細かい点よりも大きな方針や大枠について議論いただきたい。二つ目は、より多くの皆様から発言をいただきたいので、ご意見は簡潔にしていきたい。

ルシャについては、林道も含めてほとんどの土地を所有している林野庁からご意見をいただきたい。

（林野庁知床森林生態系保全センター 早川）

ルシャ地区に関しては、先ほどもご紹介があった保安林管理道という車道を管理している。保安林管理道の通行申請という形で、申請をだしていただいたものに対して審査を行い、通行させるかどうかの規制をかけている区域となっている。規制の根拠、中身については、北海道、環境省との連携の中で、国立公園の特保の法的な利用規制がかかっている区域ということがあるので、国有林としても道路の通行の規制をかけている。通行申請の審査は非常に厳しく行っている。申請を出せばすぐに入れるという区域ではない。車で特保の区域まで簡単にアクセスできるということもあるので、非常に厳しい規制をかけている区域となっている。

（事務局 田澤）

ゾーニングとイメージ（案）（資料2-③先端部地区ルシャ）は、実現可能か。

（林野庁知床森林生態系保全センター 早川）

国有林だけの判断になるべきではなく、環境省の法的な規制がかかっているということも判断基準で、そこがどうなのかという意見が聞きたい。

（事務局 田澤）

ルシャに関して北海道が所管している土地もあると思うが、意見をいただいてもよろしいか。

（北海道オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課知床分室 大道）

ルシャ地域の手前側に北海道の土地がある。ダムがある場所に関しては北海道の土地ではなく、手前にある斜面の土砂が崩れている場所の沢から500mほど奥にある山が北海道の土地となっている。その区域に関しては、現在のところ立ち入りを行いたいといったことは聞いていない。道路に関しては、数百メートル程度は特保がかかっている区域がある

ため、林野庁、環境省と連携を行いながら保全を行っている。

(事務局 田澤)

地元の斜里町は、意見はあるか。

(斜里町役場環境課 増田)

資料にも書かれているが、国立公園の特保であり知床五湖と同様に一番に保護を進める場所である。仮に利用を行うとすれば、前提として知床五湖と同様の利用のコントロールが必要であるとする。

(事務局 田澤)

環境省からもご意見をいただきたい。

(環境省ウトロ自然保護官事務所 竹原)

環境省としては、ルシャ地区の利用には慎重に検討してほしいと考えている。ただ誤解があってはいけないのが、国立公園の特保であるからといって立ち入り規制をしているわけではない。一方でゾーニングとイメージ(案)(資料2-③先端部地区ルシャ)の国立公園区分の特保(鳥獣保護区特別保護指定区域)のところだが、先ほど大道さんから説明があった道有地については、特別指定保護区域という鳥獣保護区の中でも一番厳しい規制をかけている。その趣旨としては、たくさんの報道機関やカメラマンがルシャ地域に入ること、ヒグマやシマフクロウなどの野生鳥獣への影響が懸念されるため、このような規制をかける区域に指定している。また、先端部地区利用の心得の方でもルシャ地区は立ち入りや野営を行わない地区に指定しているので、このことをベースに考えると慎重に考えた方がよいのではないのかという意見である。ヒグマの関係についても資料に記載されているが、ワイルドライフウォッチングという観点で行くと、ヒグマの人馴れということもあるので、海岸沿いから船で観察するというのが望ましいと考える。

(斜里山岳会 遠山)

よろしいか。

(事務局 田澤)

どうぞ。

(斜里山岳会 遠山)

ルシャ地区の議論をするのであれば、一つは、先ほど森林管理局から話があったが、カムイワッカから知床大橋まで、道道は通年通行止めになっていることについて、道路管理

者側の意見を聞く必要があると考える。もう一つは、ルシャ地区には漁業番屋があり、道道も一般供用の道路の前後も含めて、常時利用している。現地で漁業者が作業を行っている。そのような実態があるので、現地の漁業者も加えて議論をするべきであると考え。

(事務局 田澤)

道路管理について、担当ではないと思うが、大道さんからなにかあるか。

(北海道オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課知床分室 大道)

道路管理部門ではないが、道道としてもカムイワッカ周辺で改良工事を計画していると聞いている。この計画が来年度から何年間に亘って実施されるということを聞いている。この道路については、危険な場所ということで通行禁止を行っている。一般の方はなるべくいかないようにしてほしいという中で利用している。来年度からの工事の具体的な話は道路管理者である、斜里の出張所の方から本日の午後、カムイワッカ部会で話があると思う。

(知床財団 山中)

この地域については、別の切り口から見ると、主に斜里側にあてはまることだが、幌別から岩尾別にかけての河川の河口付近、あるいは、道路沿いでのカメラマンの問題が非常に緊急性の高い状態であり、危険性が高まっているということは皆様も認識しているかと思う。幌別・岩尾別の地域を今後どうしていくかにもよるが、例えばウトロ市街地に近い幌別・岩尾別で写真撮影のためにヒグマへ接近したり、ヒグマに張り付いて撮影する行為を仮に大幅に制限するとなると代替の場所が必要になる。幌別・岩尾別に来るカメラマンも一般観光客も悪いことをしようと思って訪れているわけではなく、知床に訪れることで様々な野生動物が見られるということを考えてやってくる。それは素晴らしいことであって、国立公園に野生動物たちを見に来る人達が来るのは当たり前のことである。しかし、対策上、社会的にも問題があるならばそこは制限するということを仮に実施するのであれば、観察できる別の場所を用意することを考えるべきだろう。我々が追い払いをするときにも、なぜ追い払いをするのか、追い払いをされてはヒグマを観察できないといったことを言われることもある。ここでは厳しい制限を設けるが、他に行けば観察できる場所があることで、幌別・岩尾別ではやめて下さいと言えるようになる。しかし、どこでも観察してはいけないとなると、現場の管理上も国立公園の役割としても理解されづらいことになる。また、幌別・岩尾別地区の対策のためというだけでなく、知床半島全体のクマ対策の位置づけとしても観察を制限する場所の代替地と考えることができるのではないか。さらに、大きな視点では、クマもシカもイノシシも、全国津々浦々で野生動物の問題が発生している中で、クマについては非常に大きな問題になっている。全国各地で総合的な対策を非常に困難にしているのが、非常に危険な猛獣は駆除するしかないといった極論

が多いことである。クマとの付き合い方次第では、観察することもできるし、遠くない距離で共存することもできる。それは市街地や農地では不可能でも、ここでは様々な対策ができるのだから、絶対駆除しかないと言うことではなくもう少し考えてみないかといった、全国的な野生動物問題の総合的な対策について考えてもらうきっかけ作りの場としても大いに活用できると考える。同じような目的で北米のアラスカあるいは、カナダの一部では、同様の野生動物問題について考えてもらう教育の場として、幾つものクマウォッチングの場所が国立公園や州の野生生物管理当局が法的に管理し、厳密なルールのもとに運営されている。これらも先ほど言ったような野生動物問題について地域ごとで考えてもらうための、きっかけ作りの場として活用されている。日本でもそういった場が一箇所くらいはあっても良いのではないか、それができるのは知床しかないというのが、私の意見である。

(知床羅臼観光船協議会 長谷川)

よろしいか。

(事務局 田澤)

どうぞ。

(知床羅臼観光船協議会 長谷川)

私も山中さんと同じ考えである。増田さんが先ほど知床五湖と同じようなルール作りが必要と言っていたが、知床五湖と同じでは、木道は拡げる、駐車場は造るなど無法地帯のようなものである。今知床は、世界遺産に登録されており、ただの国立公園ではない。皆様も観光に携わっているのでご存知と思うが、実際に外国人も増えてきており、北海道はどこへ行っても外国人がいない場所はない。ニセコは日本人を探す方が大変である。そういった中で、世界に誇れるものは何かと言ったら、陸海空の生態系の頂点が全て見られる場所は世界中でも珍しいというものを提示していきたい。経済無くして自然保護も野生動物の保護も絶対に無い。お金が回って初めて様々な保護活動ができる。上手いことを言ってもお金が回らなければ保護も何もない。知床を訪れる方たちに認めてもらいお金が循環することで保護活動に充てられるような方針にしていきたい。ルシャ地域に何万人も入れるわけではない。ゾーニングとイメージ(案)(資料2-③先端部地区ルシャ)の受入想定人数であれば自然環境や野生動物に影響があるとは思わない。先ほど山中さんが言ったように、幌別などにヒグマが出てきていると思うが、ヒグマたちは本来いたわけではなく、恐らく仕方なく出てきているだけだと考える。ルシャは特別隔離されている場所ではあるが、お金もかかる、リスクもあるということを条件にすれば、悪い所ではないと考える。明日、明後日すぐにやるということではなく、しっかりと議論して将来的に知床にはすごいところがあるということをも日本だけでなく世界へ発信していくように方向転換して

いかなければいけない時代になっている。

(事務局 田澤)

ありがとうございます。山中さんから国立公園内におけるヒグマ対応について。長谷川さんからは見せるところは見せていくべきであるというご意見があった。他にご意見はあるか。

(知床財団 山中)

ヒグマを見せる場にすると人馴れが進むのではないかといった話があったが、毎年1,000件以上寄せられている、これまでのヒグマ目撃アンケートを分析してみた。どのような結果が出たかという、世界遺産のヒグマ管理計画ではヒグマの行動段階を分けているが、人間に出会ったときのヒグマの反応は95%から98%が行動段階1であった。つまり人に出会っても逃げることもない人馴れしたヒグマであった。多少の誤差はあるが、知床半島全域がほぼそういった状況である。ルシャ地区でヒグマウォッチングを行ったからといって改めて人馴れするわけではなく、すでにほとんどのヒグマが人馴れしているというのが実体である。行動段階1の次に1+というものがあるが、ただ逃げないだけではなく直接危害は加えないが、人間に寄ってきたりや何度追い払いを行っても改善されない状態のヒグマを1+と呼んでいるが、1+にしてはいけない。そうしないためのやり方はいくらかでもあり、例えばルシャ地区へ限定10名で入ってもらった方々を自由に歩き回ってヒグマに接近させたりせず、決まった場所から観察してもらう。あるいは壁を作り、そこに隙間を設けて、人の姿を見せないようにして観察するなど、世界各地で様々なやり方が工夫されている。今現在、人馴れが進んだヒグマを元に戻すことは難しいが、これ以上進行させないという対処であればいくらかでもやりようはあるかと考える。

(事務局 田澤)

他にご意見はあるか。

(斜里山岳会 遠山)

現地で道路を頻繁に利用して、活動している漁業者がいるがその漁業者の意向の確認、あるいは、このような場で議論に参加する必要性があるのではないか。

(事務局 田澤)

ゾーニングとイメージ(案)(資料2-③先端部地区ルシャ)が地域の意見として合意が取れば、次の段階で課題や調整を進めていくことになる。

(斜里山岳会 遠山)

その前に漁業者に確認は必要ないのかということである。この場で合意してから説明するのではなく事前に漁業者の意見や会議への参加が必要である。

(斜里町役場環境課 増田)

この懇談会は、決定の場ではないので、この場で合意されたからと言ってすぐに現実になるわけではない。しかし、合意が取れて実施したいということになると漁業者の方の話を聞いたうえで判断しなければいけないことにはなると思う。この場ではいろいろな話をしても良いと考える。先ほど長谷川さんからの話であった、私が知床五湖を例にして話したことについてだが、ルシャ地区に関しては、知床五湖以上に限定されたルールでない駄目ではないかと考える。

(事務局 田澤)

今までも漁業者の意見をといた話は、何度か出ていた。漁業協同組合の方から意見をいただきたい。

(ウトロ漁業協同組合 蠣崎)

先ほどの話であった番屋の件についてだが、皆様をご存知の通り知床漁業生産組合の代表である大瀬初三郎さんがヒグマに関しては有名人のようになっており、テレビや報道などで随分と取り上げられている。ウトロ漁業協同組合としては、このような取り組みについて反対という訳にはいかないと考えている。しかし、漁業者個々のお考えも、話に上がった大瀬さんのポリシーも大事であるので、今後協議しながら進めていってはいかがか。

(事務局 田澤)

ありがとうございます。増田さんからこの場は何かを決定する場ではないという話と、蠣崎さんから漁業者個々の意見も大事であるという意見があった。私もまずは調整が必要ではないかと考える。他にご意見はあるか。

(ウトロ地域協議会 桜井)

ゾーニングとイメージ(案)(資料2-③先端部地区ルシャ)のようにいろいろなところを見せる、また、学習の場にもなり、遺産地域の貴重な部分を多くの人たちに理解してもらって経済効果も生む。きちんとした保全もできるという点で私は、良い取り組みだと考える。細かい点については、これから詰めていくかと思う。一時期、知床国立公園、あるいは世界遺産が岬の写真だけ見せられて、そこに行くこともできないということへの理解が進まないということがあった。最近ルシャの映像がたくさん出ており、その貴重性、生態系という部分では、全世界でたくさんの方々が生命の循環を実感したいという思いをもたれたらと思う。今までは、そのような場がなかった。受入想定人数

などはこれからも検討されるかと思うが、私は進めて行っても良いのではないかと思う。例えば、どのような手段でアプローチするかは今後も検討されるかと思うが、道路を使わずにルシャ地区へ行く場合は船舶を使うことはあるのか。また、船舶を利用する場合は、漁港などの船を着ける場所の管理をどうしているのか伺いたい。

(事務局 田澤)

概ね賛成ということで、ありがとうございます。今の質問について答えられるか。

(知床財団 山中)

漁業者の方たちはもちろん船舶で行っている。簡易な船着き場がある。それ以外という番屋の知り合いの方が時々訪れたりすることもある。他には斜里町教育委員会では、中学一年生にあたる知床学校の7年生が年に1回、世界遺産学習としてかれこれ7~8年ほど毎年訪問している。その際には、番屋の漁船が旅客の許可をとっているのので、その許可に基づいて乗船し、番屋の船着き場を使用させていただいている。かなりの数が継続的に行っているわけではなく、個別に少数の上陸がある程度である。これが、定期的にクルーザーなどで行くとなると船着き場の法的な問題などなにかがありそうだと思う。分かる方はいるか。

(知床小型観光船協議会 神尾)

現状、観光船の枠組みでは恐らく運輸局の縛りがあるため不可能であると思われる。

(知床財団 山中)

それは、船着き場の問題についてか。

(知床小型観光船協議会 神尾)

船着き場の問題もあるが、現在いただいている許可というのもウトロ港から出てウトロ港へ戻るという許可になっている。そのことについて運輸局を通してルシャまで行く許可を取ろうとするとかなりハードルが高いと考える。今の段階では、5トン未満の船を使うのであれば、規制があまりかかっていないので動きやすい。ルシャに入る想定人数が10人程度ということなので、5トン未満の船でも10人程度であれば運ぶことができる。現状としては、ウトロ漁港から出航している観光船で、お客さんをルシャの方へ連れて行くというのは難しい。

(知床羅臼観光船協議会 長谷川)

先ほど神尾さんが言っていたが、5トン未満の船は栈橋がきちんとしていれば、スムーズに進めることができると考える。

(事務局 田澤)

ありがとうございます。話題が各論になってきたため戻す。先端部ルシャ地区をゾーニングとイメージ(案)(資料2-③先端部地区ルシャ)のような方向性で地域の合意としても良いかについて意見をいただきたい。

(ウトロ地域協議会 松本)

道の駅やホテルなどでヒグマの写真やビデオをよく目にする。観光客が来てその写真やビデオを見ることでどのように感じているのか。特に観光協会の事務局長に伺いたい。よろしく願いいたします。

(知床斜里町観光協会 喜來)

基本的に縛りが無い観光の状況の中では、野生動物を見たいというのが観光客の本音である。言い方が難しいが、先ほど山中さんが発言されたような、様々な規制を掛けたときに、観光客がどう考えて対応してくれるのかというのが問題である。現在知床に来ている観光客は、野生動物が出てくるのが当たり前、見られるのが当たり前だと思って知床に来ている状況である。見ることができなければ寂しいね、がっかりしたねといった感情しかない。規制を掛けた中での方向性を考えていくことや、観光客にどう理解してもらうかが非常に難しい。知床五湖のあり方協議会で話し合われていたように、知床五湖の利用の仕方について、長い時間を掛けて進めてきたと思う。高架木道と地上遊歩道の二つの利用の仕方を長い時間を掛けて国民に説明してきたと思う。観光側としては、先端部のルシャについてもそう簡単に行かないと考える。地域の方々や観光客の方々に理解してもらった上での行動でないと難しい。言い方は失礼かもしれないが、頭から押さえつけたようなやり方ではまずい。理解を得るために納得できる説明ができれば、知床五湖のような利用ができると考える。安易に急いでやるのではなく、利用していただくにはどう理解してもらおうかということ求めていった方がよい。悪い意味ではなく、山中さんの発言は正解だと思っているし、今の状況が非常に危険ということも理解している。それをどうやって周知していくかということをもっと議論したほうがよいと思っている。

(事務局 田澤)

ありがとうございます。方向性として賛成ではあるが、関係行政機関や国民、観光客の十分な理解を深める、あるいは深めるためのシステムから検討していかなければいけないという意見でよろしいか。

(知床斜里町観光協会 喜來)

そうである。先走るのではなく、いかに理解していただいて規制を掛けていくかという

ことだと思う。それが安易に1年後、2年後ではなく。先ほども合意ということがあったが、観光協会としても安易に合意が良いのか悪いのかはわからない。説明があってこそ国民、観光客に納得してもらい、システムが作れる。そのうえで進めていった方がよい。方向性というのは悪くはないと思っている。先端部のルシャの利用のあり方も必要だと思っている。今では、テレビ撮影の方がルシャへ入り喧嘩（注：HTBで放映された取材者と韓国のテレビ局の件）になったのが堂々と全国へ放送されている。こういったことがあってはならないと思う。こういったことをどう抑えていくかも必要である。方向性としては悪くはないと思っている。急激な進め方ではなく、理解の得るやり方で進めてほしい。

（事務局 田澤）

ありがとうございます。今まで大まかな方向性について否定的な意見はなかったが、反対の意見をもっている方はいるか。いなければ地域の皆様の合意として、ゾーニングとイメージ（案）（資料2-③先端部地区ルシャ）については、大まかではあるがこういった方向性で進みたいという地域の意向ということによろしいか。

（ウトロ地域協議会 松本）

よい。

（事務局 田澤）

ありがとうございます。

（環境省ウトロ自然保護官事務所 竹原）

ルシャでヒグマを見せるという方向性になったと認識したが、今日の話を知るとルシャに限らず知床のどこかで、ヒグマを見せられる場所が必要という意見だということに理解した。ヒグマを観光客に見せるという方向性についてだが、9月に行ったエコツーリズム連絡会議の際に、特に斜里側の方では人身事故がいつ起こるか分からない、ということで人身事故を回避するための新たな会議の場を持つという、お声がけを斜里町からいただいた。ウトロ側の方たちが集まられたと思う。その際には、ヒグマを観光客へ見せるか見せないかという議論に結論が出ていなかったが、今の話の中では地域としてヒグマを観光客へ見せるという方向へ舵をきったように思う。そのような方向でよろしいのか確認したい。また、見せるということになると人身事故の防止という観点では、より人数をコントロールするなど、今よりも厳しい規制がかかると思うが、そういった点も踏まえて合意ということによろしいか。

（ウトロ地域協議会 佐藤）

環境省さんの意見としては、ルシャ地区は慎重な姿勢でいたいということであったと思う。地域の中で話し合っていたのは、観光関連、経済関係の方たちの話がほとんどであったと思う。ヒグマというのはルシャだけでなく知床半島全体に生息している。ルシャのヒグマの管理と市街地のヒグマの管理はどのような形で運用していくのが心配なところである。広域的なヒグマの管理になっていくときにどこがどう携わっていくのか、関係省庁が固まっているが所管が分散している。どうやってまとめていくのが心配である。関係機関から説明いただきたい。

(斜里町役場環境課 増田)

ヒグマは知床半島のどこにでも生息しており、同じヒグマに対して人間側が対応をするということではないと思う。人が住んでいる、あるいは住んでいる場所に近い場所では、安全のためにヒグマに対して厳しく対応しなければいけない。先端部では、むしろ人間側に対して何らかのルールを作って、観察する場を設けても良いのではないかというのが、地域の意見であると思う。地域から出た意見で大きいのが、知床全体で何らかの拘束力があるルールを設けないと安全は担保できないという意見であり、ウトロで開催したヒグマ問題を考える場でも出ている。動物の管理の面からも利用の面からもそれは同じで、それは個別地域だけでなく知床全体に必要なのではないかというのが地域の意見であると思う。斜里町としてはそう思っている。

(事務局 田澤)

ヒグマに関して他に違った意見はあるか。

(知床自然保護協会 綾野)

違う意見ではないが、ヒグマを見せる方向なのか、見せない方向なのかで言うと、見せる方向しかないと思う。入り口の段階である、斜里町が作るパンフレットや世界遺産登録時のパンフレット、DVDなどでヒグマがメインではないかというくらい宣伝がされている。ヒグマが生息できる自然環境であるということを出してきたのであれば、今さら観光客へ見せないということはできない。山中さんが発言していたように、ルールを決めて観察させるという形ができてしまえば、それを参考にして他の地域でも真似していける。見せないという方向は今さらできない。他の場所を規制してルシャに入れるようにするのではなくて、利用できる場所が増えるわけであるからデメリットはない。むしろ危険な遭遇などを避ける面でも、ルシャへ行って指導に従って観察すれば、写真が撮れるということになれば、納得いく方はとても多いであろうと考える。他の地域でも真似していけば事故は減っていくと思う。もしヒグマを見せるという方向をやめるのであれば、入り口の段階で、観光客をヒグマで「釣る」というのをやめるべきである。

(知床羅臼観光船協議会 長谷川)

そのとおりである。

(知床自然保護協会 綾野)

見せないのであれば、知床ナンバーのヒグマの絵なども取り払う必要がある。

(知床羅臼観光船協議会 長谷川)

まだ間に合う。

(事務局 田澤)

ありがとうございます。ごもっともな意見であると思います。以前の会議でも、パンフレットなどの媒体でヒグマが掲載されているのに、ヒグマを見たくて訪れると追い払いをされて観察することができないという話が上がった。一旦、ヒグマの話題から離れる。次のゾーニングとイメージ(案)(資料2-④ホロボツ・知床五湖・カムイワッカ)へ移ろうと思う。知床財団の寺山から説明をいただく。

(知床財団 寺山)

ゾーニングとイメージ(案)の説明(資料2-④ホロボツ・知床五湖・カムイワッカ)

(事務局 田澤)

ありがとうございます。土地を所有している林野庁から意見をいただきたい。

(林野庁知床森林生態系保全センター 早川)

ゾーニングとイメージ(案)(資料2-④ホロボツ・知床五湖・カムイワッカ)の区域に関しては、特に規制をかけてはいない。しかし、今年起きた事例として、フレベの滝や男の涙で、誰かは分からないが、遊歩道の草を刈って歩きやすいようにしていたりするのが見受けられた。基本的には知床森林生態系保護地域保存地区なので、整備や立木の伐倒はできないということになっている。利用ありきでこういった区域であると理解せず、今回のような処理をされるのは問題である。その他については、これまで通りの利用であれば問題はない。

(事務局 田澤)

ありがとうございます。斜里町は何か意見はあるか。

(斜里町環境課 増田)

地域の方はご存知かと思うが、100平方メートル運動地が斜里町の町有地となってい

る。運動地については、非公開であったがここ数年で一部を森づくりの道という形で散策できる場所を設け、そこでどういった森づくりを行っているのかというのを見てもらう方針を取っている。限定的ではあるが、公開も行っている。そのうえで運動地について、今後必要なことは、歩いていただく前にレクチャーを受けていただくこと。誰が入っているのか全く分からない状況にするのではなく、入る前に話を聞いていただいて準備をしていただく。そういった知床五湖で言うところの植生保護期のような、レクチャーを受けて、準備をしてもらうということを原則にすれば、歩いていただく場所を今後増やしていくことも考えられるかと思う。

(事務局 田澤)

ありがとうございます。特保となっているので、環境省から意見をいただきたい。

(環境省ウトロ自然保護官事務所 竹原)

国立公園の計画の中で利用拠点としている場所の話なので、環境省としては特に問題はない。一点気になるのが、冬期の知床五湖利用について。現在の冬期のツアーは、環境省も協力させていただいているが、知床五湖フィールドハウスなどの施設自体は冬期の利用まで想定して造っているわけではないため、これ以上の利用については慎重に考えたい。

(事務局 田澤)

ありがとうございます。行政からの意見をいただいた。他に意見はあるか。特になければ、地域としてゾーニングとイメージ(案)(資料2-④ホロベツ・知床五湖・カムイワッカ)のような方向性で行きたいということでもよろしいか。ありがとうございます。では、次のゾーニングとイメージ(案)(資料2-⑤羅白湖・横断道路沿線地域)の説明を知床財団の寺山から願います。

(知床財団 寺山)

ゾーニングとイメージ(案)の説明(資料2-⑤羅白湖・横断道路沿線地域)

(事務局 田澤)

ありがとうございます。増田さんどうぞ。

(斜里町役場環境課 増田)

道路沿線について皆さんが同意されると思うが、国立公園内や世界遺産地域内にある道路で現在、一番問題が起きている。斜里町としても今すぐ解決できるとは思っていないが、道路の管理は道路管理者が道路法の中で行っている。国立公園内や世界遺産地域内であるからと言って道路法では、国立公園外、遺産地域外と何ら変わらない運用になってい

る。このことについて道路管理者に言っても今すぐ変わることはないが、一番課題となっているのが道路上である。マナーを守ってもらうしかないというのが課題になっている。

(事務局 田澤)

ありがとうございます。この地域、エリアについて他に意見はあるか。

(知床財団 山中)

増田さんの意見には賛成である。世界遺産関係の会議の中にぜひ道路管理者にも入っていただいた方がよい。すぐには難しいかもしれないが、国ならば開発局、北海道であれば建設管理部にも議論に入ってもらい、遺産地域らしい道路の管理ができるようお願いしたい。羅臼湖やポンホロ沼のトレッキングと記載されているが、両方とも非常に魅力的な場所であり、すでに国内外問わず様々な方が利用しているかと思うが、なんといってもアクセスが非常に問題である。ポンホロ沼はそれほど利用が多くはないが、ガイドの方たちが苦勞をして、急カーブの小さな駐車スペースに危ない思いをしながら車を停めてトレッキングへ行っている。危険性があるのでなんとかできないか。運動地の公開という話が増田さんからあったが、ポンホロ沼の下側に自然教室でよくキャンプで使っている場所があるのだが、その場所からアクセスできるような仕組みなどを将来的に作っていきたい。羅臼湖も前々からずっと問題になっている。今は、バス停が設置されており、入り口付近の整備が行われたがそれでも使いにくい。そうは言ってもあそこに駐車場を造るわけにはいかないし、車で行きたい方はバスを利用するしかない。当財団の副理事長であり、羅臼山岳会の会長でもある佐々木さんから、かれこれ20年来くらい前からアイデアとして知床峠の駐車場から舗装道路を歩かずに、羅臼湖まで直接行けるようなトレッキングコースができないか、というような話があった。佐々木さんは、だいぶ前からコースも決めているようであった。そういった道があれば、駐車場に車を停めて気持ちの良い散策ができる。羅臼湖に行って知床峠に帰ってくるだけのコースでなく、羅臼町の湯ノ沢まで下っていけるような道があれば、途中の熊越えの滝など立ち寄って下ることができる。峠から羅臼湖まで、羅臼湖から湯ノ沢までの一帯のコースの中でいろいろ見て歩くような展開が可能である。

(知床羅臼観光船協議会 長谷川)

山中さんが言ったように、羅臼湖部分は駐車帯を造るときに皆で議論したはずだ。なぜあんな中途半端なものを造ってしまうのか。車の半分も停めることができない。私がこういった会議に出席するようになったときにはよく言ったが、羅臼には貧乏をしていると言うのかと。知床五湖は駐車場を大きくして、羅臼側には駐車場どころか自転車も止められない。バスの時間帯もナンセンス。羅臼ウトロ間のバスは10年前から言っているが、一

度もダイヤが改正されたことはない。ウトロと羅臼の車を所有していない人の移動がゼロに近い。誰も乗っていない。補助金で動いているからあのようなことになっている。実際は、両町がこういった会議の中で、お客さんが利用しやすい時間帯にダイヤを改正する必要がある。私たちは羅臼湖をもっと利用してもらいたいと思っている。当時の知床財団がここは原生のままに残すだとか言っていた。ところが外国人が増える、世界遺産になってからあれを使いたい、これを使いたい。皆も使いたい、表に出したいわけであるから、こういった会議で使いやすい方法などを議論する時期が来たと思う。

(事務局 田澤)

山中さんの意見で、知床峠から羅臼湖までの歩道の設置という案と、また湯ノ沢から羅臼湖までの歩道を設置という案もあった。まさに国有林内を伐採してということになると思うが、可能性はあるのか。林野庁からご意見をいただきたい。

(林野庁知床森林生態系保全センター 早川)

国有林の管理区分としては、保護地区ということで保護林の指定がかかっているので、立ち木の伐採等に関しては規制がかかっている。ルートが分からないので現段階では、何とも言えない。大幅に迂回しながら木を伐採して入っていく場合は検討が必要である。

(事務局 田澤)

可能性はあるということか。

(林野庁知床森林生態系保全センター 早川)

国有林内で遊歩道として認知するというのには目的がないので、土地の管理としてはハードルが高い。

(斜里町役場環境課 増田)

山本さんがお詳しいかと思うが、美幌峠の藻琴山で公園内にロングトレイルという話が出ているようである。よろしければご説明いただけないだろうか。

(環境省ウトロ自然保護官事務所 山本)

阿寒摩周国立公園の美幌峠の外輪山北部で新たにロングトレイルを設置したいという話が美幌、津別、大空の3町で出ている。そこでの一番の問題は、地主である国有林の了解が得られてないので新たな歩道としてPRできないということ。その調整を緊密に行い、ご理解をしてもらうというのが一番重要である。というところで止まっている。

(事務局 田澤)

ありがとうございます。長谷川さんから羅臼湖の利用、アクセスの話があったが、一番利用していると思われる石田さんから意見はあるか。

(羅臼山岳会 石田)

私は羅臼山岳会の会長が言っていた、知床峠から羅臼湖までの歩道という案が非常に良いと思った。ついでに天頂山や周辺も回れたら最高であると思っている。バスのダイヤ改正も大賛成である。

(事務局 田澤)

ありがとうございます。他にゾーニングとイメージ(案)の説明(資料2-⑤羅臼湖・横断道路沿線地域)について、ご意見はあるか。

(斜里山岳会 遠山)

知床横断道路を造ったとき、開通したときに通過型利用を原則とした大前提から様々な議論が始まったはずである。当時のメンバーや機関というのは、知床横断道路環境整備協議会とほとんど変わらないかと思う。その時の原点にもう一度立ち返らなければいけない。この懇談会は結論を出す場ではないと言いながら、利用という方向に進んでいるような気がする。それぞれの機関には、当時のことを知っている方はたくさんいるはず。そのことを踏まえた方向性が必要である。

(事務局 田澤)

ありがとうございます。遠山さんから発言があった、当時の知床横断道路の前提で羅臼湖、ポンホロ沼の入り口は長い間なにもしてこなかったということによろしいか。

(知床羅臼観光船協議会 長谷川)

当時と今とでは、時代背景が変わっている。当時の担当大臣、羅臼、ウトロの両町長、会議でかかわった方たちの時代背景は、今からかなり昔である。今は世界遺産にもなっているので、背景も考えて議論をしていくべきである。当時の過程を知っている人は、ここにもわずかしかないはず。我々は当然知らない。そういったことを踏まえてほしい。

(事務局 田澤)

世界遺産になったから、時代背景を考慮するといった考え方もあるかと思う。遠山さんに伺うが、ゾーニングとイメージ(案)(資料2-⑤羅臼湖・横断道路沿線地域)の方向性としては、こうではないといった意見か。それともゾーニングとイメージ(案)(資料2-⑤羅臼湖・横断道路沿線地域)のような方向性で検討していかなければいけないということか。

(斜里山岳会 遠山)

ゾーニングとイメージ(案)(資料2-⑤羅臼湖・横断道路沿線地域)に書かれていることからすれば、ページだけを読めば利用を拡大するとはとれないが、議論の内容がトレイルや新たな道、駐車帯をつくってはどうかというような内容である。羅臼湖は駐車場ではなく駐車帯である。羅臼湖の入り口にも駐車帯をつくったらどうかという議論の中で、そういった方向性が見える。時代背景が変わったからと言っても、当時、どういった経過があったのかということも踏まえた議論をするべき。

(事務局 田澤)

ありがとうございます。方向性はゾーニングとイメージ(案)(資料2-⑤羅臼湖・横断道路沿線地域)で良いが、利用を拡大する、あるいは利用のアクセス整備をする場合は、十分議論した方がよいということによろしいか。

(知床財団 山中)

駐車帯の拡大は問題があるが、歩道も駄目なのか。

(斜里山岳会 遠山)

当時は、歩道の設置自体が想定されていなかった。

(知床財団 山中)

知床横断道路を利用するのではなく、知床横断道路を歩かずに往復するために歩道を作ってはどうかということである。

(斜里山岳会 遠山)

知床横断道路の利用に関わってくるのではないかと。知床横断道路を利用して、あるいは知床峠の駐車場を利用してトレイルを利用するということになるのではないかと。知床横断道路に関わりなく、全く別のルートをつくるのであれば、論議が変わってくるが。

(事務局 田澤)

他に意見がある方はいるか。なければ、方向性としてはゾーニングとイメージ(案)(資料2-⑤羅臼湖・横断道路沿線地域)でいくが、実際に具体化する前には、関係機関で十分な議論を行って進めるということによろしいか。

(知床ガイド協議会 岡崎)

林野庁へ伺いたい。ポンホロ沼から幌別川へ下っていく作業道があったと思うが今も使

えるのか。

(林野庁知床森林生態系保全センター 早川)

ないことになっている。

(知床ガイド協議会 岡崎)

以前は利用させてもらっていたが、今は道が崩れている箇所が複数あり、目印のテープでも付けないと帰ってくるのが困難な状況になっているが、作業道はないことになっているのか。

(林野庁知床森林生態系保全センター 早川)

当初から人が歩く事を前提としてつくられていない。様々な方が、観察や巡視に行くということで、歩いているうちに道のようになってしまった。

(知床ガイド協議会 岡崎)

当時の伐採の作業道なのか。

(林野庁知床森林生態系保全センター 早川)

その可能性はある。

(知床ガイド協議会 岡崎)

作業道が治るということはないのか。時々、林野庁の職員が歩いている形跡はある。

(林野庁知床森林生態系保全センター 早川)

羅臼湖もポンホロ沼も林野庁の非常勤職員で現場を担当している、グリーンサポートスタッフ（以下 GSS）が、迷い込みなどの安全面に支障のない範囲で整備を行っている。お金をかけて歩道として維持管理をしていくという場所ではないという認識である。先ほど、知床峠からのアクセスをやすくしたいという意見が出ていたが、現場の GSS からの意見として、羅臼湖もポンホロ沼も湿原性の植生が豊富であり、希少植物も多数ある。利用しやすくさせることが、自然環境面で言えば必ずしもいいことだとは言えない。現場の巡視をしている担当からは、今ぐらゐの利用のしにくさが丁度よいのではないかという意見があった。

(事務局 田澤)

ありがとうございました。利用のしにくさですね。岡崎さん、私の経験上そういった中途半端な場所について踏み込むと藪蛇になることが多い。

(環境省羅臼自然保護官事務所 守)

先ほど、林野庁から話が合った羅臼湖について環境省からも意見をさせていただく。環境省の利用計画では、羅臼湖は利用させるところという位置づけであり。林野庁にも手伝っていただいているが、環境省でも整備を行っている。利用の前提は湿原植生の保護であり、むやみに利用を増やしていく場所ではないと環境省としては考えている。羅臼湖については羅臼湖ルールを定めているので、あくまでもルールの範囲内で利用してもらおう。峠からのアクセスというのはまた別の話になるかと思うが、アクセスが良くなったとしても羅臼湖ルールを順守して利用していただきたいというのが環境省としての意見である。

(事務局 田澤)

ありがとうございます。他に意見はあるか。なければ具体化するときは慎重にということで、次に行こうと思う。ゾーニングとイメージ(案)(資料2-⑥知床連山地域)の説明を知床財団の寺山さんから願います。

(知床財団 寺山)

ゾーニングとイメージ(案)の説明(資料2-⑥知床連山地域)

(事務局 田澤)

ありがとうございます。行政側から意見はあるか。

(羅臼山岳会 石田)

ゾーニングとイメージ(案)(資料2-⑥知床連山地域)のゾーニングについて伺いたい。連山地域の区域がルサまで伸びているが何か意図があるのか。寺山さんに伺いたい。

(知床財団 寺山)

先ほど申し上げましたが、ゾーニングとイメージ(案)(資料2)は、財団が作成したわけではないのですが、答えられる範囲で回答する。

(羅臼山岳会 石田)

登山道がないのにルサまで伸びている。

(知床財団 寺山)

ゾーニングとイメージ(案)(資料2-⑥知床連山地域)の凡例を見ていただくと、知床連山地域というのは、そもそもルサまでの範囲のようである。

(羅白山岳会 石田)

わかりました。少し深読みしましたが、この場所に将来何かしたいのかということで質問をした。50年前にルサから硫黄山までの登山道があったということで、一時期その登山道を再度整備してはどうかと思い一度歩いたことがある。そういった意図があってルサまで区域を伸ばしているのかと思った。もし可能であれば将来的にルサから硫黄山までの登山道があっても良いのではないかと思う。これは、ルサフィールドハウスからルサ川沿いに行くと、先ほど話に出ていたルシャもそうであるが、知床の生態系の循環などが見られる良い場所なので、ルサの利用と絡めて構想に繋げていきたい。

(事務局 田澤)

ありがとうございます。知床連山地域がルサまで伸びていることについて、環境省で分かる方はいるか。

(環境省羅臼自然保護官事務所 守)

特に把握はしていないが、連山地区の管理の基準としては、登山道が唯一ある場所で森林景観の保全を特に厳正に行うが、たくさんの利用者が訪れる場所であるという管理区分になっている。もしかすると石田さんがおっしゃったような考え方があったかもしれないが、意図については不明である。

(事務局 田澤)

その他に意見はあるか。

(斜里山岳会 遠山)

ゾーニングとイメージ(案)(資料2-⑥知床連山地域)の前段、「必要以上」と、資料の最後にある「課題」の内容について文言の確認をしたい。今年から、岩尾別の地の涯ホテルが再開となっており、ホテル側の駐車場と登山者の駐車場で軋轢が生じている。駐車スペースについて、羅臼岳の登山道整備部会ができたが、現状では羅臼岳登山のハイシーズンに羅臼岳行きのバスがないということもあり、ほとんどの方が自家用車で来る。駐車スペースの確保が必要であると感じる。ぜひ関係機関で協議して対応をお願いしたい。

(事務局 田澤)

「必要以上」というのは、どういう意見であったのか。

(知床財団 山中)

必要以上の整備を行わないというのは、不便な駐車スペースまで整備してはいけないということではない。以前行った利用適正会議の中でも議論したし、羅白山岳会でも斜里山

岳会でも同じ思いだが、知床連山を誰にでも登れてしまう登山道にはしない、という意味が地元には昔からあった。地図も十分な装備も持たずに登っていけるような、看板だらけ、ペンキの跡だらけ、避難小屋があちこちに建てられているというような登山道に決してしない、知床らしい登山道を維持するという意思が昔からあったはずである。

(斜里山岳会 遠山)

洗掘されてひどくなった登山道に土俵を積んだり、踏み荒らししないようにロープを張ったりなど必要最小限の整備であれば問題ないと思う。ただ「必要以上」とはどこまでのことを言うのか、文言として不適切では、ということである。

(事務局 田澤)

わかりました。他に意見はあるか。なければ地域としては、ゾーニングとイメージ(案)(資料2-⑥知床連山地域)の方向性で問題ないということによろしいか。ゾーニングとイメージ(案)の資料2-①~⑥までで、何か意見はあるか。

(知床羅臼観光船協議会 長谷川)

一つよろしいか。1回目の懇談会でも発言したが、環境省も林野庁も人員配置を検討したり、お金を出すべきである。これに尽きる。大雪山国立公園よりレベルが低い世界遺産なのだから。ぜひこの後も人員の配分などを検討していただきたい。

(事務局 田澤)

例えば、環境省の人員配置などを地域のまとまった意見としてもよろしいのか。

(知床羅臼観光船協議会 長谷川)

皆様もそう思っているはずだ。

(環境省羅臼自然保護官事務所 守)

私たちだけでは、どうにもできない。地域の要望で人員を変えてほしいなどとなると町長などを通していただいた方がよいかと考える。

(知床羅臼観光船協議会 長谷川)

環境省職員のほうからかけ合わないといけない。

(事務局 田澤)

その他に意見はあるか。

(知床斜里町観光協会 喜來)

一点確認したい。環境省の竹原さんから発言があった、知床五湖の冬期利用について確認したい。基本的に道路の問題が前面に出てくると思うが、北海道としては、今は全面開通していないが最終的には、道道93号の通年開通ということも出てくると思う。そうなったときに、道道93号は傾斜のある坂道ということで、難しい問題は多々出てくるとは思う。道路管理者も大変だとは思いますが、全面開通になったときに様々な問題が出てくる。建物の問題、利用の問題、土地の問題などが挙がってくるが、今すぐどうこうということはないが、将来的に必ずネックになると思う。将来、道道93号が通年開通になったときに、環境省として考え方がるのであれば教えていただきたい。

(環境省ウトロ自然保護官事務所 山本)

環境省としては、原始的な自然と静寂性を持った知床を目指しているの、夏と同じように誰でも入れるようにするというのを、環境省は目指していくつもりはない。知床の価値も下がると思っている。将来的にやっぴいこうとはまったく思っていない。道道93号を通年開通するつもりであると道路管理者は言っているかもしれないが、環境省として国立公園の道路事業執行の全面開放を認可するという事はありえない。なので、今のようガイドが安全管理と人数制限を行った上で入っていただく利用が、一番知床の自然の価値、経済的価値、ブランド価値も高められる。価値を下げるような利用は知床にとってマイナスとなるので、環境省としては認めたくない。

(知床斜里町観光協会 喜來)

わかりました。

(知床羅臼観光船協議会 長谷川)

1回目の懇談会から議論で出ていたことだが、環境省はいつも、想定していない、前例がないというが、そんなことは百も承知である。どうすればやれるのかということが聞きたい。両町の意見として、環境省へお願いする。岬に行くのは想定がなかった、海岸のトレッキングは想定がなかったというのは、その当時の話である。同じ場所で同じような時期に、二人が亡くなっている。先端部の利用など役所関係が入ってきちんと進めていただきたい。時代背景を考えると、想定がないは通用しない。環境省には、柔軟に考えていただきたい。担当部署も2年もすれば変わるので、どこかで偉くなってもいいわけだが。その辺を考えて一つ検討していただきたい。

(事務局 田澤)

喜來さんは、環境省の考えは理解できたか。

(知床斜里町観光協会 喜來)

はい。

(環境省ウトロ自然保護官事務所 山本)

環境省の職員は、来る人によって多少変わることもあるが、知床を短期間で異動して見捨てるような、利用ありきで良いのではないか、と言い切って逃げ切るスタンスで来る職員はいない。先々の知床を考えたら、将来においても自然の価値が損なわれる開放を目指すような発言や方針にはしないと思う。たとえ2年でいなくなったとしても、将来の知床が駄目になるような状態を無責任に政策とすることはない。それぞれ来る職員が知床のことを一番として考えているかと思う。

(知床羅臼観光船協議会 長谷川)

全然思っていない。

(環境省ウトロ自然保護官事務所 山本)

思っていますので、職員が変わっても変わらない。国立公園は全国に34カ所あり、先ほど大雪山国立公園よりも悪いとおっしゃられていたが、環境省としては、大雪山国立公園よりもよっぽど力を入れている。知床国立公園は、価値のある登山道を持っており管理もしている。その認識は、長谷川さんも知った上でおっしゃられているのではないか。

(知床羅臼観光船協議会 長谷川)

全然知らない。

(環境省ウトロ自然保護官事務所 山本)

環境省としては、価値があると思っていますし、それに沿った力を入れているというのは、ご存知かと思しますので、引き続きご声援よろしく願いいたします。

(知床財団 山中)

長谷川さんから厳しいお言葉の中に、2件も死亡事故が起きているという言葉があった。

ゾーニングとイメージ(案)(資料2-①先端部地区全域)に関する議論を行った以前の懇談会は、悪天候で両町から集まることができなくて、羅臼側と斜里側で個別にしか議論ができていないと思う。議事録をみると、羅臼側でも斜里側でも方向性としては資料2-①先端部地区の案で良いとなっているが、今回は両町から皆様が集まっていますので、一度この方向性でよいのか確認がしたい。

(事務局 田澤)

前回の懇談会で確認を行った。昨年度の3回目の懇談会が、悪天候であったため今年度の1回目で確認を行った。

(知床財団 山中)

ではよろしいのか。

(事務局 田澤)

はい。他にご意見はあるか。

(知床自然保護協会 綾野)

ゾーニングとイメージ(案)(資料2-③先端部地区ルシヤ)の文中に「野生との共存の可能性を普及啓発する自然教育」とあるが、この文章は誰が考えたのか。

(事務局 田澤)

寺山さん誰でしょうか。

(知床財団 寺山)

ゾーニングとイメージ(案)(資料2)は、昨年度の懇談会の際にそのたたき台として、斜里町役場の方で調整させていただいたものなので、誰が作ったかは存じ上げない。

(知床自然保護協会 綾野)

それらしい意味はわかるが、誰に何を普及啓発するかがはっきりしない。もし行動を起こす段階になって表に出した時、「共存の可能性」となると、今は共存できていないがこれからできますよという意味に取られる。そうすると今共存できてないのがどこなのかということ、普及啓発する対象が誰なのか表に出す際は、はっきりした方がよいと思う。

(事務局 田澤)

ご指摘ありがとうございます。他にゾーニングとイメージ(案)(資料2-①～⑥)で意見がなければ、時間があるのでゾーニングとイメージ(案)(資料2-⑦知西別岳及びその周辺地域)に行きます。説明を寺山さんをお願いします。

(知床財団 寺山)

ゾーニングとイメージ(案)の説明(資料2-⑦知西別岳及びその周辺地域)

(事務局 田澤)

ありがとうございます。ゾーニングとイメージ(案)の説明(資料2-⑦知西別岳及びその周辺地域)は、積雪期で歩道も利用の位置づけもない所であるが、林野庁や環境省から意見はあるか。

(林野庁知床森林生態系保全センター 早川)

残雪期の利用については、林野庁として人数制限や入林届を出していただくような範囲ではないという認識である。あくまでも登山道のレクリエーション利用での入林が利用であるとする。ゾーニングとイメージ(案)(資料2-⑦知西別岳及びその周辺地域)で夏季でも登れるような歩道を造るということでない限りは、利用可能だと思う。

(事務局 田澤)

ありがとうございます。

(環境省羅臼自然保護官事務所 守)

環境省としても、林野庁と同じような形である。利用としては積雪期に知西別岳や天頂山の方へ春先のスキーで利用するという位置づけである。遠音別岳原生自然環境保全地域と隣接した地域は原生の自然がある場所なので、夏に登山道を設置することはしない。原生的な自然環境の保全ということを第一に考えている地域である。

(事務局 田澤)

ありがとうございます。

(羅臼山岳会 石田)

ゾーニングとイメージ(案)(資料2-⑦知西別岳及びその周辺地域)は、良いと思うが、時期が短いので、利用想定人数の1,000人は別として、人数を増やしたいのであれば横断道路の早期開通を検討していただきたい。早期開通しないと、1カ月も利用できない。4月20日から羅臼側だけでもというのを検討していただきたい。

(事務局田 澤)

他にご意見はあるか。なければ方向性は、ゾーニングとイメージ(案)の説明(資料2-⑦知西別岳及びその周辺地域)ということにする。次は、ゾーニングとイメージ(案)(資料2-⑧先端部地域沿岸海域)に進む。

(知床財団 寺山)

ゾーニングとイメージ(案)の説明(資料2-⑧先端部地域沿岸海域)

(事務局 田澤)

長谷川さんから意見をいただく。

(知床羅臼観光船協議会 長谷川)

特に意見はない。ゾーニングとイメージ(案)(資料2-⑧先端部地域沿岸海域)のよ
うに進めてもらって構わない。一つ言いたいのは、ウトロも羅臼も同じことが言えるが、
大幅な整備について。様々な省庁の絡みもあり簡単ではないと思うが、特に羅臼側に言え
ることとして、港にトイレも給水所もない。こういったことは大きな組織の補助がなけれ
ばできない。お客さんが年々増えているので、お客さんのニーズに合った議論を進めてい
っていただきたい。

(事務局 田澤)

ありがとうございます。他に意見はあるか。

(知床小型観光船協議会 神尾)

ウトロ側の観光船事業は、大型観光船が一番乗船しているお客さんが多いという現状で
あるが、ゾーニングとイメージ(案)(資料2-⑧先端部地域沿岸海域)の利用想定人数
に関しては、もう少し細かく出した方がよいと思う。羅臼側、ウトロ側それぞれ分かれた
魅力があるので、ぜひ両方とも乗って頂きたい。事業者側からのお願いである。昔よりは
利用されるお客さんが増えてきてはいるが、さらに両方楽しんでいただいて、知床に長く
滞在していただくということを皆さんでPRしていただければありがたい。

(事務局 田澤)

羅臼側、ウトロ側の観光船利用者数を教えていただきたい。

(知床羅臼観光船協議会 長谷川)

2万5,000~6,000人くらいである。冬だけで7,000人。毎年、前年度を上回っている。
神尾さんが言ったように両方乗って頂きたいといのは私たちも同じ思いである。この懇談
会にいる方だけでも、両町で知床であるということを絶対に忘れないでいただきたい。方
や知床だ、方や羅臼だ、ではなく知床の斜里町、知床の羅臼町であるということを共通認
識にしていただかないと、お客さんは知床半島に二町あることも、国後島が見えることも
知らないで来る人が多い。両町でやっていけば良くなっていく。流水の時期にウトロに
は、生の魚はない。羅臼から魚を持って行けば食べることができる。知床で1月から3月
までスケソもウニも食べることができるとなれば、ウトロのホテルにもメリットはある。
ウトロでは、昆布がとれるわけでもない。ブランドとしていこうと羅臼漁業協同組合にも

町にも以前から言っている。羅臼、羅臼と威張れる時代は、とうに終わっている。威張れるのであれば私たちは漁師をやっている。こういった時代になっているから、両町でやっていかないと駄目な時代が来ている。気づかないといつか淘汰される。貧乏する。こういった懇談会で再認識していただきたい。

(知床斜里町観光協会 喜來)

観光受け入れ人数について、観光協会で集計しているが、今回の懇談会には持ってきていないので、後日報告する。どちらに報告すればよいか。

(事務局 田澤)

次回の懇談会の際に教えていただければよい。

(知床斜里町観光協会 喜來)

次回持ってくる。

(事務局 田澤)

ゾーニングとイメージ(案)(資料2-⑨半島基部 斜里岳・海別岳山麓)に進む。寺山さんから説明をいただく。

(知床財団 寺山)

ゾーニングとイメージ(案)の説明(資料2-⑨半島基部 斜里岳・海別岳山麓)

(事務局 田澤)

ありがとうございます。ゾーニングとイメージ(案)(資料2-⑨半島基部 斜里岳・海別岳山麓)は、国立公園外、遺産区域外であるが、国有林はあるかと思う。何かあれば意見をいただきたい。

(林野庁知床森林生態系保全センター 早川)

どのような利用をするかにもよるが、保安林の指定がかかっている区域が大半であると思うので、住宅地と近い山などで、開発の伴う利用はできない。

(事務局 田澤)

ありがとうございます。北海道は何か意見はあるか。

(北海道オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課知床分室 大道)

北海道では、斜里岳を道立自然公園という地域に指定している。登山道や看板などを含

めて整備を行っている。利用人数を抑えているわけではないが、遺産地域に隣接している道立自然公園ということで、ゾーニングとイメージ（案）（資料2-⑨半島基部 斜里岳・海別岳山麓）のような方針で行くことは、良いと思う。

（事務局 田澤）

今の話は、道立自然公園をもっと使って欲しいということによろしいか。

（北海道オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課知床分室 大道）

よろしい。

（事務局 田澤）

他にご意見はあるか。

（知床ガイド協議会 岡崎）

頼みがある。斜里町に以久科原生花園があるが、非常に荒れている。夏に行くと花よりもダニが見られる。以久科原生花園の整備をしていただきたい。

（斜里町役場環境課 増田）

以久科原生花園は斜里町が関わっている。草刈り等は斜里町で行っている。海岸については、北海道になるかと思うが、遊歩道のなどは斜里町が管理しているので、現状については十分に理解しているが、今後の課題とさせていただきたい。

（事務局 田澤）

他の地域にも言えることだが、ルーチンワークすらままならない中で、一步踏み出すことをするのは難しいかと思う。他にご意見はあるか。なければ、ゾーニングとイメージ（案）（資料2-⑨半島基部 斜里岳・海別岳山麓）も方向性として地域の合意とさせていただく。これで9エリアの確認が終わったので、最後に今後の予定を環境省から願います。

（環境省羅臼自然保護官事務所 守）

冒頭でも申し上げたが、皆様からご意見をもらうのが懇談会の趣旨である。ゾーニングとイメージ（案）（資料2-⑨半島基部 斜里岳・海別岳山麓）まで終わってしまったので、次回どのようにしていくか、環境省で決めるが、2月にもう一度集まっていたいで、最後のまとめをできればよいかと思っている。前回から申し上げているが、本日、発言できなかった、別の意見があったなどは、ヒアリングの際や環境省へ直接言っていただいても問題ない。

(事務局 田澤)

ありがとうございます。次回のテーマに関してもこれから考える。個別に提案しても良いと思う。少し時間が過ぎてしまったが、これで昨年度から5回目の知床国立公園利用のあり方に関する懇談会を終了する。

【 閉会 】

知床国立公園利用のあり方に関する懇談会 これまでの経過と今後の予定

平成 30 年 12 月 7 日
釧路自然環境事務所

1. 懇談会主旨

先端部地区の適正な利用について定めた「先端部地区利用の心得」については、利用状況の変化等を踏まえ、平成 29 年 3 月に改訂を行ったところであるが、その議論の過程において、既存のルールや利用のあり方に関する議論等を求める様々な意見が出された。また、平成 28 年度第 2 回適正利用・エコツーリズム検討会議では、今後 5 年間を目途に、地域の意見や利用状況・ニーズ等を踏まえた利用のあり方について、既存ルールの見直しを含めた検討を進めていくこととなった。

このような状況から、平成 29 年度より、知床国立公園の利用のあり方について地域関係者間で意見交換・議論を行うための懇談会を開催することとした。

懇談会では、地域の皆様の意見を集約し、今後の既存ルールの見直しの参考とする。

2. 平成 29 年度の開催結果

○第 1 回：平成 29 年 9 月 19 日（火）18:00-19:30 羅臼町商工会館

行政機関から現行の法律やルールについて説明し、知床半島先端部地区利用の心得点検部会の意見の振り返りを行った後、議論を行った。

初めに「無制限の利用ではなく何らかのルールが必要である。」ということを通認識として確認した。また、はじめから知床半島全体の話をするのは難しいため、まずは利用のあり方検討の中心となる先端部地区の利用について議論を進めていくこととなった。その他に適正利用検討会議での提案はハードルが高すぎる、利用形態が違う両町では別々で話し合う場を設けるべきという意見があった一方、計画や全体に関しては一緒に議論することが必要との意見も出た。

以上を踏まえ、第 2 回懇談会では知床財団がまとめ役となり、両町それぞれで検討した今後の知床半島先端部の保全と利用案を持ち寄って議論することとなった。

○第 2 回：平成 29 年 12 月 18 日（月）14:00-16:00 斜里町産業会館

第 1 回懇談会の振り返りを行った後、両町で検討した利用案を発表し、議論を行った。

羅臼側は関係機関に聞き取りを行ったうえで、先端部の海岸線利用に絞って、トレッカーの片道動力船利用のシステムを提案した。一方、斜里側は関係機関への聞き取りで具体的な案が出なかったため、知床財団案として相泊-モイレウシ間のシャトル船を利用した入域規制のシステムを提案した。

議論では、先端部への動力船利用をトレッカーが望んでいるかアンケートすべきとい

う意見や、先端部の具体的なシステムだけでなくもっと知床半島全体の利用のあり方の大枠を話し合うべきであるという意見があった。

今回、斜里側は関係機関での意見の取りまとめが不十分であったため、次回の懇談会までに斜里側での意見をまとめることとなった。第3回懇談会では、再度両町の提案を合わせて、大枠の利用のあり方を考えながら議論することとなった。

○第3回：平成30年 3月 1日（木）15:30-17:30 羅臼町商工会館

第1回、第2回懇談会の振り返りを行った後、斜里側で検討した知床国立公園全体を利用形態に応じてゾーニングする案について発表し、羅臼側の意見出しを行った。

悪天候で、知床財団と環境省以外の斜里側からの出席者は欠席であったため、議論は次回に持ち越しとなったが、ゾーニング案は羅臼側で精査し、見直す必要があるという意見があがった。そのほか、先端部の利用については漁業者の合意がとれているかが大事であるという意見や、斜里側と羅臼側を分けて議論すべきという意見も変わらずあった。

今回は再度斜里側のゾーニング案をもとに検討を続けることとなった。

○第4回：平成30年 10月 9日（火）16:30-18:00 羅臼町商工会館

第1回～第3回懇談会の振り返りを行った後、第3回で議論した斜里側のゾーニング案と羅臼側の意見について紹介し、①先端部地区地域、②ルサ・相泊間の道路沿線、及び、観音岩以南の先端部地区、についての議論を行った。

①・②とも、おおむね案どおりで意見がまとまった一方、共通の課題として、適切な利用ルールに基づいて受入想定人数を決めることや、事故の防止やレスキューシステムを含むルール作りが重要な検討課題であるという意見があった。また、ルールで100%事故が防げるわけではないが、悪天候時の道路閉鎖など強制力をもった対応も必要であるという意見もあった。

今回は、③先端部地区ルシヤから今回と同様に検討を続けることとなった。

3. 平成30年度以降の予定

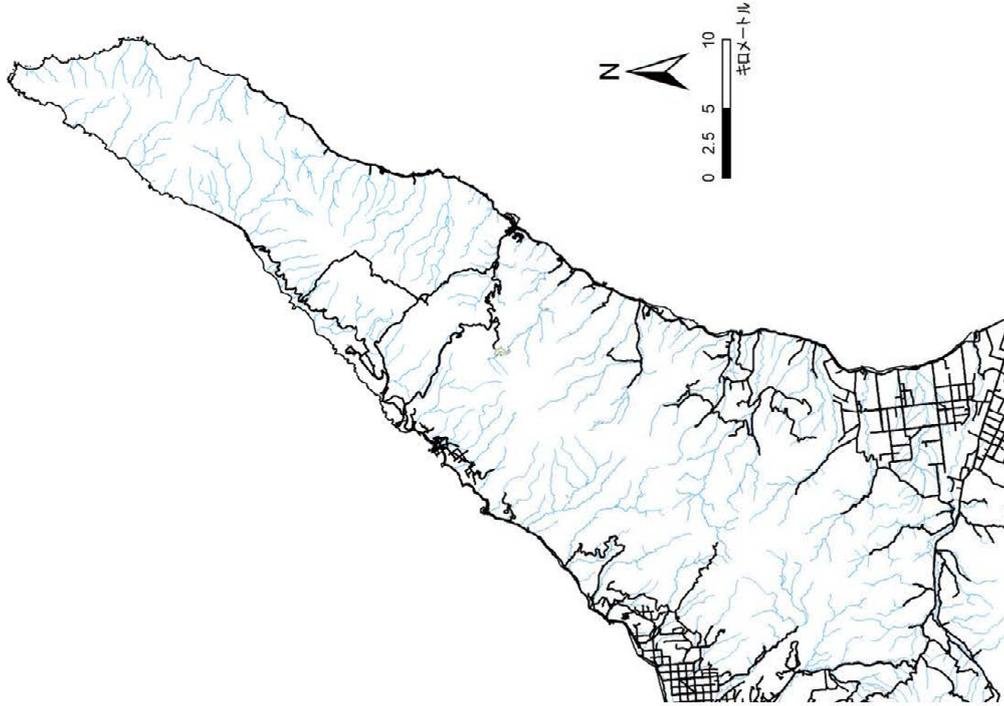
平成30年度は10月、12月、2月を目途に計3回の懇談会を実施し、地元意見の集約を行う。

平成31年度以降は、聴取した地元意見を踏まえ、平成33年度までを目指して、利用のルール（知床世界自然遺産管理計画、知床エコツーリズム戦略、利用の心得など）の内容更新及び再編を検討する予定。

ゾーニングとイメージ(案)

資料2

H29年度斜里側の意見集約懇談会資料
(公財)知床財団とりまとめ



- ①先端部地区全域
冒険と原生の旅
- ②羅臼側先端部海岸線ルサ～観音岩
番屋の営み、フィッシュヤリーツーリズム
- ③先端部地区ルシヤ
知床の核心を見る、ワイルドライフウォッチング
- ④ホロボツ・知床五湖・カムイワッカ
多様な知床体験ニーズに応える
- ⑤羅臼湖・横断道路沿線地域
知床時の景観を楽しむ手軽な周遊観光と羅臼湖での奥知床体験
- ⑥知床連山地域
知床を象徴する山並み、両側に海を眺む希少な山岳体験の場
- ⑦知西別岳及びその周辺地域
人気の少ない知床らしい山域、残雪期のアウトドアフィールドとしての展開を探る
- ⑧先端部地域沿岸海城
シヤチ、マツコウウが躍動する感動海峡、火山と流氷が創り出した断崖絶壁、渚のヒグマは珠玉の思い出となる
- ⑨半島基部 斜里岳・海別岳山麓
雄大な農業景観と知床ならではの背景の組み合わせは感動を呼ぶ

先端部地区全域：冒険と原生の旅

本州の箱庭的、あるいはスポーツ的登山やトレッキングとは全く一線を画した「冒険と原生の旅」。ヒグマとの出会いや険しい地形、荒れる海のリスクを乗り越えて、野営しながらたどり着く感動の到達感、日本離れした大風景と非日常の神秘感を提供することに特化する。旅の過程で、豊かな海を糧に生きる人々との出会いや交流も大切な思い出となる。

形態： 海岸トレッキング（主に羅臼側）
半島周回カヤッキング
原生の山の縦走と沢登り（登山）

遺産地域区分：陸域の大部分はA地区。斜里側の小面積の一部と羅臼側の南部低標高域はB地区。

国有林管理区分：知床森林生態系保護地域 保存地区、保全利用地区。

国立公園区分：陸域のほとんどは特保、斜里側の小面積の一部は第3種特別地域、羅臼側の南部低標高域は第1種及び第3種特別地域。

受入想定人数： 2000～3000人/年（150日程度）

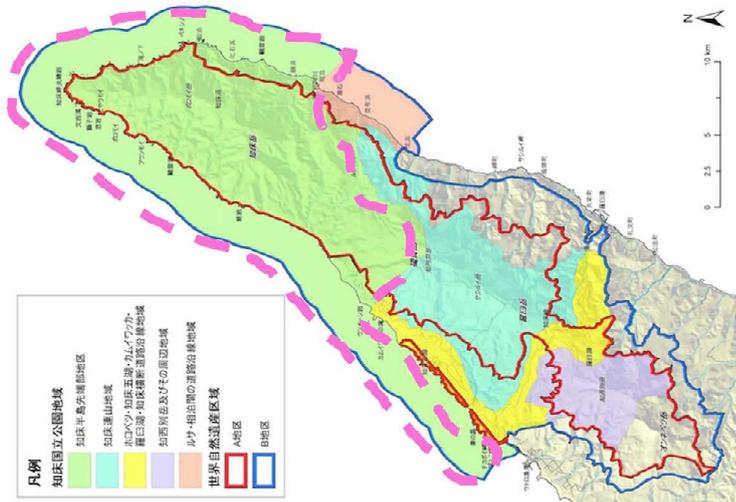
地域への経済効果： 1) 斜里側からのカヤッカー（一部登山者とトレッ

カー）、羅臼側からのトレッカー&カヤッカー、登山者は前日入り、レクチャー受講を義務化。小規模宿泊施設への貢献。

2) トレッカーと登山者の帰還は、何らかの形で小型船渡し船を咨認。遊漁釣り船事業者へ貢献。

3) 主要野営地には小規模なヒュッテ（番屋改造含む）を整備、維持管理費は地元へ

4) ガイド事業の展開



ルサ・相泊間の道路沿線、及び、観音岩以南の先端部地区： 番屋の営み、フィッシュャリーツーリズム

羅臼の豊かな海を糧に、「番屋」という知床ならではの営みの場における暮らしを積極的に発信。浜に根ざして生きる人々との出会いや交流も重要な体験要素とする。

形態： コンブ漁体験や番屋暮らし体験

河口&海岸マス釣り

日帰り海岸トレッキング

遺産地域区分： 陸域はB地区。

国有林管理区分： 知床森林生態系保護地域 保全利用地区。

国立公園区分： 陸域のほとんどが第3種特別地域、一部海岸は第1種特別地域。

受入想定人数： 3000人前後/年（180日程度）

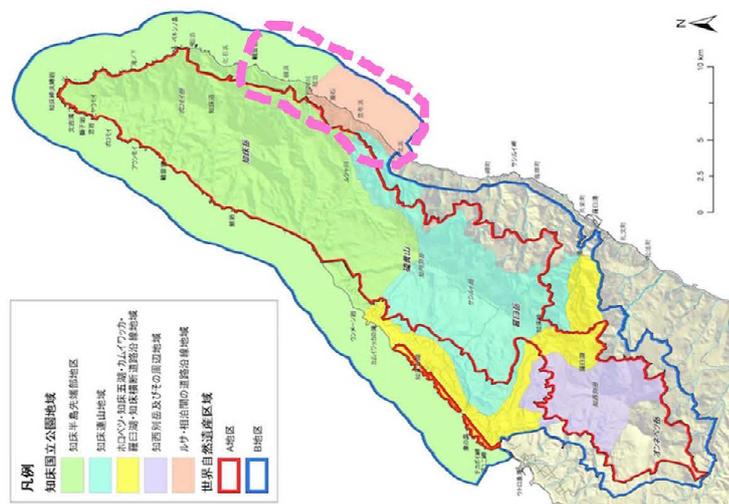
地域への経済効果： 1) 番屋における漁業活動など見学謝金など。

2) 釣り人やフィッシュャリーツーリストの送迎による遊漁釣り船事業者へ貢献。

3) コンブなどの直販、通販につなげていく。

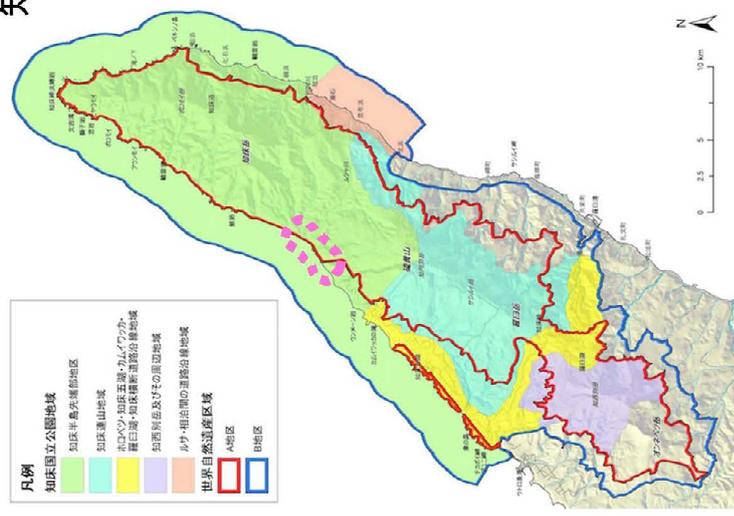
4) ガイド事業の展開

課題： 漁業施設や番屋の家並み（野田尻）、道路法面の修景。



先端部地区ルシヤ： 知床の核心を見る、ワイルドライフウォッチング

サケマスの遡上・産卵とヒグマや猛禽類などの捕食による陸と海の繋が
り、世界遺産の核心を学ぶ。
圧倒的なヒグマ体験。全国で爆発するクマ問題への普及啓発の場、
人々を思考停止にしている恐怖の猛獣という誤解を解き、自然
な生き様を知る場とする。共存の道を模索するきっかけ作りの場とする。



形態： 野生動物観察
野生との共存の可能性を普及啓発する自然教育

遺産地域区分： A地区。
国有林管理区分：知床森林生態系保護地域 保全利用地区。
国立公園区分： 特保 (鳥獣保護区特別保護指定区域)
受入想定人数： 1500人前後/年 (10人x150日程度)

地域への経済効果： 1) 前日までのウトロ入りを基本とする。小規模宿泊施設への貢献。
2) 専門管理員を雇用 (雇用創出)
3) 現地への交通手段に関わる雇用創出 (船?、車両?)
4) ヒグマをはじめ他ではなかなか見れない野生動物の存在が知床への来訪動機となっている。

課題： 現地への到達方法：トレッキング?、船舶?、車両?

ホロベツ・知床五湖・カムイワッカ地域： 多様な知床体験ニーズに応える

観光バスやシャトルバスを利用した周遊観光から、比較的手軽なバックカントリー利用まで多様なニーズに応えることができる地域として活用していく。陳腐化させることなく他と差別化した知床独自の体験を提供する工夫、ヒグマ等との軌轢回避対策が求められる。

形態： 知床五湖高架木道の周遊観光と地上歩道ガイドツアー

シャトルバスによる周遊、風景探勝、動物観察

カムイワッカ湯の滝、ワッカ園地における観光利用

幌別川河口サケマス釣り

遺産地域区分： B地区（一部海岸段丘縁部がA地区）

国有林管理区分： 知床森林生態系保護地域 保存地区、保全利用地区、自然観察教育林。

国立公園区分： 知床五湖周辺は特保、他は第二種特別地域

受入想定人数： 50～60万人/年

地域への経済効果： 1) 知床五湖は知床への来訪動機の大きな部分を占める

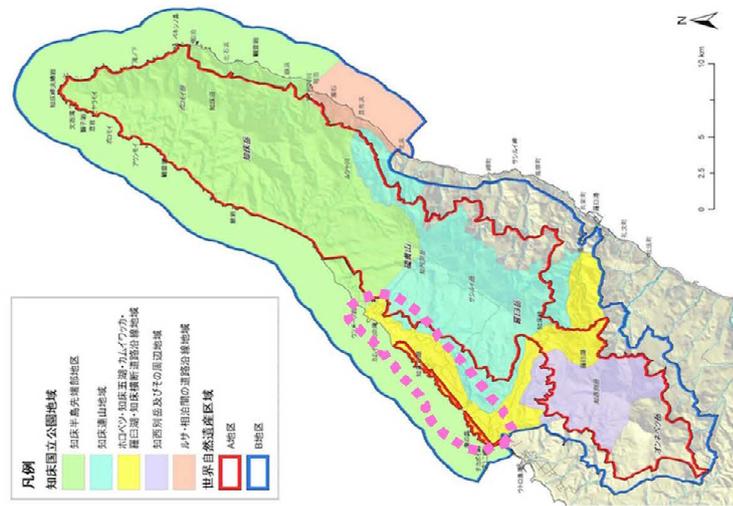
2) 知床自然センター、幌別園地管理による雇用創出、知床自然センター売店/カフェによる収益。

3) 知床五湖管理による雇用創出、パークサービスセンターにおける収益。

4) 地元事業者によるシャトルバス等の運行

5) ガイド事業の展開

課題： 運動地の森の利用のあり方検討、冬季のバックカントリー利用を基本とした知床五湖のあり方を再検討



羅臼湖・横断道路沿線地域： 知床峠の景観を楽しむ手軽な周遊観光 と羅臼湖での奥知床体験

車両を利用した周遊観光から、2時間程度で比較的手軽な高山バックカントリー体験が可能な羅臼湖、深い森を味わうことができるポンホロ沼などを楽しむ。

形態：観光バス、マイカーによる横断道路の周遊観光

羅臼湖やポンホロ沼トレッキング

クマ越えの滝、湯ノ沢園地などの散策

遺産地域区分： A地区とB地区が混在

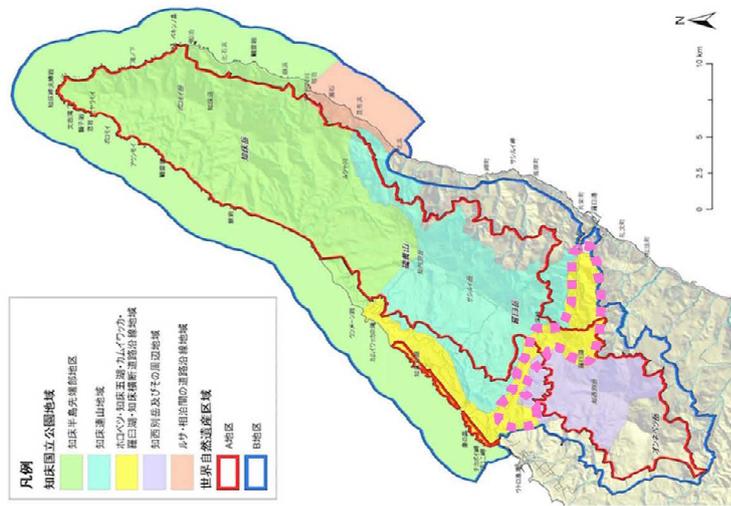
国有林管理区分：知床森林生態系保護地域 保全利用地区。

国立公園区分： 第一種及び第二種特別地域

受入想定人数： 100万人？/年（羅臼湖やポンホロ沼は2000人前後）

地域への経済効果： 1) 知床峠からの眺望は知床への来訪動機の比較的大きな部分を占める。

2) ガイド事業の展開



知床連山地域： 知床を象徴する山並み、両側に海を眺 む希有な山岳体験の場

海にそそり立つ連山の稜線に到達する満足感。眼下の両側は海、はるか
か国後島・エトロフ島までの眺望は、他では得がたい感動を得ることがで
きる。

広大なハイマツ帯や雪田群落の高山植物も知床の山の魅力である。
基本的に中級以上の登山者を対象とした山域として管理し、必要以上の
整備は行わない。

形態：登山（羅臼岳・硫黄山の登頂、あるいは縦走）

遺産地域区分：稜線と高標高域はA地区、山麓部はB地区

国有林管理区分：知床森林生態系保護地域 保存地区。

国立公園区分：稜線部は特保、他は第二種及び第三種特別地域

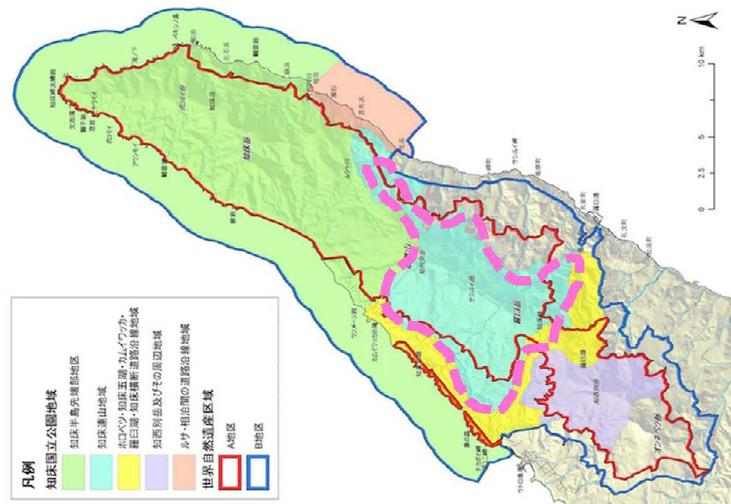
受入想定人数：7000～8000人/年

地域への経済効果：1) 登山者の事前事後の宿泊等。

2) ガイド事業の展開

課題：岩尾別登山口の駐車スペース、交通システムのあり方検討

今後充実が必要となる可能性が高いヒグマ対策のあり方



知西別岳及びその周辺地域： 人気の少ない知床らしい山域、残雪期の アウトドアフィールドとしての展開を探る

羅臼湖入口へのアクセス方法を検討できれば、残雪期のすばらしいフィールドになり得る。根室海峡にめがけて滑り下る知西別岳から湯ノ沢までのロングダウンヒルコースは感動もの。

形態： バックカントリースキー
スノーシュートレッキング

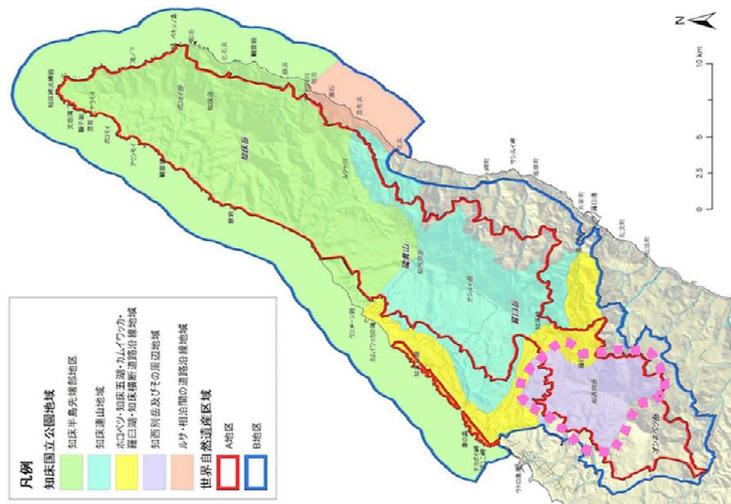
遺産地域区分： A地区

国有林管理区分： 知床森林生態系保護地域 保存地区。

国立公園区分： 特保と第一種特別地域

受入想定人数： 1000人？/年

地域への経済効果： 1) ガイド事業の展開



先端部地域沿岸海域、根室海峡： シャチ、マッコウウが躍動する感動 海峡、火山と流水が創り出した断 崖絶壁、渚のヒグマは珠玉の思 出となる

ウトロ～知床岬に続く絶壁と大風景、海岸で見ることができ
るヒグマや猛禽類、海鳥など野生との出会いの濃さは知床
ならではの。

豊饒の海、根室海峡はシャチやクジラ、イルカなど大型海
産哺乳類との感動の出会いの場。大型猛禽、トド、アザラシ
類を対象とする冬の観光船事業も充実が望まれる。

形態： 観光船による周遊

適産地域区分： 海域の一部はB地区

国立公園区分： 海域の一部は普通地域

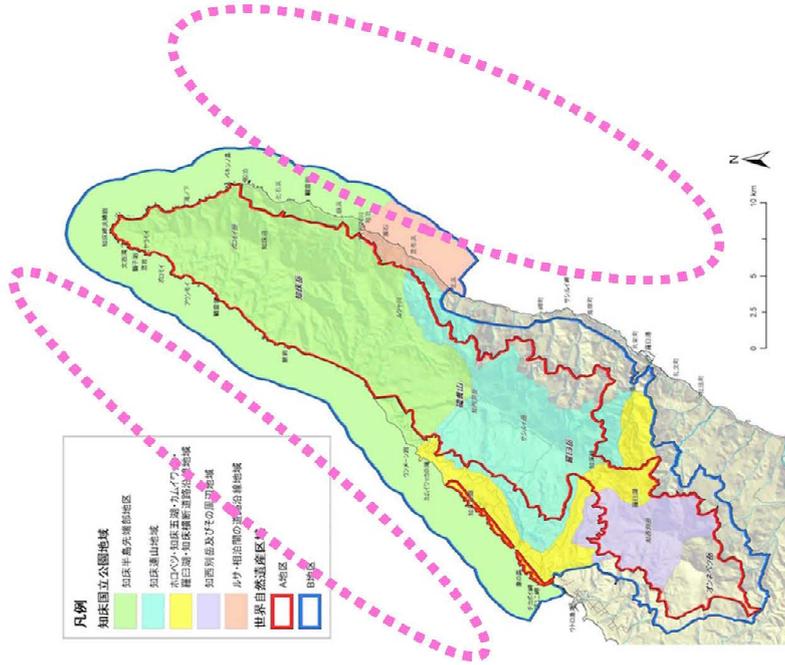
受入想定人数： 10万人前後/年

地域への経済効果： 1) 観光船事業の展開（運行事業者、乗組
員の雇用、燃料供給なども）

2) 観光船による周遊観光自体が、知床
への来訪の大きな動機となっている。

課題： 悪天候・濃霧の際の代替観光

流水期も運行可能な観光船への設備投資



5. 平成30年度第3回 知床国立公園利用のあり方に関する懇談会 議事及び配布資料

議事次第

1. 知床国立公園利用のあり方に関する懇談会の経過と予定について
2. 知床半島の利用のあり方に関するルールの特組みについて
3. その他

【資料1】 知床国立公園利用のあり方に関する懇談会 これまでの経過と今後の予定

【資料2】 知床国立公園先端部地区の管理方針について

【資料3】 知床森林生態系保護地域管理計画 変更計画書（抜粋）

【資料4】 海上運送法のお知らせ

【資料5】 立ち入り制限に関する制度の紹介

【資料6】 平成30年度第2回知床国立公園利用のあり方に関する懇談会 議事録

【参考資料1】 知床半島将来ビジョン

【参考資料2】 慶良間地域エコツーリズム推進全体構想の概要

【参考資料3】 地域自然資産法のあらまし

【参考資料4】 東京都の島しょ地域における自然の保護と適正な利用に関する要綱

出席者名簿

機 関 名	職 名	氏 名
【地域関係団体】 15名		
ウトロ地域協議会		<欠 席>
ウトロ漁業協同組合		<欠 席>
斜里第一漁業協同組合		<欠 席>
知床斜里町観光協会	事 務 局 長	喜來 規幸
知床ガイド協議会		<欠 席>
斜里山岳会	会 長	遠山 和雄
知床自然保護協会		<欠 席>
知床小型観光船協議会	事 務 局	神尾 昇勝
(一財) 自然公園財団 知床支部	所 長	古坂 博彰
(公財) 知床財団	事 務 局 長	山中 正実
(公財) 知床財団	事 務 局 次 長	寺山 元
(公財) 知床財団	羅 臼 地 区 係 長	坂部 皆子
斜里町立知床博物館	館 長	村上 隆広
羅臼漁業協同組合	栽 培 増 殖 部 部 長	竹田 和人
知床羅臼町観光協会	会 長	平原 英雄
羅臼山岳会	会 長	佐々木 泰幹
知床羅臼観光船協議会	会 長	長谷川 正人
羅臼遊漁釣り部会	事 務 局	天野 美紀
羅臼町郷土資料館		天方 博章

【関係行政機関】10名		
斜里町役場 環境保全課	課長	増田 泰
斜里町役場 環境保全課	自然保護係長	玉置 創司
斜里町役場 産業部商工観光課	課長	河井 謙
羅臼町役場 産業創生課		<欠席>
国土交通省 北海道運輸局 釧路運輸支局		<欠席>
環境省 ウトロ自然保護官事務所	首席自然保護官	山本 豊
環境省 ウトロ自然保護官事務所	自然保護官	竹原 真理
環境省 羅臼自然環境事務所	自然保護官	守 容平
林野庁 北海道森林管理局知床森林 生態系保全センター	所長	稲川 著
林野庁 北海道森林管理局 知床森林生態系保全センター	専門官	早川 悟史
林野庁 北海道森林管理局 根釧東部森林管理署	森林技術指導官	吉岡 英夫
北海道 オホーツク総合振興局 保健環境部環境生活課 知床分室		<欠席>
運営事務局		
(公財) 知床財団 羅臼地区事業係	次長	田澤 道広
(公財) 知床財団 羅臼地区事業係		茂木 三千郎
(公財) 知床財団 羅臼地区事業係		長尾 佐助

※議事概要の記述において、発言者の敬称・肩書等は省略した。行政関係者の所属については、一部略称を使用した。

◇議事要旨

【 開会 】

(事務局 田澤)

今回で2年間にわたる知床国立公園利用のあり方に関する懇談会の最終回となる。先ずは、山本首席保護官からご挨拶をいただく。

(環境省ウトロ自然保護官事務所 山本)

本日はお忙しいところ、遅い時間に斜里町からもお集まりいただき御礼申し上げます。出席者の都合上、この様な遅い時間の開催となってしまった。お詫び申し上げます。本年度第3回目で最後の懇談会となる。前回は、斜里側が作成したゾーニング案全ての意見を出し終えた。今回は、前回の振り返りを行うとともに、今後の法整備の中でどのような手段が考えられるか話し合っていきたいと思っている。意見はすでに出し終えているが、肩の力を抜いてざっくばらんに話し合っていきたい。本日はよろしくお願い申し上げます。

(事務局 田澤)

資料確認

議事1. 知床国立公園利用のあり方に関する懇談会の経過と予定について環境省から説明をいただく。

(環境省羅臼自然保護官事務所 守)

先ず、これまでの経過と今後の予定について説明する。懇談会の趣旨から説明させていただきます。

知床国立公園利用のあり方に関する懇談会これまでの経過と今後の予定の説明(資料1)

(事務局 田澤)

知床国立公園利用のあり方に関する懇談会これまでの経過と今後の予定(資料1)について、なにか意見はあるか。

(知床財団 寺山)

「利用のルール(知床世界自然遺産管理計画、知床エコツーリズム戦略、利用の心得など)の内容更新及び再編を検討する。」は、国立公園の管理計画の検討も含まれるといった理解でよろしいか。最初の懇談会で環境省から、公園管理計画の参考にするという話があったので確認したい。

(環境省羅臼自然保護官事務所 守)

管理計画、公園計画も含めて全体的な見直しということになる。必ずしも公園管理計画だけという訳ではなく、今は利用の心得もあり、エコツーリズム戦略もあり、利用適正化基本計画との関係も難しい。どのようにまとめていくかを来年度、行政機関の中で検討させていただく。

(知床財団 寺山)

そもそも「公園管理計画に入っているはずの、先端部地区利用適正化基本計画が消えてしまった」ということから始まったと思う。公園管理計画や先端部地区利用適正化基本計画も含まれているということから理解した。

(事務局 田澤)

他に意見はあるか。知床国立公園利用のあり方に関する懇談会これまでの経過と今後の予定(資料1)には、これまでの1回目から4回目までの懇談会開催結果の要約が記載されているが、ゾーニングとイメージ(案)(参考資料1)を含めて、言い足りなかったことなどがあれば、承りたいと思う。ゾーニングとイメージ(案)の、③ルシャ地区の利用に関しては、「何らかの拘束力のあるコントロールが必要である」や「今後、漁業者との調整が必要である」などが意見として挙げられた。⑤羅臼湖・横断道路沿線地域に関しては、「道路沿いに一番課題がある」、「羅臼湖、ポンホロ沼のアクセスについて見直す必要がある」、「見直すにあたっては、横断道路の以前の経緯を踏まえるべき」という意見があった。⑥知床連山地域に関しては、「ゾーニングとイメージ(案)(参考資料1) ⑥知床連山地域の【必要以上の】という文言はどういった意味なのか」、「羅臼岳登山道岩尾別コースの駐車場の問題」などが挙げられた。⑧先端部地域沿岸海域に関しては、受入想定人数が10万人前後ということで前回、比較の参考として羅臼の観光船利用者数を報告していただいた。今回の懇談会で知床斜里町観光協会の喜來さんから斜里の観光船利用者数を報告していただくことになっている。観光船利用者数のデータは、持ってきていただけたか。

(知床斜里町観光協会 喜來)

集計できていない部分が多々あるが、約10万人から15万人の観光船利用者がいると思っただけであればよい。集計が難しいということがあるので、ご理解いただきたい。

(事務局 田澤)

承知した。ゾーニングとイメージ(案) ⑧先端部地域沿岸海域の受入想定人数と比較できればよかったので、今の情報で十分である。ゾーニングとイメージ(案) ⑧先端部地域沿岸海域の受入想定人数については、現段階で受入想定人数よりも多い利用者がいることになる。今まで出なかった意見があれば、発言していただきたい。前回の懇談会で、意見

は出尽くしたということによろしいか。

では、次の議題に移る。議題2. 知床半島の利用のあり方に関するルールの枠組みについて沢山の意見をいただいている。法的拘束力という面では、知床岬へのトレッキングで死亡者が出ているという現状が象徴的であるが、他にも法的な拘束力が必要だという話題は毎回、懇談会ではあがっている。まずは1回目の懇談会で共有した、知床半島はどういった法律で守られているか、というおさらいと法的拘束力を持たせるためにはどういった方法があるのか、ということを経済省羅臼自然保護官事務所の守さんから説明いただく。

(環境省羅臼自然保護官事務所 守)

まずは、振り返りをさせていただき、その内容を前提にエコツーリズム戦略や利用のあり方の方針を作っていこうと考えている。

知床国立公園は、国立公園計画という計画の中で、保護する部分と開発して利用する部分を定めている。管理方法は、管理計画があり、知床は5つの地区に分けて管理している。5つの地区は、知床国立公園先端部地区の管理方針について(資料2)の図2 遺産地域管理計画 A 地区、B 地区と国立公園の地域区分に記載されている。それぞれ、遺産のコア地域になっている部分やそうではない部分もある。コア地域は、厳正な風致景観及び自然環境の保全を図ることとしている。皆様の関心の高い先端部地区については、「利用の計画がない、保護する地域」ということになっているが、現状のトレッキング等の一部の利用については、原生に自然環境の保全を図る地域であってもルール等を守ることで、自然公園法の罰則は適用しないというのが現状である。

(事務局 田澤)

ありがとうございます。国有林についても振り返りを行いたい。

(林野庁北海道森林管理局根釧東部森林管理署 吉岡)

知床森林生態系保護地域管理計画変更計画書(抜粋)の説明(資料3)

(事務局 田澤)

続いて、海上運送法についてですが、国土交通省北海道運輸局釧路運輸支局が欠席のため、事務局の方から説明をいただく。

(知床財団 坂部)

海上運送法のお知らせの説明(資料4)

(事務局 田澤)

第1回目の重複にはなったが、どのような法律で知床が守られているのか振り返りを行

った。環境省、林野庁、海上運送法の説明について何か質問はあるか。

(知床財団 山中)

知床国立公園先端部地区の管理方針について(資料2)の知床国立公園の管理制度は、どのような管理制度があるのかを説明しているのか。それとも現行、このように運用されているという説明なのか。

(環境省羅臼自然保護官事務所 守)

現行、このように運用しているということである。

(知床財団 山中)

そうであるならば、利用調整地区も運用されているはずである。

(環境省羅臼自然保護官事務所 守)

そうである。

(知床財団 山中)

なぜわざわざ、利用調整地区の記述を丁寧に資料から抜いてあるのか。理由を教えてください。

(環境省羅臼自然保護官事務所 守)

利用調整地区も自然公園法の中の一部になる。資料に記載しなかったことに意図があるわけではない。自然公園法として表記している。

(知床財団 山中)

一部ではなくて、きわめて重要な要素である。特に先端部については、先端部地区利用適正化基本計画の策定の際に皆さんが長年かけて議論した際に、環境省の当時の所長が「先端部地区は全域を利用調整地区になるよう目指す」と公言された。斜里町も羅臼町も一丸となり、非常に労力をかけて準備を進め議論をしてきた。それがいつの間にか、何の説明もないまま議論や資料の俎上から消えてしまっている。この懇談会でも、地域の方々が改めて法的担保を持ったルールが必要であるという議論をされている中で、その非常に重要な要素になる利用調整地区を資料から抜いているのは、なぜなのか。

(環境省ウトロ自然保護官事務所 山本)

資料にきちんと目を通していただきたい。あくまで先端部の現状の管理の方針が記載されているということです。現状で、先端部は利用調整地区が入っていないので、資料にも

記載はしていない。資料から意図的に抜いているという訳ではない。

(知床財団 山中)

では、現在運用されているものだけを記載しているということか。

(環境省ウトロ自然保護官事務所 山本)

現在運用しているものだけを記載している。

(知床財団 山中)

利用調整地区を議論の俎上から除くという訳ではない、ということによろしいか。

(環境省ウトロ自然保護官事務所 山本)

利用調整地区は、議事2. 知床半島の利用のあり方に関するルールと枠組みで、話をしたいと思う。

(知床財団 山中)

承知した。

(事務局 田澤)

他に意見はあるか。

(羅臼漁業協同組合 竹田)

先ほど事務局の振り返りの中で、先端部で事故があった話をされていたと思う。事故については、今年度1回目の懇談会でも話をさせていただいた。対策として、何らかのルールが必要であるということになったと思っている。行政側がどのような形で対策を取るのか検討していく、ということによろしいか。

(環境省羅臼自然保護官事務所 守)

その通りである。先端部利用の安全対策については、1回目の懇談会で強く発言されていたので、事故の件も踏まえて利用のあり方を検討していく。エコツーリズム戦略のような、大きな枠組みの中での話になるか、個別のルールの策定になるかはわからないが、安全対策を含めて検討していく。

(事務局 田澤)

他に意見はあるか。なければ、拘束力のある制度の紹介を環境省から説明いただく。

(環境省羅臼自然保護官事務所 守)

制度の紹介の前に、資料2、資料3、資料4の補足をしたい。例えば、今年度2回目の懇談会で議論した、ゾーニングとイメージ(案)(参考資料1)で挙げた意見として「知床峠の駐車場から羅臼湖までの登山道があったほうが良いのでは」という意見があった。この意見には、林野庁の保護林や知床生態系保護地域が関係し、環境省としても国立公園の公園計画が関係していることを理解していただきたい。「ルシャ地区に船で行く」、「トレッカーを先端部へ船で運ぶ」という意見については、海上運送法が関係してくる。

具体的な意見に関して、どういった法律が関わってくるかを今一度ご確認いただきたい。環境省としては、法律に違反するような意見には対応できないが、その他の意見に関しては、柔軟に対応を検討できる。法的根拠に基づいた立ち入り制限については、知床五湖では利用調整地区という制度が行われており、知床五湖に対して立ち入り制限がかけられている。その他にも立ち入り制限をかける方法を紹介させていただく。行政としては、利用調整地区や他の方法にしても検討段階であり何が良いのか結論は出ていない。個別にルールをつくる上での参考にしていただきたい。

(環境省羅臼自然保護官事務所 守)

資料5-1の説明。

(事務局 田澤)

おそらく、ここが今日の会議で一番意見が出る場所かと思うが、先ほど斜里町の増田課長から今日の会議で欠席となっている羅臼町から意見を預かっている、との話があったため、まずはそれを紹介してもらってから議論に入りたい。

(斜里町役場環境課 増田)

今日、羅臼町が欠席とのことで、意見を預かっている。これを代読する。

○第3回知床国立公園利用のあり方に関する懇談会での羅臼町意見(添付資料1)
最後の懇談会に欠席して申し訳ありません。羅臼町から次の通り意見として出させていただきます。

- ① 近年、2名の方が無くなる事故が発生しています。地元行政としては、利用者が安全にトレッキング利用できる体制が必要であると考えています。安全に利用させるためには、適切な時期・タイミングに適切なレクチャーを利用者が受けられる。さらには、危険な状況が予測できる時は利用を止めさせる強制的な方法が必要だと思います。

懇談会開催当初は自然公園法による利用調整についても、意見として出してよいかと話をさせていただいたが、却下されました。その後の懇談会では懇談の場で何かを要請する

場でもなく合意する場でもなく、公園計画等の改定の際の参考にするため、様々な意見を出してよいということが確認されておりますので、ここで改めて、地元自治体としては、自然公園法による利用調整についても、ぜひ前向きに検討していただきたいという意見を懇談会での意見として出させていただきます。

- ② 2014年9月、波にさらわれ女性が死亡しています。2018年8月にも1名の男性が亡くなりました。同行していた方も波にさらわれましたが、岩にしがみつくとができ、奇跡的に助かりました。もしかすると3名の死者を出していたかもしれません。さらには海上保安や警察の出動、救難会や漁業者等の方々にボランティアな協力もお願いすることになります。(波とは別ですが、2017年6月には知床岳の登山中に低体温症で男性が死亡しています。)

ルサフィールドハウスでは悪天候であることから、先端部利用の延期を助言しましたが、それを無視したことで事故が発生してしまいました。死亡する確率が高い状況であっても、利用者を強制的に止めることができず、結果、最悪の予想どおり、波にさらわれてしまう事態となったのです。

- ③ 過去も死亡に至らずともケガを負う事例が沢山あったと漁業者からの情報もあります。大事になる前に昆布漁師等が船で移送したそうです。また、波が高い時は何軒立ち並ぶ昆布番屋に居住する漁業者に止められることで、移動を断念させることができました。地域住民に助けられていたのですが、残念ながら今は、昆布番屋はほぼありません。

国の行政機関には届いていないのかもしれませんが、住民や漁業者ですら、なぜそのような状況でも行かせるのか、強制的に止めなかったのかとの声が聞こえています。

- ④ 国立公園でありながら積極的に利用を推進する場所ではないという話もありますが、推進はしなくとも先端部を目指すトレッカーへの情報提供のために、ルサフィールドハウスも建設されました。『知床半島先端部地区利用の心得』や『知床岬地区の利用規制指導に関する申し合わせ』で利用があることも認知している場所です。命の危険がある場合の利用規制などは、普通に国立公園のサービスとしてあってしかるべき制度だと思います。また、利用調整が無理だとのことですが、そもそもなぜできないのかの説明は皆さん受けておりません。

- ⑤ エコツーリズム推進法で取り組んではどうかとも言われましたが、地元としてはエコツーリズム推進法に則ったエコツーリズムを推進する地域として考えてはいません。エコツーリズム推進法では、『市町村は全体構想に基づき保護を図るべき特定自然観光資源を指定でき、汚損、損傷等の禁止や利用者数の制限等が可能となる』とのことですが、何を保護するのでしょうか。無理やり全体構想に取り組むとしても、荒天時の利用を制

止する理由ができるでしょうか。国の保護制度の網がかからない地域、国立公園の外などであれば、環境省を含めず地元自治体と関係者で利用の仕方について検討します。方法が無ければ、それこそ無理やりでもエコツーリズム推進法なども含めて考えます。ですが、知床国立公園という万人の利用を許された中で起きている事故を知っていながら、法を所管する当事者が何も考えない若しくは手をださない。ルールや自己責任で済ませようというのはいかがなものでしょうか。

- ⑥ 現在は昆布番屋が減少するなど地域の状況も変わり、ルールで対応できる時代は終わったのだと思います。これからは国民が国立公園の利用の際に、しっかりと学び、少しでも安全に能力の度合いに応じた利用ができる、そのような制度が必要なのだと思います。

以上

(事務局 田澤)

ありがとうございます。大きくはおそらく強制力が必要だということで、知床岳や岬トレッキングなどを含む先端部地区の利用調整地区制度導入に前向きに取り組んでもらいたい。その背景には、実際に事故も起こっているということと、それ以外の潜在的な危険も必ずあるということ。また、国立公園として実際に事故が起こっているのに、利用という側面でもっと考えられないのか、といった意見であった。このことについて何か意見はあるか。

(知床羅臼観光船協議会 長谷川)

羅臼町はいいことを言った。実際には人命第一だ。実際これまでも先端部地区では多くの事故があったが、これまでは漁業者をはじめとする地域住民が守ってきたという面がある。昨年トレッカーの死亡事故が起こった場所も、以前には近くに昆布番屋があり人がいて、危険な利用者を止めていた場所だ。そのような番屋や漁業者が先端部地区からはほとんどいなくなっている。今実際に死亡事故が起こっていて、これからも人命が損なわれる事故も起こりうるというときに、本来は国がきちんと管理すべきではないだろうか。

今後は出国税の収入などもあると聞いているし、お金をきちんと使って人員を増やすなり、省庁がお金を出さなければ、自治体など全くお金がない。斜里町はお金があるかもしれないが、羅臼町はない。羅臼の漁業協同組合も水揚げが減って非常に厳しい。そんな中、皆が一番言いたいのは、省庁も厳しいかもしれないが、きちんと国がお金を出して管理してほしいということではないのか。斜里町はどうなのか。

(斜里町役場環境課 増田)

斜里町も羅臼町の意見に同意している。また斜里町の意見もあるので、後ほど発言したい。

(知床羅臼観光船協議会 長谷川)

やはり人命が最優先で、自治体や我々のような小さな組織にはお金など出しようもないし、人員も配置できない。ここはやはり、国立公園を管理している環境省と、山も管理する林野庁とで、きちっと強制権を持って采配を振ってもらえれば、自治体も漁業者も困らないのだと思う。そしてこういうことを議論ばかりでなく、本当にやるんだぞ、という意思表示もこれからは必要だ。

今後は、言葉も通じない海外からの旅行者も多く入ってくる。そういう中、例えば相泊の入口に多言語の注意看板なども必要になってくるかもしれない。そのような案件が増えてくれば、自治体単位での対応にはもう限界が来ている。これまで、地元の漁業者など地域に助けられて何とかやってきたと思う。

(事務局 田澤)

他に意見はあるか。

(知床財団 山中)

羅臼町の意見には全く同感である。これまでの利用適正化基本計画、さらにその前の内外基本構想の議論などを通して、ずっと議論されていたのが先端部地区の利用のあり方である。当時は先端部地区には立ち入らせないでくれという指導があって、羅臼ビジターセンターでも知床自然センターでも立ち入りはご遠慮くださいと指導していた。それでも行きたい人は立ち入ってしまい、いろんなトラブルがあり事故も起きていた。その後、利用適正化基本計画やその後の先端部地区利用の心得の中で、ようやく先端部地区に立ち入っても良いということになったが、非常に曖昧な状況のまま現在も放置されている。そしてまたさらに事故が起きている。今回は海の事故だったが、今後ヒグマに関する事故もいつあってもおかしくない。

また、自己責任というのは法律の専門家によれば、十分に説明責任を果たしたうえでの自己責任でなければ、訴えられた場合に耐えられない。何の詳細な説明もなく、例え利用の心得があるとはいっても、そんなものがあることすら知らずに行く人、知っていても読まずに行く人もたくさんいる。そのような曖昧な中で、十分に情報が与えられずヒグマなどの危険性があることも知らずに立ち入る人がいれば、事故が起こることが分かっているのに、それを十分に説明する仕組みを作らない。このような状況では、事故が本当に起こった時に、行政の不作为だと言われても仕方がない。断言してもいいが、ヒグマの事故は今後間違いなく起こる。その時に、行政の不作为である、あるいは地域は何をしていたの

かと言われることがないように、仕組みを作らなければならない。

そのような状況に対応できる仕組みとしては、羅臼町の意見にあるように、利用調整地区制度がある。この制度ができた時に環境省も鳴り物入りでぜひやろうとのことだった。地域としても、このような制度ができたのならば、これまで苦勞してきたことが解消できる、ぜひやりましょうということで、ずっと議論してきた。北米の国立公園などではバックカントリーの利用の中では、法的な担保をもって利用をコントロールしながら、同時に素晴らしい自然を納税者に対して提供するような仕組みとしても機能するような制度が必ずある。それが可能な制度がすでにできているのに、知床の先端部地区では使えない、使わないというのはどういうことなのか。全く分からない。分かるように一度も説明されていない。そのような中で事故が起こったらどうするのか、あるいは、このような曖昧な状態の中で利用が過剰に進んで自然環境破壊が起きてきたら、どうするのか。

現在の先端部の議論の中で、無秩序な利用をしたいと言っている人は一人もいない。安全で知床らしい利用をしてもらうためには、何らかのしくみが必要であるということを皆さん言っている。それを地域に丸投げ同然のエコツーリズム推進法や地域資源資産法でやれという話であったが、そんなことをやる余力は地域にはありません。地域がこれまで何もやっていないのであれば地元はもっとやってくれと言う話しはまだわかるが、斜里町も羅臼町も他の国立公園の自治体に比べ莫大なお金とエネルギーと人員を使ってずっと努力してきている。これだけ現状でもやっているのに、国立の公園で、国はこれ以上何もやらないというのはおかしい。国として進められないのだとしたら、なぜなのか分かるように説明してほしい。

(事務局 田澤)

このことについて他に意見はあるか。

(斜里町役場環境課 増田)

斜里町からの意見も、述べさせていただく。

○第三回知床国立公園利用のあり方に関する懇談会での斜里町意見 (添付資料 2)

斜里町からの意見を以下の通り意見として提出します。

・地域は利用と保全のバランスをとることは必要と考えている。野放図な利用を望んでいるわけではなく、利用のためには何らかのルールや利用者数調整の制度は必要と考えている。

・利用者も、より特別な体験をするためにはルールの遵守や数的な制限、手続きの手間やコスト負担は当然と考える人が多数を占めるようになり、利用によって自然を壊すことがない仕組みの中で、知床ならではの体験をしたいと考えている。またそのルールや仕組みは、

より公的なものを望んでいる。

かつては規制と捉えられていた利用のためのルールや制度は、より高質なサービスを受けるために必要なものと考えられるように変化しており、これらを整えることは、国立公園を存分に楽しむための利用者向けサービスの提供であり、付加価値付けとして考えるべきである。

・日本政府は、観光立国を目指し、国立公園をその魅力の一つとして発信しているが、現状では着地後の受入環境の整備は海外の国立公園と比較して遅れている。国と地方の役割分担を考えるならば、受け入れの根幹となる国立公園利用のルールやしくみの設計・適用は国が本来行うべきものであり、地元自治体は現場運用や利害の調整等を担うものとする。

・利用調整地区制度は、国立公園制度を定義する自然公園法を担保とした唯一の利用調整のための制度であり、知床ではすでに知床五湖地区で導入実績があり、地域にとってなじみのあるものである。この制度をベースに利用調整を検討することはこの地域においては自然な流れであり、所管する環境省が検討の項目に挙げることで、消極的である理由が地域には理解できない。

・今後は国立公園内だけではなく、国立公園に至るまでの交通手段も含めた包括的な国立公園サービスの提供が求められると考えられる。着地まで、そして着地後の移動手段整備、サービス提供等も含めた国立公園のあり方を検討する必要がある。

以上

(事務局 田澤)

他に意見がなければ、ここで環境省からの発言をお願いします。

(環境省ウトロ自然保護官事務所 山本)

利用調整地区への期待の声も多々いただき、ありがとうございます。総合的に話を聞くと、国立公園の中の制度として自然公園法の中で利用調整地区という制度があるのに、なぜ先端部地区については使えないのかの説明がないとのことだが、第1回目の懇談会から環境省としては説明をしている。利用調整地区というのはそもそも国立公園として利用をしている場所、利用計画として利用がある場所で、広く多くの国民が利用する場所として開放している場所について、多くの利用があり資源が荒廃している等その利用が課題になっている場所で、設定するという制度である。よって制度の目的として、現在の知床国立公園の計画の中で、先端部地区は環境省としては広く一般に利用を推進し開放している場所ではないので、それをもって利用調整地区という制度を使うことは、趣旨として違う

ということである。

またお金の問題もあげられていたので、参考として地域で予算を考える際に、地域自然資産法というものを参考としてはいかがかと出させていただいた。

環境省としては、今申し上げた通りであるが、現状の利用として、国有林を管轄する林野庁がどのように考えているかを発言いただきたい。

(知床森林生態系保全センター 稲川)

求められているのが国立公園の利用のあり方ということであり、私たちのような土地の所有者が、どのように返答すればいいのか難しいところである。ただ、ざっくばらんに言わせていただければ、過去に海岸トレッキングの2名の死亡事故があったということを考えれば、行政としては、当然今後一切立ち入りさせないということが、事故を防ぐためには一番ベターであるということになる。しかし、それでも利用させたいということでは何かするのであれば、一つのオプションとして知床五湖でやっているように、クマの出没が多い時期についてはガイドをつけて利用をするというように、ガイドをつけて立ち入らせるというやり方も一つあるかと思う。

この会議に参加して端的に思うのは、このような重大な事故が発生するようなところを、なぜそこまで利用させるのか、ということを感じてしまった。そういったことも含めて、もし利用させるのであれば、オプションを考えながら方法を考えていかなければならないだろう。

(知床羅臼観光船協議会 長谷川)

岬は入るところではない、前例がないというが、前例は作らなければいつまでもない。我々が子供のころから、トレッカーやワンダーフォーゲル部などの縦走だけでなく、ごく普通のライダーが簡単な装備で大勢岬に歩いて来ていた。そのような利用が過去にもあって、この先にもあることがわかっているのに、何の対策もないというのはいかがなものか。

また、皆さん岬の先端に行ったことがあるのかわからないけれど、以前はアブラコ湾にはたくさんの注意喚起の看板があった。それがいつの間にか、朽ちてなくなってしまった。またアブラコ湾の堤防も、今まだコンクリートが残っているうちに、きちんと補修して復旧すべきだ。それは無秩序に人を入れるためではなく、きちんと管理していくために、残すべきである。また、海岸トレッキングの道中にも、注意看板を置くべきである。岬までの道のりには、小さな湾の連続である。この湾をかわすごとに看板があれば、注意喚起になる。

(事務局 田澤)

確かに先端部地区の利用が認められていなかった時期にもたくさんの人が入っていた。

一つ言えることは、解放されていない、また非常に危険な場所であるにもかかわらず、多くの人が立ち入っていたということは、それだけの魅力がそこにあるということは確実に言えるだろう。

(知床財団 山中)

先ほどの山本首席保護官の説明はよく理解できなかった。もし具体的な資料があれば、教えてほしいのだが、利用計画が落ちていない地域には利用調整地区が設定できないということがどこかに書いてあるのか。

また、以前の環境省東北北海道地区自然保護事務所の星野所長が、知床先端部地区は全域を利用調整地区にしたいと会議の場で皆さんに公言されて、議論をはじめた経緯がある。そしてそのための検討もかなり具体的に行った。1日あたり何人の入り込みが適正か、そのアクセスとしてどのように船を使うのか、料金はどのくらい必要なのかなど、細かいシミュレーションも行い、両町と環境省で検討を進めていた。けれど、先ほどの説明からするとその時行っていた検討は、すべて全部間違っていたということなのか。そもそも設定してはいけない地域での利用調整地区の導入について、環境省も含めて検討を進めていたということなのか。もしそれが間違っていたというなら、どう間違っているのか資料をきちんと示してほしい。

(環境省ウトロ自然保護官事務所 山本)

星野所長の当時、先端部地区に利用調整地区制度を導入するために議論し、調整を進めていたということは私も認識している。ただ色々なところと調整する中で、この法律の適用するところが、知床五湖という利用の計画があるところでやるということに着地した、と認識している。星野所長、またその後の則久次長になってもいろいろと調整を行い、最終的には一般利用しているところに限って利用調整地区を落としこむということで知床五湖での導入となった、という認識であるが、せっかくの懇談会ですのでもし違うなら教えて下さい。

(知床財団 山中)

それは正確な説明ではないと思う。我が国の国立公園制度では、利用のコントロールがほぼできない。一つあるとすれば、車馬の乗り入れが禁止であることのみである。利用者の人数や手法のコントロールが全くできない、国際的にみれば稚拙な国立公園制度の中で、環境省は悲願であった利用のコントロールをするための法律を作った。それが、鳴り物入りで導入された利用調整地区制度である。

そしてまずは大台ヶ原で設定された。環境省は当時、どんどんと各国立公園に利用調整地区を設定したかった。しかし、大台ヶ原以外なかなかどこにもできない、何とかしたい。せめて世界遺産の登録が目前に迫ってきている知床では何とかしたい。特に先端部地

区は重要な場所なので導入したいと調整していたのに、すったもんだともめて、どうにもならなかった。でもどこか、せっかく鳴り物入りで作った利用調整地区制度なのに、全国で1か所しか設定できていないなんて格好悪いし、しょうがないから、知床五湖は導入すべき必要もあるし、できるだろうということで、先端部地区は次のステップとして、まず全国2か所目は五湖に特化したものにして導入したということである。すったもんだの内容は、私からではなく、環境省の口から皆さんに分かるように説明してください。

(事務局 田澤)

私の記憶の中でも一緒に検討したことは覚えている。出来ないといったことではなく、知床五湖から先にするとといった判断だったように思う。そのあたりはどうか。

(環境省ウトロ自然保護官事務所 山本)

すったもんだがあつて落としたことは分かっている。現在日本の国立公園は34か所ある中で、この状態だ(注:2ヶ所しか設定できていない)ということがこの制度の現状の運用の状況である。皆の意見を聞き、利用の制限やルールを作った上で利用させるのはありといったことはこちらも分かっている。最終的には法的な利用制度を作らないと、地元の運用に限界があると思う。

最初に守から説明があつたと思うが、制度の話になると関係行政機関で見直しの方針検討を行って、決めていかなければならない。ご意見は今のうちにもらえるとありがたい。

(知床羅臼観光船協議会 長谷川)

そちらで采配がふれないのであれば、両町で政治家に陳情すればいい。直談判が必要だ。守さんに聞きたいのだが、この議論はちゃんと上に報告されているのか。

(環境省 守)

釧路自然環境事務所とは毎回共有している。

(環境省ウトロ自然保護官事務所 山本)

懇談会なので、ざっくばらんな話をする、先日新聞報道で日本の国立公園がなぜこんなにも進まないのか、といった記事があつたことはご存知だと思う。そこの指摘がかなりの確であった。利用調整地区の要望より、もっと根本的な部分の要望をしてほしい。

個人的な話になるが、日本の国立公園は各省庁と所管地がある。環境省としての要望は国立公園を管理する人数は少ないが、国有林は多くあるので是非林野庁と環境省を統合させて管理したい。権限が一本化されていないところが国立公園の弱いところだ。

(知床財団 山中)

そういう問題ではない。

(環境省ウトロ自然保護官事務所 山本)

そういう問題である。要望するなら環境省と林野庁の一本化再編を要望してほしい。

(知床羅臼観光船協議会 長谷川)

一本化するわけない。仕事が無くなるのだから。

(知床財団 山中)

我々からすれば国の機関同士できちんと話し、調整するべきである。

(環境省ウトロ自然保護官事務所 山本)

国同士だとダメになる。

(知床財団 山中)

省庁間で調整出来ないのであれば、長谷川氏の言うとおりの両町からそれぞれの国会議員に現状を伝え、政治力を使ってくださいというしかなくなる。

(環境省ウトロ自然保護官事務所 山本)

そうではなく、小さい話に収まらないようにしてほしい。

(知床羅臼観光船協議会 長谷川)

結局お手上げってことなのか。

(環境省ウトロ自然保護官事務所 山本)

利用調整地区はそういった経緯があるので厳しい。なので、他の手段もあるということを今回参考に出している。

(斜里町役場環境課 増田)

利用調整地区は一つの検討材料としてあげてほしいといったことがベースである。資料に慶良間の件が出ているが、エコツーリズム推進法は立入制限が可能な制度を設けたものの実現しないままに年数が経っているのはなぜか。地元が困っているから制度を設けたはずなのではないか。慶良間は国立公園なので、環境省の管轄である。利用調整は地域にとっては小さくなく、大きな話である。それは今後斜里町羅臼町にも関係してくるので、是非教えてもらいたい。

(環境省ウトロ自然保護官事務所 山本)

環境省でまとめた資料5「①エコツーリズム推進法に基づく特定自然観光資源の指定」に書かれている3番目の部分を見てほしい。最終的に「慶良間地域は全体構想において特定自然観光資源に対する立ち入り制限を設けているが、地元両村長が立ち入り承認基準を策定していないため実際の制限までは至っていない。」ことが理由である。

そこを打開して動こうとしているのが弟子屈町であり、エコツーリズム全体構想を通して調整している。

(斜里町役場環境課 増田)

弟子屈町ではエコツーリズム推進法に基づいて何らかを特定自然観光資源に指定し、立ち入り制限することを検討しているのか。

(環境省ウトロ自然保護管事務所 山本)

そうである。エコツーリズム全体構想だけを先に進めていたから慶良間は止まってしまった。同時並行で地域町村の立ち入り承認基準の条例策定を行っているのが弟子屈町である。

(斜里町役場環境課 増田)

環境省としては、どういう役割になってくるのか。

(環境省ウトロ自然保護官事務所 山本)

エコツーリズム全体構想は環境大臣が認定するが、それだけでなく国土交通省や文部科学省、農林水産省、林野庁なども認定する。

(斜里町役場環境課 増田)

認定して国の役割は終わり、ということか。

(環境省ウトロ自然保護官事務所 山本)

認定した上で観光客向けに普及啓発を手伝う。エコツーリズム全体構想を策定している地域の観光を国としてホームページなどで一緒にPRする。

(事務局 田澤)

利用調整地区についてはかなり盛り上がったが、資料5①～③に関して何かあれば、発言していただきたい。

(環境省ウトロ自然保護官事務所 山本)

個人的意見として、環境省側は先ほどの林野庁と合体をしたいと伝えたが、林野庁はどう

思うか。

(林野庁知床森林生態系保全センター 稲川)

どう答えていいのか難しいが、私も山本さんの取り上げていた新聞記事は拝見した。私見としては土地の所有者と国立公園の当事者が同じであれば、一番良いが現実的ではない。ならない中でどうするのかだと思う。今までの懇談会を聞いて思ったことは、利用のあり方と保全のあり方をきっちりしなければならない。

我々行政側は、持っている法律や規制の中で今言えることを返答している。利用する側はもっと色々なことを求めたい、これが接点だと思う。そういった中でこの場で収まりきらない部分は、ここで決めるのではなく次のワンステップした場所で決める必要がある。

くどいようであるが、国側に求められれば保全が優先される。今聞いていると利用したい内容が多いように思うが、それについてすべてを受け入れるわけでない。環境省も林野庁もそうだが、要望を受けて保全のあり方を含めて回答していかなければならない。そういった部分も含め理解してもらえればありがたい。出された意見を拒否する、法律をもってただ出来ないとするのではなく、与えられた意見の中でどうしていくのかを検討していかなければならないと思っている。

(知床財団 山中)

稲川氏の苦しい立場はよく分かるが、その上で言わせてもらおう。地主だ、土地所有者だと言うが、土地所有者は国民だと思う。管理をお願いしているだけである。長年国民が地域社会で困っている。事故防止が急がれる中、現在事故は発生しているし、これからも起こる。特にインバウンドで来る欧米系の人たちは、必ず先端部に来る。そしてどんどん人は増えていき、事故はますます増える。何かしら動かなければいけないのではないか。

目の前にすぐ使えるツールがあるのに使えない。使えない理由が国の機関同士が調整できないことでは、世間に対して顔向けできないのではないか。それは省庁が合体するなどの大それた話ではなく、同じ国の機関が互いに調整すれば良いだけであり、地元では長年の課題なわけである。小さいと言われるかもしれないが、地元にとっては重要な課題であり、先端部利用に限らない公園全体の様々な課題解決のためにも、重要なツールである。その点は岩尾別のヒグマの問題だけでなく、各所でこのツールが使えないか議論されている。国同士の調整が進まないからだけの理由では全く恥ずかしい。国内的にも恥ずかしいし、ましてや海外に向けて言えるのか。言えるはずもない。何とかするべきだ。

(環境省ウトロ自然保護官事務所 山本)

一応、地域性国立公園の運用の課題である。

(知床財団 山中)

林野庁として引っかかる場所は森林生態系保護地域であるが、私から言わせれば違うと思う。皆さん知っていると思うが、知床をはじめ白神の青秋林道問題など1970年代末から80年代に全国各地で問題になっていた森林伐採問題の落とし所としてこれができるわけである。自然環境の保全が必要なところは木を切らないという林野庁の自己規制の理由付けのために作ったものであって、利用も含めてダメというのは拡大解釈である。白神山地では今も問題になっている。昔から利用されてきた山菜取りの人やマタギの人たちが突然利用できないということになったことに対してである。

利用まで制限するものではなく、人為介入をしないということである。これが意味するところは、森林開発・森林伐採をしないといったことであつたのに、いつの間にか利用もできないとなっている。これは法律ではなく、林野庁内の通達文書に過ぎないはずである。これがあるために、こんな恥ずかしいことになっており、より良い利用をしようと思えばすぐに使えるツールがあるのに使わない。どういうことなのか。

今までずっと説明がされていなかったが、地域連絡会議や科学委員会の場でも公に議論する必要がある。いつまでも水面下でやってもしょうがない。省庁間で調整すればいいだけの話である。

(事務局 田澤)

最後の森林生態系保護地域に関してはどうか。

(林野庁知床森林生態系保全センター 稲川)

山中さんから言われた思い、受け取っておく。林野庁としては既存のある保護林制度の中で進めていくということが今言えることである。

(事務局 田澤)

ありがとうございます。懇談会は地域の意見をまとめる場である。斜里町と羅臼町、他の方々も含め、法的なコントロールについては利用調整地区の適用で一致するというのでよいか。

(知床羅臼観光船協議会 長谷川)

皆、総意だ。

(事務局 田澤)

ありがとうございます。他の方はどうか。反対がいなければ、この場の地域の要望は国立公園の利用調整地区制度を設けることに合意でよいか。

(環境省ウトロ自然保護官事務所 山本)

ここでの合意は、「利用を制限する法的担保が欲しい。」ということではないのか。ピンポイントに利用調整地区で合意とは違うのではないか。「ルールや法的手段を用いた何かが必要であるということが地元としてある、」ということではないのか。

(知床羅臼観光船協議会 長谷川)

両町としてはお金を出してほしいと言っている。

(環境省ウトロ自然保護官事務所 山本)

お金については、環境省も林野庁も多く出資しているはずである。参考資料3の地域自然資産法もあるので、それらも含めて考えてもらうことでどうか。

(事務局 田澤)

どうでしょうか。何らかの法的担保が必要といった結論でよいか。

(知床財団 山中)

そうではない。少なくとも斜里町、羅臼町は行政としては、エコツアー推進法など他の制度も含め検討した結果、利用調整地区制度以外は国の公園であるにもかかわらず地方に丸投げの制度であり、知床ではあり得ないと却下した。

今回、立入制限制度を比較するために提示された資料には、利用調整地区制度の説明資料だけがなぜか丁寧に抜けている。現状について他の参加者も含めて検討した結果、単なるお願いベースでない法的担保が必要だという部分は、皆さん合意している。各種制度の中のどれが最も知床にふさわしいのか、議論を詰めていったらいい。町に関しては結論が出ているので、あとは観光関係者やその他関係者の意見をまとめ、地域の意見としてまとめてもらえればいいと思う。

(事務局 田澤)

両町の話聞き、私もそう思った。その他団体の方々はどう思われるか。

(環境省ウトロ自然保護官事務所 山本)

いろいろな法律や制度がある中で、行政でない人たちが適切な判断をすることは難しいと思う。そこは行政として足並みそろえて、来年の方向性を決める。行政関係者で集まって一歩進めた利用制限を用いた利用の方法があるのかを検討していくことなのではないかと思う。

(事務局 田澤)

皆さんがよければ、地域の総意で決着となるがよいか。

(羅臼山岳会 佐々木)

一番問題になっているのは登山者の安全である。救助活動を含めた上で安全管理をしなければならない。山岳遭難防止対策協議会(以下、遭対協とする。)のおおもとは北海道である。色々な訓練や救助活動などを行っている中で、我々は相泊から知床岬までの海岸線を山岳エリアであると考えている。遭難事故や安全管理に関わることは、警察と共に救助活動を行っている。

山本さんの発言で「利用計画の無いところ、先端部の利用はあり得ない」と言っていたが、そんなことはどうでもいい。とにかく人が死んでほしくない。我々は地元知床半島を遊び場として、更に他の方にも利用してもらいたいと思い、整備や安全も見ている。このような状況が続くのであれば、今後も人は死に続けるでしょう。

人の安全に関わることである。また、組織そのものに安全という概念が今までなかった。安全という概念はそれぞれの自己責任といった形で行っていた。安全は山岳会や警察などの遭対協に丸投げになっている。前の会議でも伺ったと思うが、林野庁の地主権限としてトレッキングをするには危険な自然環境の場合、利用者を止めるような措置を取ることには出来ないのか。地元警察は危険な利用者が相泊にいた場合、何度も止めに入っていた。

利用調整地区でまとめようとしているが、それで済む問題ではないと私は思う。人の安全や命をもっと真剣に考えてもらえれば、何らかのいい方法があるはずである。利用計画が無いから規制出来ないということではなく、強制的に止める措置はないのかを地主の林野庁に伺いたい。

(林野庁知床森林生態系保全センター 稲川)

佐々木さんの意見に関しては前々回に意見を伺い、返答したかと思う。まず扱いとして海岸トレッキングの場所は林野庁が地主ではなく、民有地がほとんどである。数か所高捲きする場所があるかと思うが、そこも林野庁の土地ではない。半島全体の利用のあり方を考え、国として求められるのであれば危険箇所がある場合、今後一切の全面通行止めになる。

だが、ここ知床では利用していくという方向性があるので、それを踏まえれば先ほど述べたガイド付きの利用を完全化させるなどの方法を取るべきなのではないか。少なくとも死亡事故は避けられるはずである。そのルール化はここですか、別な組織を立ち上げて対応するのか、まさしく知床五湖がやってきたようにするべきなのではないかと思う。

先ほど環境省から発言した懇談会の最終的なまとめについて、今回の意見を踏まえてどう対応出来るのかだが、環境省も林野庁も持っている法律の中で対応せざるを得ない現状である。持ち帰っても皆が期待できる答えは返答出来ないかもしれない。林野庁としては、あくまでも既存の規定に基づき回答をせざるを得ないという認識である。

(事務局 田澤)

ありがとうございます。佐々木さん、よろしいか。先ほどの話に戻るがいくつかの法的担

保があり、それをもって利用のあり方を検討してほしい。ただし、羅臼町と斜里町の行政は
その中でも利用調整地区の設定を目指したいというところである。これに対して地域の皆
さんの結論ということによろしいか。では法的担保の部分はこの結論でまとめさせてもら
う。他に議事に関する事で何か意見はあるか、なければ最後のその他について環境省から
願う。

(環境省羅臼自然保護官事務所 守)

今後の予定については資料1の平成31年度以降の予定を見てほしい。様々な意見をもら
い、まずは安全化の確保を最優先として考えていかなければならない。先ほどの竹田さんの
意見があった際に申し上げたが、中に入れていくのかまたは外に出して議論するのは来
年度以降見直しする際に検討したい。先端部地区に関しては、地主は林野庁と言っていたが、
長谷川さんの土地や北海道の土地、それ以外の私有地もある。陸で制限しても海からの利用
もあるので、関係行政機関で集まって検討するしかないと思っている。行政機関で見直した
案については今後意見を伺う場を設けるので、是非意見をお願いしたい。

(事務局 田澤)

今後の進め方について何か意見はあるか。

(知床財団 坂部)

今後各種ルールの見直しは公園管理計画も含まれる。常に先端部地区は公園管理計画上
利用を想定していない地域なので検討出来ない、という回答をいただく。しかし先端部地区
には現実に利用があり、尚且つ利用の心得やルサフィールドハウスでレクチャーをしてい
る。そして利用者の事故が発生して死者が出ている。地元にとってはストレスになっている。
この矛盾がとても大きいことを、懇談会を通して強く実感している。

例を出すとエコツアー推進法で決定し環境省が規制緩和してくれても、利用を想定してい
ないから看板が設置出来ない。となると地元は永遠にこのやり取りをしなければならなくな
る。ルサフィールドハウスを運営している現場としては、そこの矛盾が辛い。そして事故
が起き、目の前の人が死ぬかもしれないといったこちらのストレスをご理解いただきたい。

公園管理計画改定の前に考えていただきたい。

(事務局 田澤)

ありがとうございます。他に意見はあるか。

(知床財団 山中)

事故対策を含めた議論だったが、話がまとまらないうちに今シーズンがスタートする。昨
年のような事故は必ず起こりうる。先ほども発言したが外国人の方が増えればもっと可能

性は高まる。

昨年の事故では対応が混乱したと思う。今後、事故対策議論をもっと詰めていくにしろ、事故はいつでも起こりうる。もし起きたときに当面どのように対応していくのかを少なくとも検討しておかねばならない。報道関係への対応についても昨年は非常に混乱したと思う。関係行政機関とルサフィールドハウスを運営している知床財団で、事故が起きた際の対策をシーズン前の3月から4月の間で検討しなければならない。

(事務局 田澤)

ありがとうございます。先ほどの山中さん、坂部さん、佐々木さんの発言も含め、地域の方々にとっては、利用調整地区も加えた上で一刻も早く何らかの具体策が欲しい。これが統一された意見である。また山中氏のいうとおり、当面の安全対策も必要である。懇談会は今回で終了となるが、引き続き関係者の方々へご協力をお願いしたい。

(環境省羅臼自然保護官事務所 守)

最後に申し上げたい。今回の事故に関して環境省が全く痛みを感じていないことはない。ルサフィールドハウス管理者は環境省であり、羅臼自然保護官事務所としても早急に対応しなければならないと思っている。警察、海上保安庁、町長と安全対策についての話もしていることについてはご理解いただきたい。

ただし、我々の権限だけで利用者を止められるかということそうではないことも承知していただきたい。何も考えていない、何も対応しない、といったことではないこともご理解いただきたい。

(事務局 田澤)

ありがとうございます。ではこれで2年間にわたる6回の懇談会を終了する。2年間お疲れさまでした。

【 閉会 】

知床国立公園利用のあり方に関する懇談会 これまでの経過と今後の予定

平成 31 年 2 月 19 日
釧路自然環境事務所

1. 懇談会主旨

先端部地区の適正な利用について定めた「先端部地区利用の心得」については、利用状況の変化等を踏まえ、平成 29 年 3 月に改訂を行ったところであるが、その議論の過程において、既存のルールや利用のあり方に関する議論等を求める様々な意見が出された。また、平成 28 年度第 2 回適正利用・エコツーリズム検討会議では、今後 5 年間を目的に、地域の意見や利用状況・ニーズ等を踏まえた利用のあり方について、既存ルールの見直しを含めた検討を進めていくこととなった。

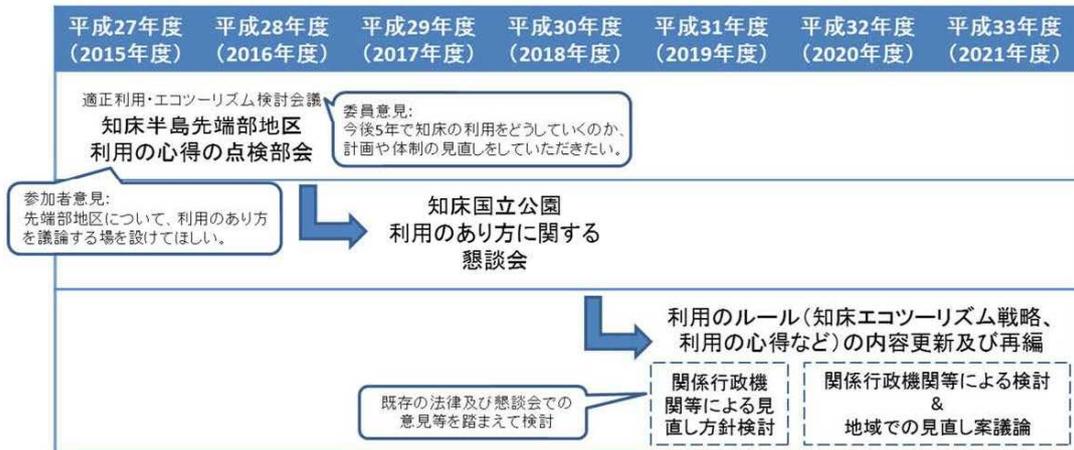
このような状況から、平成 29 年度より、知床国立公園の利用のあり方について地域関係者間で意見交換・議論を行うための懇談会を開催することとした。

懇談会では、地域の皆様の意見を集約し、今後の既存ルールの見直しの参考とする。

2. 平成 31 年度以降の予定

平成 31 年度以降は、平成 29～30 年度の懇談会で聴取した地元意見を踏まえ、平成 33 年度までを目指して、利用のルール（知床世界自然遺産管理計画、知床エコツーリズム戦略、利用の心得など）の内容更新及び再編を検討する。

平成 31 年度はまず、関係行政機関等で見直し方針検討を行う予定。



3. これまでの開催結果

○第1回：平成29年 9月 19日（火）18:00-19:30 羅臼町商工会館

【現行の法律・ルールの確認と次回以降の議論の進め方について】

行政機関から現行の法律やルールについて説明し、知床半島先端部地区利用の心得点検部会の意見の振り返りを行った後、議論を行った。

初めに「無制限の利用ではなく何らかのルールが必要である。」ということを通認識として確認した。また、はじめから知床半島全体の話をするのは難しいため、まずは利用のあり方検討の中心となる先端部地区の利用について議論を進めていくこととなった。その他に適正利用検討会議での提案はハードルが高すぎる、利用形態が違う両町では別々で話し合う場を設けるべきという意見があった一方、計画や全体に関しては一緒に議論することが必要との意見も出た。

以上を踏まえ、第2回懇談会では知床財団がまとめ役となり、両町それぞれで検討した今後の知床半島先端部の保全と利用案を持ち寄って議論することとなった。

○第2回：平成29年 12月 18日（月）14:00-16:00 斜里町産業会館

【羅臼側による先端部利用案の発表と次回以降の議論の進め方について】

第1回懇談会の振り返りを行った後、両町で検討した利用案を発表し、議論を行った。

羅臼側は関係機関に聞き取りを行ったうえで、先端部の海岸線利用に絞って、トレッカーの片道動力船利用のシステムを提案した。一方、斜里側は関係機関への聞き取りで具体的な案が出なかったため、知床財団案として相泊-モイレウシ間のシャトル船を利用した入域規制のシステムを提案した。

議論では、先端部への動力船利用をトレッカーが望んでいるかアンケートすべきという意見や、先端部の具体的なシステムだけでなくもっと知床半島全体の利用のあり方の大枠を話し合うべきであるという意見があった。

今回、斜里側は関係機関での意見の取りまとめが不十分であったため、次回の懇談会までに斜里側での意見をまとめることとなった。第3回懇談会では、再度両町の提案を合わせて、大枠の利用のあり方を考えながら議論することとなった。

○第3回：平成30年 3月 1日（木）15:30-17:30 羅臼町商工会館

【斜里側による知床半島利用ゾーニング案の発表】

第1回、第2回懇談会の振り返りを行った後、斜里側で検討した知床国立公園全体を利用形態に応じてゾーニングする案について発表し、羅臼側の意見出しを行った。

悪天候で、知床財団と環境省以外の斜里側からの出席者は欠席であったため、議論は次回に持ち越しとなったが、ゾーニング案は羅臼側で精査し、見直す必要があるという意見があがった。そのほか、先端部の利用については漁業者の合意がとれているかが大事であるという意見や、斜里側と羅臼側を分けて議論すべきという意見も変わらずあった。

次回は再度斜里側のゾーニング案をもとに検討を続けることとなった。

○第4回：平成30年 10月 9日（火）16:30-18:00 羅臼町商工会館

【先端部地区全体、ルサ・相泊エリアに関する議論】

第1回～第3回懇談会の振り返りを行った後、第3回で議論した斜里側のゾーニング案と羅臼側の意見について紹介し、①先端部地区地域、②ルサ・相泊間の道路沿線、及び、観音岩以南の先端部地区、についての議論を行った。

①・②とも、おおむね案どおりで意見がまとまった一方、共通の課題として、適切な利用ルールに基づいて受入想定人数を決めることや、事故の防止やレスキューシステムを含むルール作りが重要な検討課題であるという意見があった。また、ルールで100%事故を防げるわけではないが、悪天候時の道路閉鎖など強制力をもった対応も必要であるという意見もあった。

次回は、③先端部地区ルシャから今回と同様に検討を続けることとなった。

○第5回：平成30年12月7日（金）10:00-12:00 ゆめホール知床

【ルシヤ～半島基部エリアまでの議論】

第1回～第4回懇談会の振り返りを行った後、第4回から引き続き斜里側のゾーニング案の残りの部分について議論を行った。

特に意見が多かった③ルシヤ地区については、将来的に野生動物教育の場としてヒグマを観察できる環境を整えることを求める意見があった一方、ルールの方針策定には観光客や国民への理解が必要不可欠であり、時間をかけて合意形成を図る必要があるという意見もあった。

そのほかのエリアについては特に大きな意見はなかったが、全体を通して利用させる方向の意見が多かったことに対して、現行の法律や施設のキャパシティを考慮した利用が必要である、具体的な利用の案を現実にする際には関係機関での十分な議論が必要であるといった意見があった。

ゾーニング案をもとにした意見出しが終了したので、今回はこれまでのまとめを実施することとなった。

※詳細はこれまでの懇談会議事録を参照。なお、平成29、30年度の懇談会開催事業の報告書は知床データセンター (<http://shiretoko-whc.com/>) に掲載予定。

知床国立公園先端部地区の管理方針について

平成 29 年 9 月 19 日

釧路自然環境事務所

◎知床国立公園の管理制度

自然公園法

- ・自然保護のために開発や利用をさせない特別地域を設定（図1参照）。建物の新築・改築や土石の採取、樹木の伐採、植物の損傷などについて、許可が必要。
- ・利用を認める範囲に限り、利用施設計画等を設定。
- ・特別地域の全域で車馬などの乗り入れ禁止を設定。

管理計画

- ・①先端部地区、②知床連山地区、③知西別岳及びその周辺地区、④ホロボツ・知床五湖・カムイワッカ・羅臼湖・知床横断道路沿線地区、⑤ルサ・相泊間の道路沿線地区の5地区に分けて管理を行っている（図2参照）。特に、①～③の地区については大部分が遺産地域管理計画のA地区に区分されていることから、厳正な風致景観及び自然環境の保全を図ることとしている。
- ・エコツーリズム等を推進することとしている。

○知床半島先端部地区の管理方針

- ・公園計画では、「知床岬は貴重な自然環境を保護するため一般観光客の上陸を制限する必要がある。」と記載。
- ・管理計画では、「先端部地区では公園利用のための施設は設けない。」と記載。
- ・また、管理計画では、先端部地区について、一部に登山等のバックカントリー利用が存在するが、沿岸海域、海岸から山岳稜線まで極めて原始性の高い自然環境と豊富な野生生物によって形成される多様な生態系が残されており、また、観光船等の海からの眺望対象としても重要であることから、自然景観の保全は特に厳正に行うこととしている。
- ・なお、海岸トレッキング利用、山岳部利用、沿岸カヤッキング利用、サケ・マス釣り利用、動力船による海域利用については、「知床半島先端部地区利用の心得」を遵守し、それ以外の一般レクリエーションを目的とした動力船での立ち入りは規制指導することとしている。

※ 以上より、国立公園の立場としては、自然環境の保護が保たれる範囲内でのルール等を定めた一部のバックカントリー利用については、自然公園法を行使した罰則（懲役または罰金）の適用は行わない方針である。

<補足>

一般レクリエーションを目的とした動力船での立ち入りについては、昨年度までの検討部会での議論を踏まえ改訂した「知床半島先端部地区利用の心得」（H29年3月）にあるとおり、制限なしに認めることはない方針。一方、その際の議論やH28年度第2回適正利用・エコツアーズム検討会議等を受け、地域の意見や利用状況・ニーズ等を踏まえつつ既存ルール等の見直しを含めた議論・検討が必要であると認識。

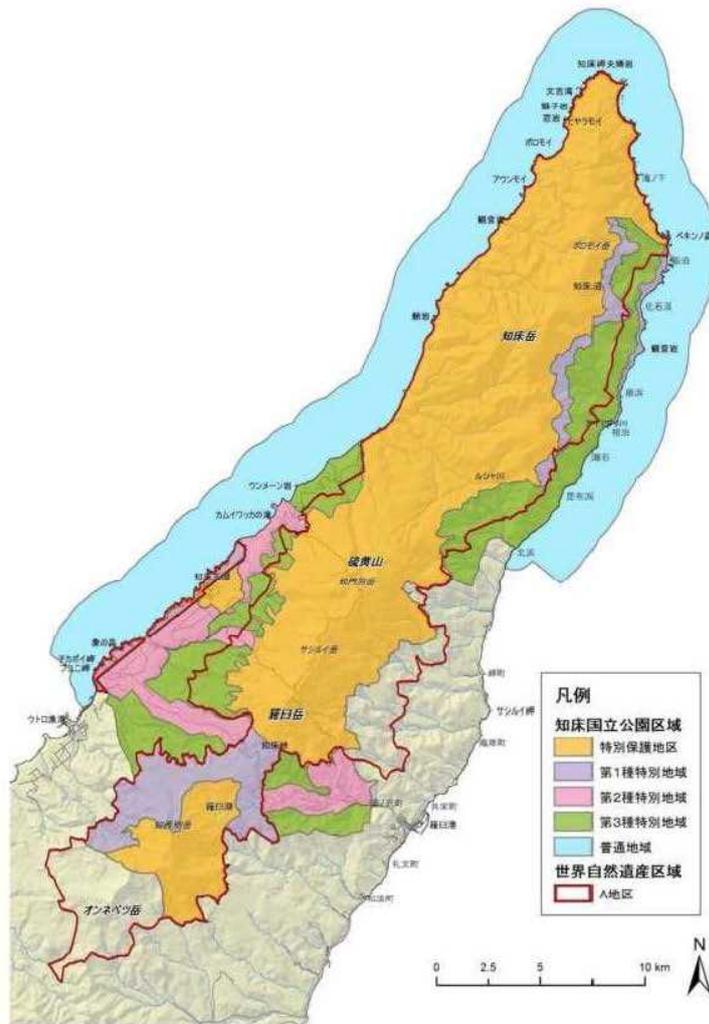


図1 遺産地域管理計画 A地区と国立公園の保護規制計画



図2 遺産地域管理計画 A地区、B地区と国立公園の地域区分

知床森林生態系保護地域管理計画

変更計画書（抜粋）



羅臼岳（1,661m）

平成16年3月

北海道森林管理局

森林生態系保護地域は保存地区と保全利用地区に分かれる。
(地区は次ページ参照)

(2) 保存地区と保全利用地区

ア 保存地区

保存地区の設定に当たっては、次の点を考慮する。

(ア) 知床半島の中には次の地域の特徴をよく示す原生的な植生が存在し、これらの植生を一体として保存する。

- ① 知床岳から知床岬に至る脊梁をおおうハイマツを主体とする高山植生と、海岸沿いの海浜植生・海浜断崖上の樹高の低い針広混交林
- ② ルシヤ川・ルサ川両流域奥地の緩傾斜地形に広がる針広混交林
- ③ 羅臼岳・硫黄山の高山植生と、その山腹の針広混交林

(イ) 知床五湖周辺の海浜断崖植物群落及び海浜断崖上部草原群落、並びにカシワ、ダケカンバ主体の広葉樹林を保存する。

(ウ) 知床半島は海岸から高山に至るまで、植生帯が垂直的に凝縮されていることから、地域住民の居住地、災害防止上必要な個所以外の区域については、可能な限り稜線から海岸に至るまで連続的に保存する。

(エ) 天頂山周辺から遠音別岳周辺に至る高山植生、羅臼湖周辺の湿性植生及びそれらに連なって山腹に存在する広葉樹林から針広混交林に至る森林を保存する。

イ 保全利用地区

保全利用地区の設定に当たっては、次の点を考慮する。

(ア) 知床連山を眺望できる知床横断道路をはじめ、道道知床公園線・知床公園羅臼線、町道岩尾別温泉道路があり、カムイワッカの滝、知床大橋の周辺など奥地まで観光客が訪れるようになってきている。

(イ) 試験研究、自然観察教育、保健休養等に活用できる森林等を有している。

(ウ) 知床半島の地質は、新第三紀層を基盤として、その上に第四紀更新世の火山活動によってもたらされた火山の噴出物による壮齢の脆弱な地質であることから、林地の保全と海岸保全のための山地防災対策等を講じ、交通路及び沿岸漁業等の保護を図る必要がある。

(3) 知床森林生態系保護地域の位置及び区域面積

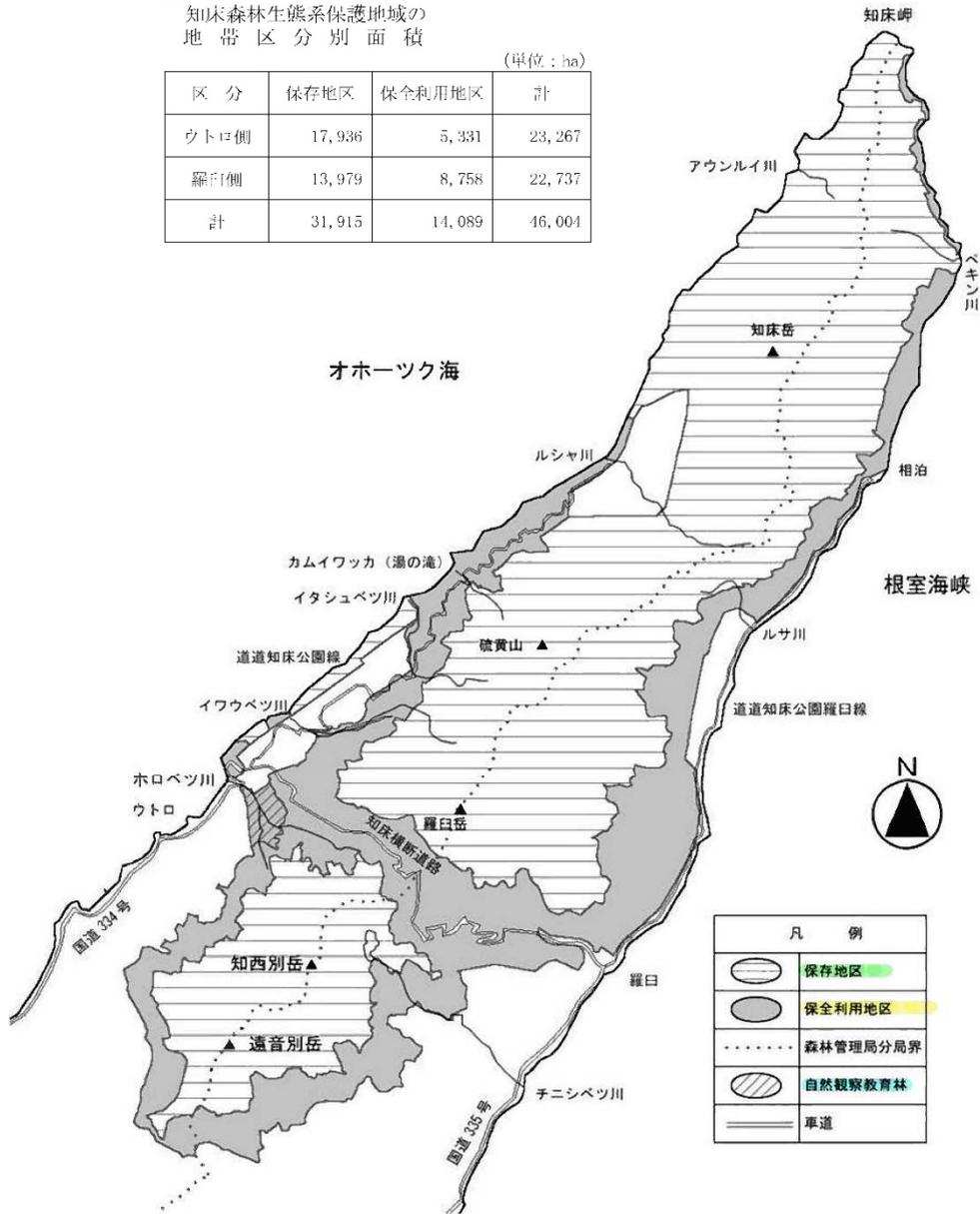
地域の位置及び面積は図-4及び表-2のとおりである。

図-4 知床森林生態系保護地域の位置

表-2
知床森林生態系保護地域の
地帯区分別面積

(単位: ha)

区 分	保存地区	保全利用地区	計
ウトロ側	17,936	5,331	23,267
羅臼側	13,979	8,758	22,737
計	31,915	14,089	46,004



(4) 保存地区の内容

ア 知床岳・知床岬地区

知床岳・知床岬地区は、知床半島の中で最も原生的な自然環境が残っているところである。この一帯の地形は、海岸線から山岳主稜線へ直接急峻にせり上がっており、森林は針広混交林とダケカンバ林が主体となっているが、稜線付近はハイマツ群落となり、高山植物の発達が見られる。

この地区の大部分は国立公園特別保護地区に指定されており、人工物は海岸線に無雪期のみ漁業を営む番屋と、岬に無人灯台があるのみで、原生的な森林生態系を有している。

当地区の保存によって、エゾモメンツル及びシレットコトリカブト等の海浜断崖植物群落、知床岬付近の台地草原及び湿原植物群落の保存及びオジロシヤク岩棚に営巣地をもつハンボソガラスの保存を図ることができる。

イ ルシヤ川・ルサ川流域奥地地区

ルシヤ川・ルサ川両河川流域奥地地区は、知床半島の中では標高の低い地域で、知床岳・知床岬地区に次ぐ原生的な森林生態系が保たれている。この一帯は、比較的樹高の低いトドマツ、エゾマツなどの針葉樹の混交割合の多い森林であり、緩傾斜地における針広混交林としての特徴を有する。当地区の保存によって、多様な野生動物の保存を図ることができる。

ウ 羅臼岳・硫黄山の中央山地及び山麓地区

羅臼岳・硫黄山の中央山地及び山麓地区は、知床横断道路の東に位置する知床半島の中で最も標高の高い羅臼岳（1,661m）から硫黄山（1,563m）までの中央山地である。

標高約700m以上はハイマツを主体として、エゾノツガザクラ、コケモモ、ガンコウラン等の高山植物が数多く分布する。下部へと移行するに従って、ダケカンバ、タカネナカマド、ミヤマハンノキなどからなる上部広葉樹林から、ミズナラ、ハリギリ、シナノキ、ハルニレ、ヤチダモ等の高木性広葉樹とトドマツ、エゾマツ、アカエゾマツ、イテイなどの針葉樹による針広混交林へと林相が変化し、低地帯から稜線までの植生の垂直分布を明瞭に現す地区である。

当地区の保存によって、シレットコスミレ等の高山植物群落、モウセンゴケ等の湿原植物群落、赤イ川上流のアカエゾマツ林及びクマガラ等の鳥類やカラフトトリシジミ、ダイセツオサムシ、アラコガネコメツキ等の昆虫類の保存を図ることができる。

エ 知床五湖周辺の海浜断崖及び海浜台地

この地区は、海岸から少し離れて存在する民有地と海域の間に、海浜断崖及び海浜台地が細長く続いている地区である。

植生は、樹高の低いカシワ、ダケカンバを主体とした広葉樹林となっており、海浜断崖付近には、シコタンハコベ、イワベンケイ等の海浜断崖植物やエゾノコギリソウ、キリンソウ等の海浜断崖上部草原群落が見られる。また、オジロワシ、クマガラ等が見られ、海浜断崖には、ウミウ、オオセグロカモメ等海鳥の集団繁殖地（コロニー）がある。

当地区の保存によって、エゾモメンヅル、チシマコハマギク等の海浜断崖植物群落及びオジロワシの営巣地や海鳥のコロニーの保存を図ることができる。

オ 知西別岳・羅臼湖周辺地区

この地区は、天頂山から知西別岳を越え、1,184m 峯手前の鞍部付近までの区域である。北側はホロボツ川流域、ペレケ川流域及びフンベ川流域の上流部、南側は知西別川流域の上流部を占める。

稜線付近にはコケモモハイマツ群落 distributes し、それに接してダケカンバ林、ミヤマハンノキ林、チシマザサ群落が介在又は上昇している。また、羅臼湖周辺には高地湿原があり、小規模なトドマツ林も見られる。

この地区は、国道 334 号から羅臼湖に至る「羅臼湖線歩道」を除いて、自動車道や登山道は皆無で原生的な状態が保たれている。

当地区の保存によって、原生的な植物群落及びこれに依存するその他の野生動物の保存を図ることができる。

カ 遠音別岳周辺地区

遠音別岳周辺地区は、知床森林生態系保護地域の最も西方に位置する、遠音別岳を中心とする地区である。

この地区の大きな特徴として大規模な山地崩壊と地すべり地があげられる。また、この地区には多様な植物群落 distributes し、稜線付近にはコケモモハイマツ群落 distributes し、これは、1,184m 峯付近及び遠音別岳の北側・南側山腹においては相当に下降している。それに接して高山高茎草本群落が見られる。稜線を離れると高山雪田群落が見られるが、これは稜線の南側に多い。特異的なものとして高山風衝地群落が小面積ではあるが存在し、そのなかにシレットコスミレの群落が含まれる。森林群落は、脊稜線の北側と南側では林相が異なっている。

北側では、山稜直下の急斜面のミヤマハンノキ群落を過ぎると、ほぼ原生状態の

広葉樹林、アカエゾマツを含む針葉樹の比率の高い針広混交林、広葉樹の比率の高い針広混交林などがみられる。

南側では、脊梁直下の急斜面を過ぎても高山帯の植生が続き、その下方にミヤマハンノキやダケカンバ林がみられる。針広混交林は岩屑流堆積物斜面の下部にいたってわずかにみられる。

この地区には、自動車道や登山道等は皆無で原生的な状態がよく保たれており、当地区の保存によって、原生的な植物群落及びそれに依存するその他の野生生物などの保存を図ることができる。

(5) 保全利用地区の内容

ア 知床横断道路周辺の保健保安林

この地区の森林は、ダケカンバを主とする針広混交林からダケカンバ林、ハイマツ林へと順次移行し、展望も秀れている。

ウトロ側のイウベツ川流域を走る知床横断道路の両側の森林は、保健保安林に指定され、国民の保健休養的利用に供されている。開拓跡地の台地から標高 740m の知床峠に至る森林は、針広混交林からダケカンバ林、ハイマツ林へと変化する。

羅臼側では、羅臼川の流域を走る知床横断道路の周辺と、羅臼温泉から羅臼岳に至る登山道を含む羅臼川流域全域が、保健保安林に指定されている。

イ 道道知床公園線及び町道岩尾別線の周辺の森林

この地区の森林は針広混交林で、海岸から離れているため潮風の影響が少なく、北海道における標準的な天然林の林相を示しているため、緩衝帯としての役割のほか、自然観察、教育の場としての利用が可能な地区である。

この地区には、道道知床公園線に沿って知床自然センター、知床鳥獣保護区管理センター、100 平方メートル運動ハウス、知床五湖、カムイワッカの滝などがある。また、斜里町町道岩尾別温泉道路の終点にはホテル、山小屋、露天風呂、羅臼岳への登山口があり、観光客、登山者の入り込みが多い。

ウ 保安林管理道周辺の森林

保存地区となっている知床半島のウトロ側の森林は、半島先端に近づくに従い、潮風と厳しい気象の影響を受けた林相となっている。知床大橋からルシャに開設された保安林管理道周辺の森林は、通行車輛の影響等を保存地区に直接及ぼさない緩衝的な役割を有している。

エ 羅臼からルサ川河口までの山腹下部、民有地と接する地区

羅臼からルサ川河口までは、道道知床公園羅臼線沿いに約1kmの幅で山側に民有地が続いており、この民有地の一部は人工林となっている。この民有地に接する国有林は、保存地区と民有地との緩衝的役割を有している。

オ ルサ川河口から知床岬に至る海岸線

羅臼側の石浜と岩礁が交互に連続する海岸線には、半島先端部まで多くの番屋が設けられており、山地防災工事と海岸保全工事が実施された地区である。背後の山麓斜面は、ダケカンバを多く含む針広混交林となっており、厳しい気象の影響を受け樹高は低い。

ルサ川河口周辺は、地形的に人が入り込み易く、また、漁業の場などとして人為の関与が高い地区であり、ルサ川河口周辺と保存地区との緩衝的役割を有している。

カ ホロベツ川下流地区

この地区は、過去に数度の弱度の択伐が行われた区域であるが、この地区の森林はミズナラ、イタヤカエデ、ダケカンバ、ハリギリなどの広葉樹とトドマツ、イチイ、エゾマツなどの針葉樹が混交し、稚幼樹から大径木に至る各年齢級の樹木がみられる。下層植生の種類も豊富で、特にエゾユズリハの群落が随所にみられる。

この地区の森林は、保存地区の森林に対する外部の影響を緩和する緩衝帯の森林となるとともに、知床半島の自然環境及びその保護の重要性について、より一層理解を深められるよう、自然観察教育林に設定されている。

キ ウトロ側の保存地区に接する区域

ウトロ側においては、保存地区に隣接する森林の大部分は施業を行っておらず、林相は広葉樹の比率の高い針広混交林である。西端の部分は、保存地区が脊梁稜線から離れた個所に設定されているため、脊梁稜線部分が保全利用地区となっており、植生はハイマツ及びダケカンバが主体で、一部が針広混交林となっている。

ク 羅臼側の保存地区に接する区域

羅臼側の西端の部分においては、高山帯の一部を除くと、広葉樹の比率の高い針広混交林が多い。また、一部は過去に択伐が行われ、林相は広葉樹林と広葉樹の比率の高い針広混交林である。

4 知床森林生態系保護地域の管理に関する事項

(1) 保存地区の管理

保存地区の森林については、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねるものとする。ただし、次に掲げる行為についてはこの限りではない。

ア モニタリング（長期的変化の継続的観察・記録）、生物遺伝資源の利用に係わる行為等の学術研究、その他公益上の事由により必要と認められる行為。

イ 非常災害のため応急措置として行う次の行為

(ア) 山火事の消火等

(イ) 大規模な林地崩壊、地すべり等の災害の復旧措置

ウ 標識類の設置等

エ 保存地区内における既設登山道、歩道の維持修繕

羅臼岳登山線（岩尾別温泉～羅臼平～羅臼岳～羅臼温泉）

羅臼平・知門別線（羅臼平～三峰～サシルイ岳～オッカバケ岳～南岳～知門別岳）

硫黄山登山線（カムイワッカ～新噴火口～硫黄山～知門別岳）

羅臼湖線歩道（国道334号～羅臼湖）

オ 保存地区内における漁業用番屋周辺の取り扱い

カ その他法令等の規定に基づき行う行為

(2) 保全利用地区の管理

保全利用地区の森林については、保存地区の緩衝帯の役割を果たすよう、木材生産を目的とする森林施業は行わないものとする。ただし、4-（1）保存地区の管理に掲げる行為のほか次に掲げる行為についてはこの限りではない。

ア 地元施設への被害の回避及び人込み者への危険防止のための枯損木・被害木等の伐倒・搬出

イ 治山治水及び通行の安全上、必要な保安施設の設置や補修のための工事

5 知床森林生態系保護地域の利用に関する事項

(1) 保存地区の利用

保存地区については、原則として手を加えずに自然の推移に委ねるものとするとしていることから、人為の介入は行わないものとする。

ただし、保存地区内における登山道、歩道及び漁業用番屋等の既設工作物の利用及びその他の法令に基づき行われるものについてはこの限りではない。

(2) 保全利用地区の利用

保全利用地区においては、自然的条件等に応じて森林の教育的利用、森林レクリエーションの場等として利用することとし、このために必要な道路、建物等の施設は、原則として保全利用地区の設定の趣旨に反しない範囲で設置することができるものとする。

知床森林生態系保護地域の保全利用地区については、自然的社会的条件から判断し、次の4つの利用の考え方によるものとする。

ア 知床横断道路周辺、羅臼側の民有地に隣接する森林及びルサ川河口から知床岬に至る海岸線、ウトロ側の保安林管理道の周辺及びホロベツ川下流地区を除く知床横断道路以西については、保存地区の森林に外部からの環境変化の影響が及ばないよう、緩衝の役割を果たすことを第一とする。

イ ウトロ側の道道知床公園線、町道岩尾別温泉道路の周辺にはイワウベツ川、イタシュベツ川に沿った天然林が存在することから、森林生態系の保存及び利用に関する試験研究、教育及び自然探勝の場とする。

ウ ウトロ側の岩尾別温泉の登山口、羅臼側の羅臼温泉の登山口、カムイワッカの滝及びルサ川河口周辺については、これまでの利用状況、立地条件を勘案し、森林レクリエーション等、保健休養的に利用する。

エ ホロベツ川下流地区については、これまでの利用の状況、立地条件及び林相を勘案し、試験研究や森林の教育等の場として利用する。

座長談話

今般、「知床森林生態系保護地域」を見直すに当たって開催された設定委員会において様々な意見が出されましたが、具体的な対策等に関わって国有林の管理経営の方針が、木材生産機能重視から公益的機能重視へと転換したことが強く表れていたように思います。

設定委員会の論議の結果としてまとめられた「知床森林生態系保護地域管理計画変更計画書」は、知床を世界自然遺産候補地として、より充実した管理体制を構築するといったことを念頭に、既存の森林生態系保護地域の管理計画を見直したもので、現時点においては最適なものと考えております。

また、論議の過程において「斜里岳まで森林生態系保護地域を拡大すべき」、「ウトロ側は海岸の山麓部及びオンネベツ川下流域まで保全利用地区とすべき」との意見が出され、これにつきましては、森林生態系保護地域としては林相が不適当であること、あるいは、人為が恒常的に関与している森林を保全利用地区とすることは適切ではないこと等の理由から採択されませんでした。将来の研究課題としていただきたいと考えております。

最後に、今回改訂された「知床森林生態系保護地域」が、北海道の原生的な森林生態系として将来ともに適切に保全され、国有林を真に国民の森林にするといった国有林野事業の改革理念のシンボルとなることを期待し、座長談話とします。

平成15年12月12日

知床森林生態系保護地域設定委員会
座長 五十嵐 恒 夫

知床森林生態系保護地域設定委員会の委員名簿

座 長 五十嵐 恒 夫 北海道大学名誉教授

午 来 昌 斜里町長

志 水 俊 夫 独立行政法人森林総合研究所北海道支所長

俵 浩 三 社団法人北海道自然保護協会会長

中 川 元 斜里町立知床博物館館長

中 村 太 士 北海道大学大学院農学研究科教授

中 易 紘 一 社団法人日本林業技術協会北海道事務所長

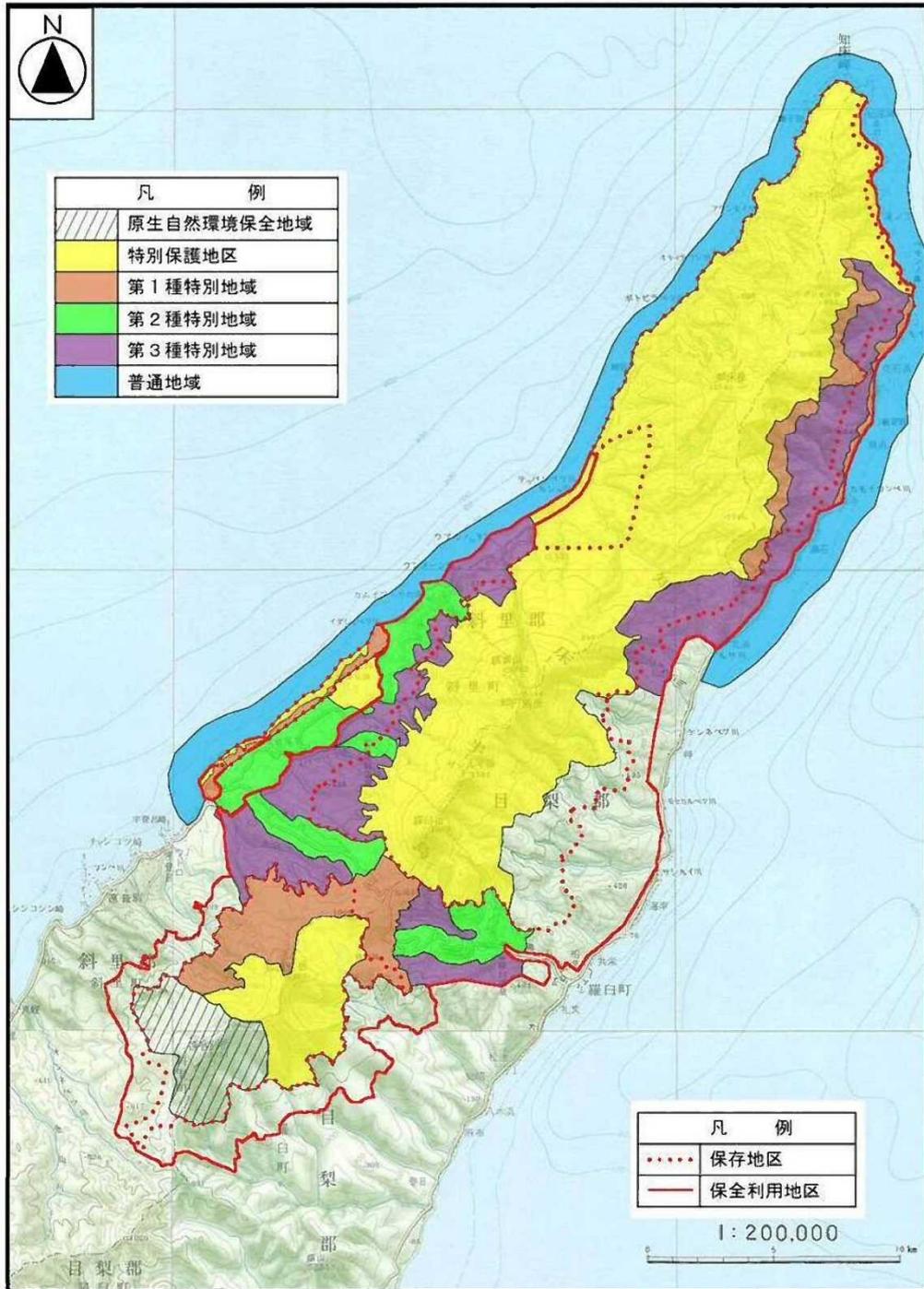
馬 籠 久 夫 北海道環境生活部長

宮 内 令 子 札幌国際大学社会学部助教授

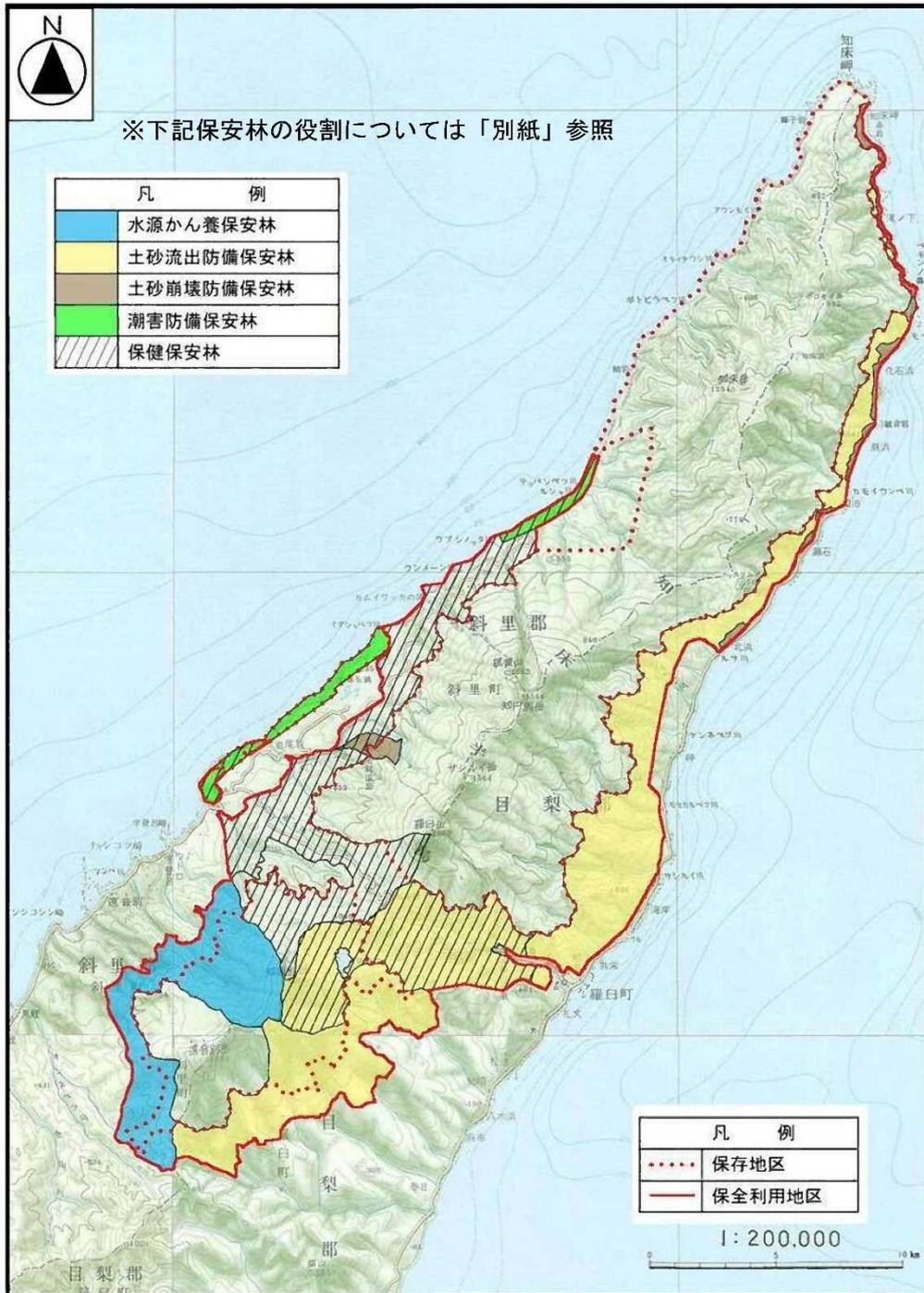
脇 紀美夫 羅臼町長

(敬称略、五十音順)

参考資料3 自然公園等



参考資料4 保安林



注：知床森林生態系保護地域に係わる部分について記載。

◆用語について

【自然観察教育林】

自然教育に適している森林で、自然探勝を楽しみながら植生、野鳥などの観察や森林の働きなどを学ぶことができる場所。

【保安林について】

○保安林制度：水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全・形成、保険休養の場の提供、その他公共の目的を達成するために、特定の森林を保安林として指定し、その森林の保全とその森林における適切な施業を確保することによって森林の持つ保安機能を維持増進するための制度。

立木の伐採の制限、立竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、開墾その他の土地の形質変更等の制限がある。

○知床森林生態系保護地域にある保安林

1. 水源かん養保安林

流域保全上重要な地域にある森林の河川への流量調節機能を安定化し、その他の森林の機能とともに、洪水、濁水を緩和したり、各種用水を確保したりします。

2. 土砂流出防備保安林

下流に重要な保全対象がある地域で土砂流出の著しい地域や崩壊、流出のおそれがある区域において、林木及び地表植生その他の地被物（ちひぶつ）の直接間接的作用によって、林地の表面侵食及び崩壊による土砂の流出を防止します。

3. 土砂崩壊防備保安林

崩落土砂による被害を受けやすい道路、鉄道その他の公共施設等の上方斜面等において、主として林木の根系の緊縛その他の物理的作用によって林地の崩壊の発生を防止します。

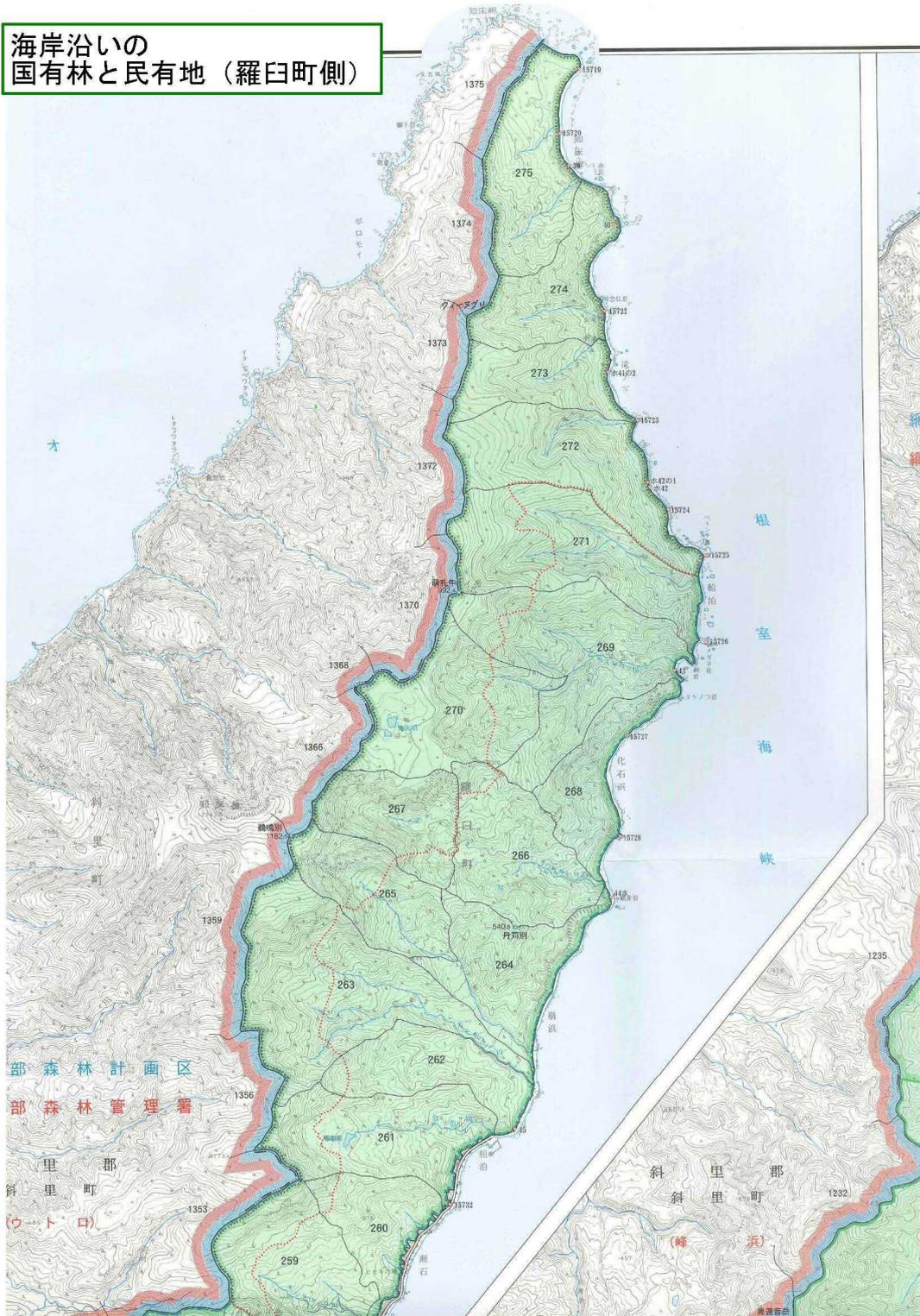
4. 潮害防備保安林

津波又は高潮に際して、主として林木の樹幹によって波のエネルギーを減殺するほか、空気中の海水塩分を捕捉して塩害を防止します。

5. 保健保安林

森林の持つレクリエーション等の保健、休養の場としての機能や、局所的な気象条件の緩和機能、じん埃、ばい煙等のろ過機能を発揮することにより、公衆の保健、衛生に貢献します。

海岸沿いの
国有林と民有地（羅臼町側）



小型漁船や遊漁船などで通船や遊覧などを行う場合

海上運送法のお知らせ

北海道運輸局釧路運輸支局

1. 知床半島における観光遊覧船の運航について

知床半島における遊覧船の運航については、旅客定員13名以上の「旅客船」による海上運送法許可事業である旅客不定期航路事業と、旅客定員12名までの「小型兼用船」や「プレジャーボート(PB)」などによる海上運送法20条届出事業で運航が行われています。

現在はウトロ漁港と羅臼漁港を発着する許可事業の観光船を中心に、半島付近までの周遊航路として様々な遊覧船が就航し、知床の壮大な自然景観や、ホエールウォッチングなどが世界自然遺産の観光として、東北海道における観光の中心として定着しています。

また、羅臼側では冬季における流氷観光に、シャチやオオワシなどの野生動物を目的としたクルーズも年々増加し、近年は個人旅行者向けの海獣観察など、目的を絞ったネイチャークルーズとして小型兼用船などによる遊覧の届出事業も増えている状況にあります。



許可事業
旅客13名以上の旅客船
羅臼ネイチャークルーズHPより



届出事業
旅客12名までの遊覧

2. 許可、届出が必要になる遊覧船の運航について

遊覧船を行うには、使用する船舶の旅客定員により事業内容が大きく異なります。

旅客定員が13名以上の船舶は「旅客船」となり、海上運送法による許可事業として、運航の安全性などが厳しく規制されています。

一方、旅客定員12名までの旅客定員を有する「小型兼用船」「遊漁船」などで遊覧などを行う場合も海上運送法による20条届出が必要になり、旅客定員のない船舶で遊覧事業を行うことは出来ません。

なお、船舶検査がない前浜の船外機船などは別途船舶検査を受検し、旅客定員のある船舶に変更する必要があります。

使用船舶	主な事業内容例	事業区分	
		許可事業	届出事業
旅客定員13名以上の旅客船	知床岬周遊コース 等	許可事業	旅客不定期航路
旅客定員12名までの小型船 (小型兼用船、遊漁船等)	・知床半島観光 ・イルカ、クジラウォッチング ・漁港前浜周遊 等	届出事業	人の運送をする不定期航路 (法20条事業)

3. 旅客12名までの遊覧の手続きについて（法20条届出）

- 旅客定員12名までの「船舶」にて遊覧などを行なう場合、海上運送法による「人の運送をする内航不定期航路事業（法20条届出事業）」として、運航開始する30日前までの届出が必要になります。
- 実際の手続きとしては、事業の概要や使用船舶の明細、運航開始年月日や運航期間等の事項の届出書に、これとは別に輸送の安全確保として安全管理規程等を定め運航開始前までの届出が必要です。
- この安全管理規程では、輸送の安全を確保するための事業内容やその管理方法として、船舶の運航計画や管理のほか、旅客の乗下船や、船舶の離着岸時の安全性確保などを定めなければなりません。

安全関係の一般的事例

- 使用船舶
船舶安全法適合の船舶で、自然的性質に適合し、十分堪航性を有していることを確認。
- 水域施設
岸壁水深、経路周辺の水深が使用船舶の喫水と適切か判断。
また、運航水域は漁業組合や、国立公園などでは管理自治体等の理解が必要になる場合もある。
- 係留施設
使用岸壁は予定船舶の係留に必要な要件を満たしていること。
※係留方法の適切かの判断、起点、寄港地、終点の各港における係留図などの確認。
船舶を安全に係留出来る施設等として、また喫水等の問題もクリア出来るかが重要。

事例1：旅客定員のある小型兼用船で、自治体や研究機関が調査として半島周辺へ渡る場合も届出が必要か。

自治体や研究機関が自己所有する船舶を使用する場合は不要であるが、チャーターした場合は依頼された船舶所有者による届出が必要。

（旅客定員のある小型兼用船所有者Aへ研究機関が岬までの運航を依頼した場合、依頼されたAが「人の運送を行う」として届出を行う必要がある）

事例2：遊漁船で旅客定員があり、釣り瀬渡しの場所まで自然調査員の運送を依頼された。

釣り人の瀬渡しは届出必要ないが、調査員の運送は「人を運送する」として届出が必要になる。

また、釣り瀬渡しで問題ない場所も、届出の場合は係留施設が整っていない上陸地点（寄港地）への運航は認められていない。

※釣りやダイビングで船に人を乗船させても、使用目的が人を運送するのではなく、釣りやダイブが目的の運航なので海上運送法の適用はない。

事例3：旅客定員ある小型兼用船で、漁港から半島周辺海岸へのトレッキング客の送迎を行いたい届出が必要か。

半島周辺での周遊や、一般的な旅客運送を（トレッキング送迎ではない）行うには届出が必要になる。

なお、A漁港から半島周辺の係留施設があるB船着き場への運送も可能であるが、係留施設が整っていない海岸、河口等上陸地点への運航は認められないので、予め寄港出来る場所として、船着き場などの寄港地設定が必要となる。

（釣り瀬渡しで問題のない海岸や湾内などでも、人の運送では海岸乗り上げなどによる寄港は出来ない）

小型兼用船や遊漁船、曳船などで「人の運送を行う」場合、まずは釧路運輸支局へ照会を。

北海道運輸局釧路運輸支局 釧路市鳥取大通6丁目2-13
Tel 0154-51-0057 担当：運航担当または運航労務監理官

一般的な遊覧船運航の事例（Q & A）

1. 小型漁船に12名までの旅客を乗船させ遊覧したいが届出等は必要か。
旅客定員のある漁船は小型兼用船となり、人を運送する遊覧は海上運送事業の届出が必要。
定員13名以上の船舶は「旅客船」となり、事業内容により許可が必要となる。
なお、船舶検査がない漁船に旅客を乗船させるためには、船舶検査を受ける必要がある。
2. 旅客定員のある小型兼用船で、年間数回だが依頼された場合に遊覧事業を行う場合も届出が必要か。
旅客定員があっても、人を運送する遊覧なので事前に海上運送事業の届出が必要。
なお、運行回数にかかわらず届出を行わなければならない。
3. 旅客定員のある小型兼用船で、自治体や研究機関が調査として半島周辺へ渡る場合も届出が必要か。
自治体や研究機関が自己所有する船舶を使用する場合は不要であるが、チャーターした場合は依頼された船舶所有者による届出が必要。
（旅客定員のある小型兼用船所有者Aへ研究機関が岬までの運航を依頼した場合、依頼されたAが「人の運送を行う」として届出を行う必要がある）
4. 港周辺の遊覧として届出事業を行っているが、TV取材で半島周辺海岸までの運送を依頼された。
届出航路以外の運航は出来ない。
また、水域の安全性や係留施設が整っていない上陸地点（寄港地）への運送は認められていない。
（遊漁船として釣り瀬渡しなどで上陸した地点であっても、自家用運送ではないため運送することはできない）
5. 大漁祈願祭の海上パレードとして、無料で町民を乗船させ港外を遊覧する場合も必要か。
有料無料に係わらず、見学町民（旅客）を乗船させることから海上運送法の届出が必要。
※事例1と同じ適用
なお、届出を行っている船舶でも、届け出た航路とパレード航路が違う場合は運航は出来ない。
6. プレジャーボート所有だが、友人を乗船させホエールウォッチングなど遊覧を行った場合も届出等は必要か。
個人所有のプレジャーボートに友人（旅客）を乗船させ遊覧を行っても自家用運送で届出は不要。
ただし、人に依頼された「人を運送する」遊覧は届出が必要になる。
7. ホテル所有のクルーザーで、お客様クルーズサービスとしてホエールウォッチングなどを行う場合も届出が必要か。
有償無償に係わらず「人を運送する」遊覧なので海上運送事業の届出が必要。
なお、ホテル社員に限定した運航の場合は自家用運送となる。
8. 遊漁船で、ホエールウォッチングなどの遊覧事業を行う場合も届出が必要か。
人を運送する遊覧なので海上運送事業の届出が必要。
なお、遊漁と兼用の作業船などの場合、遊漁の旅客定員での届出になる。
9. 遊漁船で旅客定員があり、釣り瀬渡しの場所まで自然調査員の運送を依頼された。
釣り人の瀬渡しは届出必要ないが、調査員の運送は「人を運送する」として届出が必要になる。
また、釣り瀬渡しで問題ない場所も、届出の場合は係留施設が整っていない上陸地点（寄港地）への運航は認められていない。※Q4と同じ
※釣りやダイビングで船に人を乗船させても、使用目的が人を運送するのではなく、釣りやダイブが目的の運航なので海上運送法の適用はない。
10. 旅客定員ある小型兼用船で、漁港から半島周辺海岸へのトレッキング客の送迎を行いたい届出が必要か。
半島周辺での周遊や、一般的な旅客運送（トレッキング送迎ではない）を行うには届出が必要になる。
なお、A漁港から半島周辺の係留施設があるB船着き場への運送も可能であるが、係留施設が整っていない上陸地点への運航は認められないので、予め寄港出来る場所として、船着き場などの寄港地設定が必要となる。※Q4と同じ
（釣り瀬渡しで問題のない海岸や湾内などでも、人の運送では海岸乗り上げなどによる寄港は出来ない）

立入制限に関する制度の紹介

懇談会では「無制限の利用ではなく何らかのルールが必要である」という合意等、地域で考える大まかな方向性の意見を伺うことができた。今後は懇談会での意見を参考に知床国立公園・知床世界自然遺産地域の全体的な利用のルールを見直していく。

一方、個々のエリアについては法的根拠に基づいた立ち入り制限等の適用を求める声があったことからそれらについて他所の事例をいくつか紹介する。

① エコツーリズム推進法に基づく特定自然観光資源の指定

例：慶良間地域

- ・市町村はエコツーリズム推進法に基づき、エコツーリズムを推進しようとする地域ごとにエコツーリズム全体構想を策定し、国に認定の申請をすることができる。
- ・全体構想が認定されると、それに基づく活動に対して各種許認可等の配慮を受けることができるほか、保護すべき特定自然観光資源を指定することで、指定区域内の立入制限などを実施できる。
- ・慶良間地域は全体構想において特定自然観光資源に対する立ち入り制限を設けているが、地元両村長が立入り承認基準を策定していないため実際の制限までは至っていない。

② 地域自然資産法に基づく地域自然資産区域の設定

- ・地域自然資産法は、地域における自然環境の保全や持続可能な利用の推進を図るため、入域料等の利用者による取組費用の負担や寄付金等による土地の取得等、民間資金を活用した地域の自発的な取組を促進することを目的として成立した法律。
- ・この法律により、都道府県又は市町村は、協議会（土地所有者を含む）を設置し自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する地域計画を作成することができ、その計画に基づいて入域料等を徴収し、植生の保護や歩道の整備の資金とすることができる。

③ 都道府県や市町村の条例・要綱等の策定

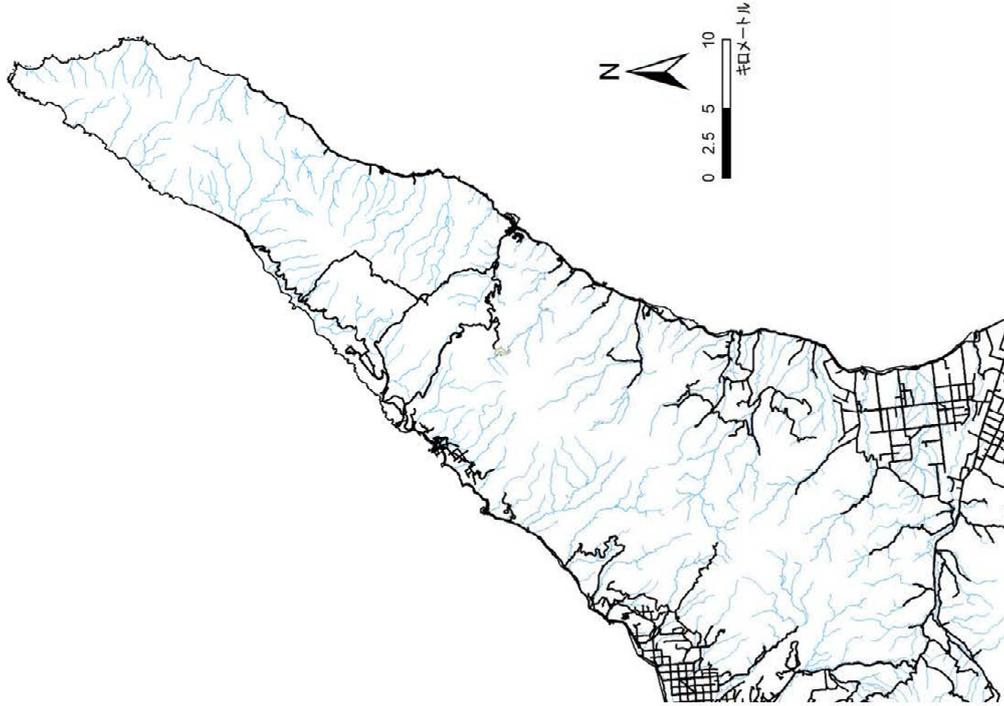
例：東京都・小笠原村

- ・東京都は平成14年7月に、島しょ地域における自然の保護及び適正な利用に関する事項を定めた「東京都の島しょ地域における自然の保護と適正な利用に関する要綱」を策定した。
- ・要綱では、都が自然環境保全促進地域を指定し、指定した地域が存する市町村と協定を締結することで、利用地域、利用時期・時間、1日あたりの利用者数上限などを定めたルールを策定できるとされている。
- ・小笠原村では要綱に基づく協定を結び、南島と母島石門一帯において利用制限を実施している。

ゾーニングとイメージ(案)

参考資料 1

H29年度斜里側の意見集約懇談会資料
(公財)知床財団とりまとめ



- ①先端部地区全域
冒険と原生の旅
- ②羅臼側先端部海岸線ルサ～観音岩
番屋の営み、フィッシュヤリーツーリズム
- ③先端部地区ルシヤ
知床の核心を見る、ワイルドライフウォッチング
- ④ホロボツ・知床五湖・カムイワッカ
多様な知床体験ニーズに応える
- ⑤羅臼湖・横断道路沿線地域
知床時の景観を楽しむ手軽な周遊観光と羅臼湖での奥知床体験
- ⑥知床連山地域
知床を象徴する山並み、両側に海を眺む希少な山岳体験の場
- ⑦知西別岳及びその周辺地域
人気の少ない知床らしい山域、残雪期のアウトドアフィールドとしての展開を探る
- ⑧先端部地域沿岸海域
シヤチ、マツコウウが躍動する感動海峡、火山と流氷が創り出した断崖絶壁、渚のヒグマは珠玉の思い出となる
- ⑨半島基部 斜里岳・海別岳山麓
雄大な農業景観と知床ならではの背景の組み合わせは感動を呼ぶ

先端部地区全域：冒険と原生の旅

本州の箱庭的、あるいはスポーツ的登山やトレッキングとは全く一線を画した「冒険と原生の旅」。ヒグマとの出会いや険しい地形、荒れる海のリスクを乗り越えて、野営しながらたどり着く感動の到達感、日本離れした大風景と非日常の神秘感を提供することに特化する。旅の過程で、豊かな海を糧に生きる人々との出会いや交流も大切な思い出となる。

形態： 海岸トレッキング（主に羅臼側）
半島周回カヤッキング
原生の山の縦走と沢登り（登山）

遺産地域区分：陸域の大部分はA地区。斜里側の小面積の一部と羅臼側の南部低標高域はB地区。

国有林管理区分：知床森林生態系保護地域 保存地区、保全利用地区。

国立公園区分：陸域のほとんどは特保、斜里側の小面積の一部は第3種特別地域、羅臼側の南部低標高域は第1種及び第3種特別地域。

受入想定人数： 2000～3000人/年（150日程度）

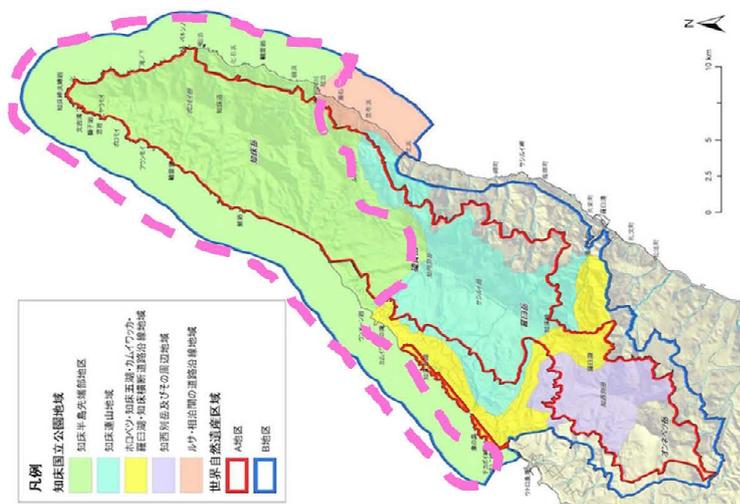
地域への経済効果： 1) 斜里側からのカヤッカー（一部登山者とトレッ

カー）、羅臼側からのトレッカー&カヤッカー、登山者は前日入り、レクチャー受講を義務化。小規模宿泊施設への貢献。

2) トレッカーと登山者の帰還は、何らかの形で小型船渡し船を咨認。遊漁釣り船事業者へ貢献。

3) 主要野営地には小規模なヒュッテ（番屋改造含む）を整備、維持管理費は地元へ

4) ガイド事業の展開



ルサ・相泊間の道路沿線、及び、観音岩以南の先端部地区： 番屋の営み、フィッシュャリーツーリズム

羅臼の豊かな海を糧に、「番屋」という知床ならではの営みの場における暮らしを積極的に発信。浜に根ざして生きる人々との出会いや交流も重要な体験要素とする。

形態： コンブ漁体験や番屋暮らし体験

河口&海岸マス釣り
日帰り海岸トレッキング

遺産地域区分： 陸域はB地区。

国有林管理区分： 知床森林生態系保護地域 保全利用地区。

国立公園区分： 陸域のほとんどが第3種特別地域、一部海岸は第1種特別地域。

受入想定人数： 3000人前後/年（180日程度）

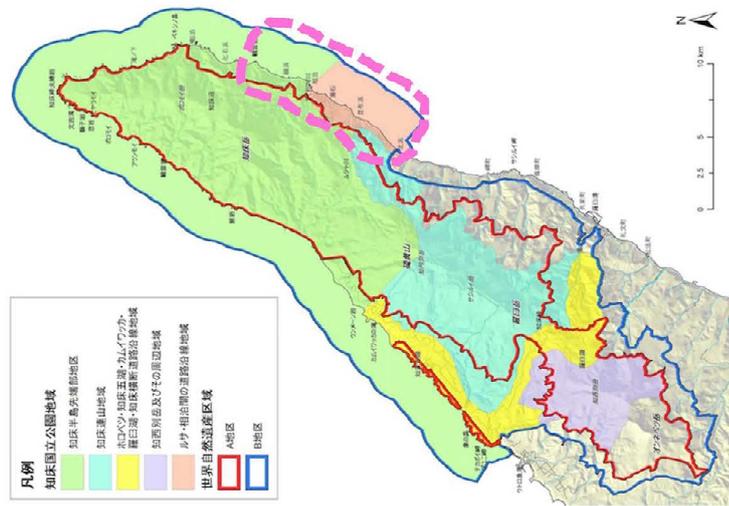
地域への経済効果： 1) 番屋における漁業活動など見学謝金など。

2) 釣り人やフィッシュャリーツーリストの送迎による遊漁釣り船事業者へ貢献。

3) コンブなどの直販、通販につなげていく。

4) ガイド事業の展開

課題： 漁業施設や番屋の家並み（野田尻）、道路法面の修景。



ホロベツ・知床五湖・カムイワッカ地域： 多様な知床体験ニーズに応える

観光バスやシャトルバスを利用した周遊観光から、比較的手軽なバックカントリー利用まで多様なニーズに応えることができる地域として活用していく。陳腐化させることなく他と差別化した知床独自の体験を提供する工夫、ヒグマ等との軋轢回避対策が求められる。

形態： 知床五湖高架木道の周遊観光と地上歩道ガイドツアー

シャトルバスによる周遊、風景探勝、動物観察

カムイワッカ湯の滝、ワッカ園地における観光利用

幌別川河口サケマス釣り

遺産地域区分： B地区（一部海岸段丘縁部がA地区）

国有林管理区分： 知床森林生態系保護地域 保存地区、保全利用地区、自然観察教育林。

国立公園区分： 知床五湖周辺は特保、他は第二種特別地域

受入想定人数： 50～60万人/年

地域への経済効果： 1) 知床五湖は知床への来訪動機の大きな部分を占める

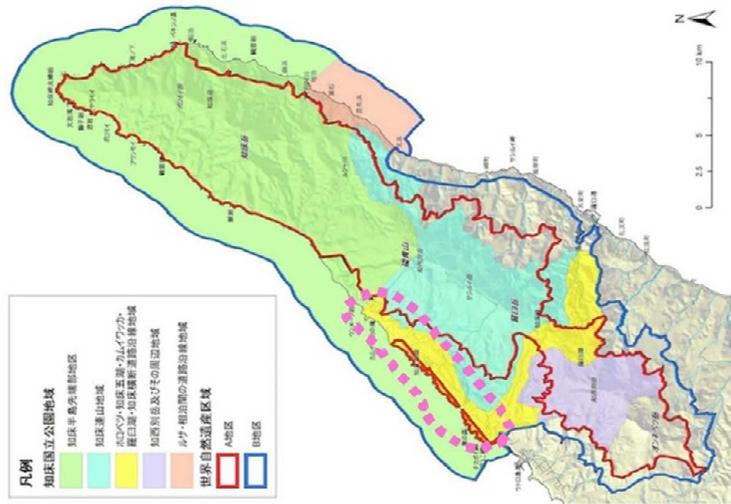
2) 知床自然センター、幌別園地管理による雇用創出、知床自然センター売店/カフェによる収益。

3) 知床五湖管理による雇用創出、パークサービスセンターにおける収益。

4) 地元事業者によるシャトルバス等の運行

5) ガイド事業の展開

課題： 運動地の森の利用のあり方検討、冬季のバックカントリー利用を基本とした知床五湖のあり方を再検討



知床連山地域： 知床を象徴する山並み、両側に海を眺 む希有な山岳体験の場

海にそそり立つ連山の稜線に到達する満足感。眼下の両側は海、はるか
か国後島・エトロフ島までの眺望は、他では得がたい感動を得ることがで
きる。

広大なハイマツ帯や雪田群落の高山植物も知床の山の魅力である。
基本的に中級以上の登山者を対象とした山域として管理し、必要以上の
整備は行わない。

形態：登山（羅臼岳・硫黄山の登頂、あるいは縦走）

遺産地域区分：稜線と高標高域はA地区、山麓部はB地区

国有林管理区分：知床森林生態系保護地域 保存地区。

国立公園区分：稜線部は特保、他は第二種及び第三種特別地域

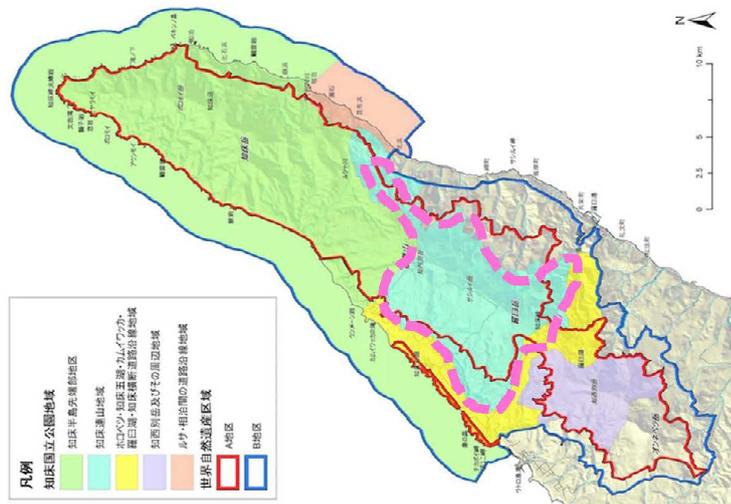
受入想定人数：7000～8000人/年

地域への経済効果：1) 登山者の事前事後の宿泊等。

2) ガイド事業の展開

課題：岩尾別登山口の駐車スペース、交通システムのあり方検討

今後充実が必要となる可能性が高いヒグマ対策のあり方



知西別岳及びその周辺地域： 人気の少ない知床らしい山域、残雪期の アウトドアフィールドとしての展開を探る

羅臼湖入口へのアクセス方法を検討できれば、残雪期のすばらしいフィールドになり得る。根室海峡にめがけて滑り下る知西別岳から湯ノ沢までのロングダウンヒルコースは感動もの。

形態： バックカントリースキー
スノーシュートレッキング

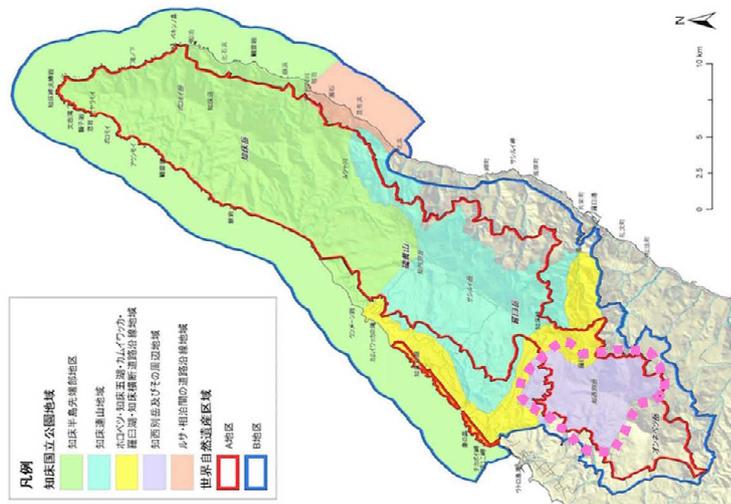
遺産地域区分： A地区

国有林管理区分： 知床森林生態系保護地域 保存地区。

国立公園区分： 特保と第一種特別地域

受入想定人数： 1000人？/年

地域への経済効果： 1) ガイド事業の展開



先端部地域沿岸海域、根室海峡： シャチ、マッコウウが躍動する感動 海峡、火山と流水が創り出した断 崖絶壁、渚のヒグマは珠玉の思 出となる

ウトロ～知床岬に続く絶壁と大風景、海岸で見ることができ
るヒグマや猛禽類、海鳥など野生との出会いの濃さは知床
ならではの。

豊饒の海、根室海峡はシャチやクジラ、イルカなど大型海
産哺乳類との感動の出会いの場。大型猛禽、トド、アザラシ
類を対象とする冬の観光船事業も充実が望まれる。

形態： 観光船による周遊

遺産地域区分： 海域の一部はB地区

国立公園区分： 海域の一部は普通地域

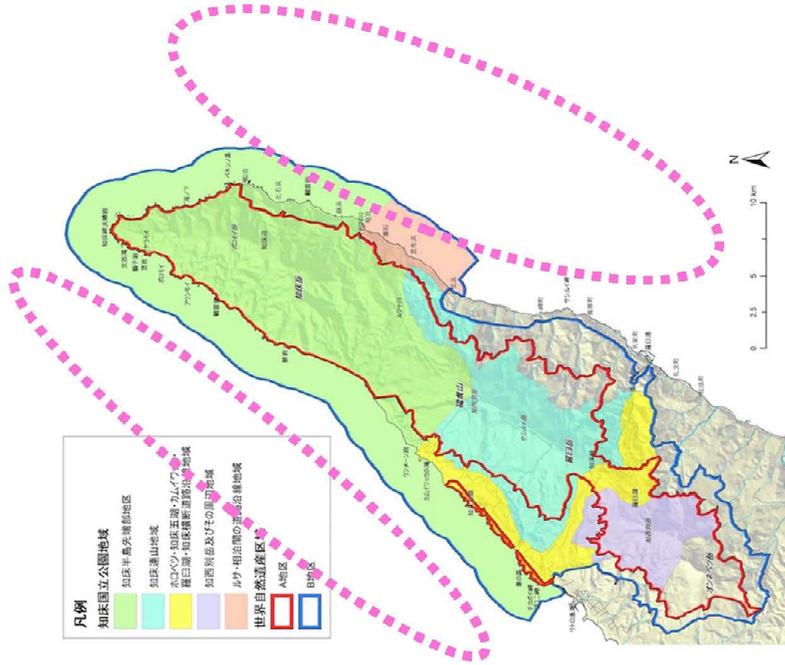
受入想定人数： 10万人前後/年

地域への経済効果： 1) 観光船事業の展開（運行事業者、乗組
員の雇用、燃料供給なども）

2) 観光船による周遊観光自体が、知床
への来訪の大きな動機となっている。

課題： 悪天候・濃霧の際の代替観光

流水期も運行可能な観光船への設備投資



半島基部地域：斜里岳・海別岳山麓から斜里平野、峯浜地区牧場地域雄大な農業景観と知床ならではの背景の組み合わせは感動を呼ぶ

斜里平野から周辺の山間野山麓部については、人気の観光地である富良野盆地周辺に比して勝るとも劣らない美しい風景を有している。また、峯浜地区の広大な牧草地とは異なり望む根室海峡・国後島の風景も美は大きな潜在性を有している。

しかし、そこに欠けているのは来訪者をもてなす仕組みや人の存在、そして魅力的な「食」である。両地域で生産される畑作物や畜産物、そして知床ならではの海の幸を洒落た形で提供できる宿泊施設・レストラン等を展開し、知床の観光の新たな分野を切り開く。乗馬やスノーモービルのツーリングコースの設定など、国立公園内では難しいアクティビティの展開も可能だろう。

形態： 滞在型アクティビティ、知床ならではの食の提供

遺産地域区分： 遺産地域外

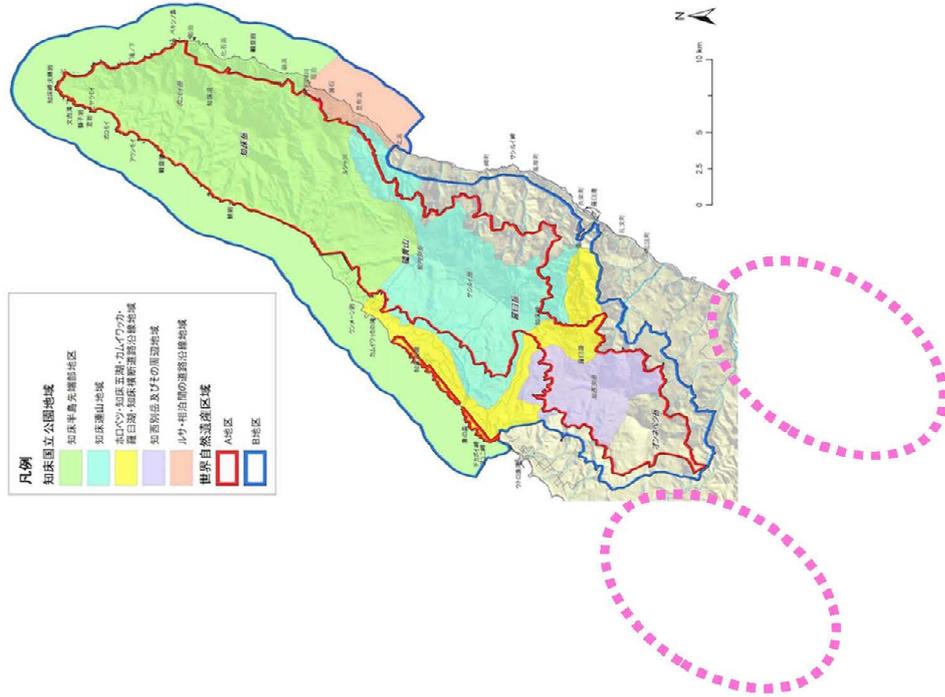
国立公園区分： 国立公園外

受入想定人数： ?/年

地域への経済効果： 1) パンション、オーベルジュなど小規模・高付加価値宿泊施設などの展開

2) 地域産品の販路開拓、直販&通販

3) ガイド事業の発展



慶良間地域エコツーリズム推進全体構想の概要

目的

沖縄県の渡嘉敷村と座間味村からなる慶良間地域は、サンゴ礁をはじめとする海域資源を中心とする豊かな自然環境を有するとともに、年間を通して多様な海洋生物が観察できる貴重な地域です。

このような自然との関わりを持ちながら生活を営んできた地域独自の文化や歴史と貴重な自然を次代に残し、持続可能な地域づくりを進めるため、両村はエコツーリズムの取組を進めています。

今般、豊かな自然環境の恩恵を受けながら適切な量の観光客を受け入れ、観光振興と自然保全活動の両立を図り、地域の生活や経済を維持し発展させることを目的に、「慶良間地域エコツーリズム推進全体構想」を作成したものです。

エコツーリズム推進法との関係

- 本全体構想は、エコツーリズム推進法（平成19年法律第105号）（以下「法」という。）第5条第1項の規定により設置された「渡嘉敷村エコツーリズム推進協議会」及び「座間味村エコツーリズム推進協議会」により、法第5条第3項の規定に基づき作成されたものです。
- 本全体構想は、政府が定める「エコツーリズム推進基本方針」（平成20年6月閣議決定）に即して作成したものです。
- 本全体構想は、法第6条第1項の規定により主務大臣の認定を申請したものであり、法第6条第2項及び第3項の規定に基づき認定されたものです。

概要

■ エコツーリズムを推進する地域（法第5条第3項第1号関係）

渡嘉敷村と座間味村の陸域及び海域を設定しています。当該地域は渡嘉敷村と座間味村の2つの行政区域に分かれています。生活文化が共通しているほか、両村ともスキューバダイビング等の海域を利用した観光が主要産業であり、両村は慶良間地域の海域を共有していると言えます。一方で、これらの海域は過剰利用が懸念されており、サンゴ礁等への環境負荷が高い地域でもあります。

■ エコツーリズムの対象となる主たる自然観光資源の名称及び所在地（同項第2号関係）

○主な自然観光資源

- ・「慶良間のサンゴ礁」などの動植物の生息地・生育地
- ・「阿波連ビーチ」「阿真ビーチ」等

■ エコツーリズムの実施の方法（同項第3号関係）

○ルール

慶良間地域エコツーリズムガイドライン（以下「ガイドライン」）を策定し、訪問客、住民、事業者向けにそれぞれルールを設定しています。

○主なプログラム

スキューバダイビング等。

○モニタリング及び評価

環境省の「モニタリングサイト1000」の調査結果と利用者数の変化などの情報を照合するなどして実施します。

■ 自然観光資源の保護及び育成のために講ずる措置（同項第4号関係）

○特定自然観光資源の指定

- ・サンゴ群集はダイビング等による利用が過剰になると損なわれる恐れがある自然観光資源であるため、サンゴ群集の分布域（慶良間のサンゴ礁）を特定自然観光資源として渡嘉敷村長及び座間味村長が指定します。
- ・スキューバダイビングの利用の中心であり、主なサンゴ群集の分布域である水深30m以浅の海域が対象となります。

○立入の適正化による利用調整

- ・特定自然観光資源に指定するサンゴ群集等を保全するために、立入人数の適正化を図り、過剰利用を防ぎます。
- ・事故や災害などの非常時に必要な応急措置を行うため立ち入る場合や、漁業を営むための立入り等については対象外とします。

○立入り承認基準

渡嘉敷村長、座間味村長は、特定自然観光資源が適切に保全されるように、立入り承認をする際の基準を設けます。

○特定自然観光資源の保護・育成の方法

- ・慶良間サンゴ礁保全利用部会（以下「利用部会」）を設置し、慶良間地域のサンゴ群集を保全するために必要な事業を行います。
- ・利用部会にはダイビング事業者や観光事業者など、サンゴ礁を利用する主体に参加を求めます。
- ・特定自然観光資源の所在する区域の境界を表示するとともに、港などの多くの観光者が訪れる場所に看板などを設置し取組を広く周知します。

■ 推進協議会に参加する者の名称又は氏名及びその役割分担（同項第5号関係）

- 渡嘉敷村エコツアーリズム推進協議会及び座間味村エコツアーリズム推進協議会ともに地元行政、地元住民、地元関係機関、関係行政機関等から構成されており、両協議会は互いに連携して、慶良間地域のエコツアーリズムの推進を図ります。
- 両協議会においては関係者間の情報共有を図るとともに、外部に対しても積極的に情報を公開します。

■ その他エコツアーリズムの推進に必要な事項（同項第6号関係）

- 当該地域に係る関係法令や各種計画と調整を図ります。
- エコツアーが地域住民の生活や伝統文化に悪影響を及ぼすことのないように配慮します。
- 全体構想は概ね5年ごとに見直しを行うこととしますが、モニタリングの結果やエコツアーリズムの取組状況を勘案し、必要に応じて随時全体構想の見直しを検討していきます。

地域自然資産法

正式名称！地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律

ナショナル・トラストのさらなる推進に向けて

日本のナショナル・トラストは、1964年に鎌倉の鶴岡八幡宮の墓山を宅地開発から守るため、市民と市が資金を出し合い、土地の一部を買い取ったことが始まりです。土地を取得し、適正に維持管理することは、最も効果的な自然環境保全の方法のひとつと言えます。以来、全国各地で、民間団体や地方公共団体によるナショナル・トラストによって、日本の豊かな自然環境や文化的景観等が守られてきました。

ナショナル・トラスト等の民間資金を活用した取組は、行政だけでは保全できない、地域住民や国民にとっても重要な自然環境等々、地域住民や民間団体が、地域

の価値ある資産として保全していく取組と言えます。

今後人口減少が進む中、適切に管理できなくなってしまう土地の増加、自然環境と人とのつながりの分断等が懸念されます。これらの土地の寄付や自然環境との結びつきを求め、人々の愛り血として、トラスト団体や行政が連携していくことが重要です。

今後、本法律により、多様な関係者の合意形成と連携が図られ、多くの国民の支持のもと、ナショナル・トラスト等民間資金を活用した取組が、さらに推進していくことを期待します。

入域料とトラスト活動に関する法律が制定されました

念や特組みが法律に位置づけられたのは初めてです。

この法律により、都道府県又は市町村は、地域にとっても重要な自然環境があれば、土地所有者、関係団体、地域住民、関係事業者、関係行政機関などの幅広い関係者の参画を促した協議会を設置し、自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する計画（地域計画）を作成することができ、都道府県又は市町村は、その計画に基づいて、入域料等に因る「地域自然環境保全等事業」や寄付金等による土地の取得や管理に因る「自然環境トラスト活動」や「自然環境トラスト活動促進事業」を行うこととなります。

このようにして、都道府県又は市町村が中心となり多様な関係者と合意形成を図ることで、民間資金の適切な活用と、それによる地域の自発的な取組を進め、地域社会の健全な発展にもつなげることを目指しています。

背景と目的

自然環境の保全や持続可能な利用の推進に向けて、現在、国や地方公共団体により様々な取組が進められています。その実施には、多大な労力や資金、地域の特色に応じたきめ細やかな対応が必要となります。優れた自然環境を保全し、将来の世代に引き継いでいくため、これらの費用に加え、入域料など利用者による取組費用の負担や、ナショナル・トラスト活動を行う民間団体等が寄付金を募り行う土地の取得・管理など、民間の資金を用いた地域の自発的な取組を進める必要があらわれます。

法律の成立とねらい

2014年6月、「地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律」（通称「地域自然資産法」）が議員立法によって制定されました（2015年4月より施行）。入域料の收受や自然環境トラスト活動について、その理

問い合わせ先

ご質問・ご意見等ございましたら、下記の窓口にお問い合わせください。

環境省 自然環境局 自然環境計画課 生物多様性施策推進室（自然環境トラスト活動等）
国立公園課（地域自然環境保全等事業）

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL.03-5521-9108 FAX.03-3591-3228

地域自然資産法に関する情報は、環境省ホームページにも掲載しています。

<http://www.env.go.jp/nature>

平成27年3月発行

別紙 1

東京都の島しょ地域における自然の保護と適正な利用に関する要綱

平成14年7月1日 14環自計第288号知事決定

(目的)

第1条 この要綱は、島しょ地域における将来にわたり継承すべき貴重な自然が存する地域において、豊かな自然と触れ合える仕組みづくりに取り組み、その保護及び適正な利用を図ることに關し、必要な事項を定めることを目的とする。

(自然環境保全促進地域の指定)

第2条 知事は、次の各号のいずれにも該当する地域のうち、将来にわたり継承すべき貴重な自然が存するため、保護と利用の両立を図らなければならない地域(海域を含む。)を、自然環境保全促進地域として指定することができる。

(1) 次のイからハまでのいずれかに該当する地域

イ 多様な生物及び生態系の確保のために重要な動物の生息地、繁殖地若しくは渡来地又は植物の生育地

ロ 地質学又は地形学上貴重な地域

ハ 景観が優れている地域

(2) 人による過度の立入り等により人為的な影響を受けるおそれがある地域

2 知事は、前項の地域の指定に当たっては、必要に応じ野生動植物等の状況に関する調査(以下「モニタリング調査」という。)を行い、当該地域の自然の保護及び適正な利用のための指針を明らかにするものとする。

3 知事は、自然環境保全促進地域を指定しようとするときは、あらかじめ自然環境保全促進地域の存する町村(以下「関係町村」という。)の長及び対象となる地域の土地所有者等(以下「土地所有者等」という。)の意見を聴くものとする。

4 知事は、自然環境保全促進地域の指定を行ったときは、その旨を公告するとともに、関係町村の長及び土地所有者等に通知するものとする。

5 前2項の規定は、自然環境保全促進地域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

(協定の締結)

第3条 知事は、自然環境保全促進地域を指定したときは、次に掲げる事項について関係町村の長と自然環境保全促進地域の適正な利用に関する協定(以下「協定」という。)を締結するものとする。

(1) 東京都と関係町村との役割分担に關すること。

(2) 次に掲げる自然環境保全促進地域の適正な利用に関する事項のうち必要なもの
(以下「適正な利用のルール」という。)

イ 利用区域又は利用経路

ロ 利用時期及び利用時間

ハ 1日当たりの利用者(自然環境保全促進地域を利用する者をいう。以下同じ。)の人数の上限

ニ 第5条第1項に規定する東京都自然ガイドが担当する利用者の人数の上限

ホ その他適正な利用のため必要な事項

(3) その他自然環境保全促進地域の自然の保護及び適正な利用に関し必要な事項

(モニタリング調査の実施等)

第4条 知事は、自然環境保全促進地域の自然の保護及び適正な利用を図るため、モニタリング調査を行うものとする。

2 知事は、モニタリング調査の結果、必要があると認めるときは、関係町村の長と協議し、適正な利用のルール等を見直すものとする。

(東京都自然ガイドの認定等)

第5条 知事は、自然環境保全促進地域の自然の保護及び適正な利用を図るため、東京都自然ガイドを養成し、及び認定するものとする。

2 東京都自然ガイドは、関係町村に住所を有する18歳以上の者で、知事が開催する講習を受講した者の中から知事が認定するものとする。

3 東京都自然ガイドの養成及び認定の方法等については、関係町村の長と協議して、知事が別に定める。

(東京都自然ガイドの役割)

第6条 東京都自然ガイドは、次に掲げる役割を担うものとする。

(1) 利用者に対して自然の理解を深めるための解説を行うこと。

(2) 利用者に対してこの要綱に従い利用の指導を行うこと。

(3) 自然環境保全促進地域におけるモニタリング調査に協力すること。

(東京都自然ガイドの同行)

第7条 自然環境保全促進地域に立ち入ろうとする場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、東京都自然ガイドを同行するものとする。

(1) 土地所有者等が通常の生活に付随する事由により立ち入る必要のある場合

(2) 非常災害のために必要な応急措置を行うため立ち入る必要のある場合

(3) 国、地方公共団体等が管理行為を行うため立ち入る必要のある場合

(4) 前3号に掲げるもののほか知事が特に必要があると認めた場合

(自然環境保全促進地域の利用に関する指導等)

第8条 知事は、関係町村の長と連携して、利用者に対し、自然環境保全促進地域の利用について、必要な事項を指導し、又は勧告することができる。

(責務)

第9条 都は、この要綱の実施に当たっては、関係町村と連携して、自然の保護及び適正な利用の総合的かつ計画的な施策の推進に努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。ただし、第4条、第7条及び第8条の規定は、平成15年4月1日から施行する。

別紙 2

小笠原諸島における自然環境保全促進地域の適正な利用に関する協定書

東京都の島しょ地域における自然の保護と適正な利用に関する要綱(平成14年7月1日14環自計第288号知事決定。以下「要綱」という。)第3条の規定に基づき、東京都を甲とし、小笠原村を乙とし、甲乙間において次の条項により協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、要綱に基づき甲及び乙が連携して、小笠原諸島における自然環境保全促進地域の適正な利用を図ることを目的とする。

(対象となる自然環境保全促進地域)

第2条 この協定の対象となる自然環境保全促進地域は、次に掲げる地域とし、その区域は、別図1及び別図2のとおりとする。

- (1) 南島
- (2) 母島石門一带

(甲及び乙の役割分担等)

第3条 甲及び乙の役割分担並びに適正な利用のルールは、甲及び乙が協議の上定める。

(適正な利用のルール)

第4条 適正な利用のルールは、平成14年10月1日までに定め、平成15年4月1日から施行する。

(協議)

第5条 甲及び乙は、自然環境保全促進地域の保護及び適正な利用を図るため、その実施状況を踏まえ、必要に応じて協議するものとする。

上記協定締結の証として、甲及び乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ署名の上、各々1通を保有する。

平成14年7月9日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
甲 東京都
代表者 東京都知事 (石原 慎太郎)

東京都小笠原村父島字西町
乙 小笠原村
代表者 小笠原村長 (宮澤 昭一)

別紙 3

適正な利用のルール等に関する協定書

小笠原諸島における自然環境保全促進地域の適正な利用に関する協定書（平成14年7月9日締結）第3条及び第5条の規定に基づき、東京都を甲とし、小笠原村を乙とし、甲乙間において次の条項により協定を締結する。

（適正な利用のルール）

第1条 適正な利用のルールは、別表のとおりとする。

- 2 甲及び乙は、連携して、自然環境保全促進地域の利用者に対し、適正な利用のルールの遵守について、指導又は勧告を行うものとする。
- 3 適正な利用のルールは、甲が行うモニタリング調査の結果等を踏まえ、必要に応じ、甲及び乙が協議の上、変更することができる。

（甲の役割）

第2条 甲は、次に掲げる事務を行う。

- （1） 都民及び観光客等に対する自然環境保全促進地域指定の意義の周知
- （2） 東京都自然ガイドの養成及び認定
- （3） モニタリング調査の実施
- （4） 適正な利用のルールの実施に対する支援

（乙の役割）

第3条 乙は、次に掲げる事務を行う。

- （1） 村民、観光客等に対する適正な利用のルールの周知
- （2） 適正な利用のルールの運営体制の整備
- （3） 地元関係団体等の取りまとめ及び適正な利用のルールの推進
- （4） 東京都自然ガイドからの報告の聴取等適正な利用のルールの実施状況の調査
- （5） 自然環境保全促進地域の利用実績(村民の利用を含む。)の甲への提出

（協議）

第4条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項は、その都度、甲及び乙が協議して定める。

上記協定締結の証として、甲及び乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各々1通を保有する。

平成14年9月30日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
甲 東京都
代表者 東京都知事 石原慎太郎

東京都小笠原村父島字西町
乙 小笠原村
代表者 小笠原村長 宮澤 昭一

適正な利用のルール

I 共通ルール

- 1 東京都自然ガイドの指示に従う。
- 2 東京都自然ガイドは、その身分を表示する腕章等を着用する。
- 3 定められた経路以外を利用しない。
- 4 植物、動物、木片類、石など自然に存在するものはそのままの状態にする。
- 5 動物、植物、種子、昆虫などの移入種を持ち込まない。
- 6 動物にえさを与えない。
- 7 動物を驚かしたり、追い立てたりしない。
- 8 岩石などに落書きをしない。
- 9 ごみは捨てず、すべて持ち帰る。また、海へ投棄しない。

II 個別ルール

名 称	南 島	母島石門一帯
利用経路	別図 1 のとおり。なお、利用経路以外は立入禁止	別図 2 のとおり。なお、利用経路以外は立入禁止
最大利用時間	2 時間	設定しない
1 日当たりの最大利用者数	100 人 (上陸 1 回当たり 15 人)	50 人 (1 回当たり 5 人)
制限事項	年 3 か月間の入島禁止期間の設定 (当面、11 月から翌年 1 月末日までとする。ただし、年末年始の 8 日間を除く。詳細な日程は年度毎に定める。)	鍾乳洞は立入禁止
ガイド一人が担当する利用者の人数の上限	15 人	5 人

南 島

利用経路及び指定範囲



指定範囲 最低低潮位における海岸線

母島石門一帯 利用経路及び指定範囲

別図 2



- 指定範囲**
- ①-② 小林班界 (森林生態系保護地域保存地区界)
 - ②-③ 小林班界 (森林生態系保護地域保全利用地区界)
 - ③-④ 尾根線
 - ④-⑤ 道路 (除) 界
 - ⑤-⑥ 小林班界
 - ⑥-⑦ 小林班界 (森林生態系保護地域保全利用地区界)
 - ⑦-⑧ 小林班界
 - ⑧-⑨ 小林班界 (森林生態系保護地域保存地区界)
 - ⑨-⑩ 小林班界
 - ⑩-⑪ 林班界
 - ⑪-① 林班界 (森林生態系保護地域保存地区界)

平成30年度 環境省北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所 請負業務

業務名：平成30年度知床半島先端部地区利用状況調査及び利用のあり方検討等業務

業務期間：平成30年6月19日～平成31年3月29日

業務実施者：公益財団法人公益財団法人 知床財団

〒099-4356

北海道斜里郡斜里町大字遠音別村字岩宇別531番地



リサイクル適正の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料（Aランク）のみを用いて作製しています。